

平成25年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年3月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 矢野 隆行	2番 梶山 幾世
	3番 井狩 辰也	4番 市木 一郎
	5番 高橋 繁夫	6番 奥村 治男
	7番 中島 一雄	8番 丸山 敬二
	9番 西本 俊吉	10番 坂口 哲哉
	11番 立入三千男	12番 太田 健一
	13番 野並 享子	14番 小菅 六雄
	15番 田中 孝嗣	16番 三和 郁子
	17番 鈴木 市朗	18番 内田 聡史
	19番 田中 良隆	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育委員会委員長	一井 彰人
教育長	川端 敏男	政策調整部長	富田 久和
総務部長	竹内 睦夫	市民部長	中島 宗七
健康福祉部長	佐敷 政紀	政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄
政策調整部次長	深尾 永司	総務部次長	田中 利昭
広報秘書課長	寺田 実好	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第1号から議第44号まで
(平成25年度野洲市一般会計予算 他43件)
質疑
- 第4 議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第43号まで
(平成25年度野洲市一般会計予算 他35件)
常任委員会付託
- 第5 議第12号から議第18号まで及び議第44号
(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第7号) 他7件)
討論、採決
- 第6 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) 皆様、おはようございます。

これより、2月27日に開会いたしました第1回野洲市議会の定例会を再開いたします。
ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、田中孝嗣議員、第17番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、議第1号から議第44号までの平成25年度野洲市一般会計予算他43件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第13番、野並享子議員。

○13番(野並享子君) おはようございます。

議第1号平成25年度野洲市一般会計予算について質問をいたします。

2013年度予算は、補正も含め15カ月予算と言われています。2013年度予算における問題は、5兆円の歳出削減であり、主なものは生活保護費の削減、地方公務員給与の削減を前提とした地方交付税抑制の財政であり、また、地方財政対策においては前年度並みに確保されていますが、社会保障関係の地方負担増を考慮すれば抑制基調となっています。

これらは、野洲市の財政にも大きく影響しています。生活保護の引き下げは、他の施策にも大きく影響を与え、低所得者の生活を脅かすものとなっています。

また、職員の退職金の削減や、来年度に予定されている職員給与の引き下げも地域経済を冷え込ませる内容になり、デフレからの脱却どころか、さらなる消費不況を起こすことは明白であります。

2013年度の野洲市の財政を見ると、国が就学援助費にPTA会費や生徒会費、部活動の援助を対象としたのに対して、実施していないというのは問題であろうかと思いません。

また、こども園が来年度建設され、保育料について検討されていますが、保育園の保育料は所得に応じて決められていますが、幼稚園は一律であります。短時部の幼稚園と長時部の保育園の整合を図れば、低所得者で長時間保育を必要とされる方にとっては時間単価の保育料になり、高額となり、これは大きな問題を引き起こすこととなります。こども園の建設は、このような問題を抱えての建設であります。野洲市の具体的な問題について質問いたします。

公有財産の処分についてであります。不要資産の処分として4億586万円計上されていますが、この場所は東消防署跡地、商工会館跡地などありますが、一般論としての不

動産の処分はあり得ると思います。しかし、地域住民にとって必要な土地で、売却されたら困る土地と、売却されても影響がない土地があると思います。今回計上されている土地については、近隣の方々の意向など、十分に検討されたものでしょうか。

また、不要資産と思われるのは、市内でも目にします。総合センターの前の旧教育センターなどは使命を果たしたものではないでしょうか。不要資産のあり方について、明確にされたいと思います。

2点目、職員給与手当の計上についてであります。

総務費の一般管理費において、退職手当組合負担金について。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時05分 休憩）

（午前9時08分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○13番（野並享子君） 次、同和関係の予算で、地元の方の協力や行政の取り組みの中で、個人施策については保育料減免や老人医療費無料化など、来年度も計画的に減額の予算となっており、一般施策に近づいているということに対しては評価をいたします。

しかし、引き続き同和事業促進協議会運営補助金65万円や、特定団体が主催する集会、全国高校生集会等に補助金を出しており、廃止すべき予算と思いますが、見解を求めます。

また、総合センターや庁舎清掃委託費が特定の企業と随意契約をしており、地方自治の趣旨から反していると思いますが、見解を求めます。

3点目、衛生費の地球温暖化対策事業で、省エネ住宅普及促進補助金は、本事業は平成25年度をもって終了するとただし書きがされていますが、これまでも指摘しましたが、断熱と太陽光、両方クリアしなければならない補助金であります。太陽光発電だけでも補助してもらえるものにすべきと発言してきました。

また、終了するのではなく、住宅リフォームのときに断熱材を使用した場合とか、太陽光を単独設置の場合にも補助するなど、省エネルギーを促進するための施策として続けていくべきと考えますが、見解を求めます。

議第25号野洲市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

今回、上程されている税条例の改正は2つあり、1つは寡婦控除額が削られることですが、野洲市での影響は何人で幾らになるのか、お尋ねいたします。

2つ目が、市長も提案理由の説明で言われていましたが、東日本大震災復興基金基本法

に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において震災復興を実施する財源を確保するために、平成26年度から平成35年度まで特例として個人市民税の均等割に500円加算されることとあります。この増税分は被災地以外にも使われるということで、現在も問題があるものです。地方自治体が防災のための施策に要する費用の財源として確保されるということで、平成23年12月に国会で成立しました。野洲市で試算しますと1,200万円、10年間で1億2,000万円です。普通交付税の基準財政収入に算定されるということで、平成26年度から交付税が削減されます。市民税のみならず、県民税も500円の加算であり、国民にとっては1,000円の増税となります。市長は、法律改正に基づくであっても、慎重に対応すべき問題と認識され、平成24年2月議会には提案をせず、市民負担の視点に立てばもう少し時間をかけて議論をすべきであり、引き続き検討するとされていました。

その後の記者会見で市長は、まだ時間があるので情報を公開し、検討して市民理解を得た上で上げるということだと発言されています。しかしこの1年間、市民に理解を得るためのアクションは起こされたのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。野並議員の平成25年度野洲市一般会計予算についてのご質問にお答えをいたします。

まず、公有財産の処分についてのご質問に対してであります。東消防署、商工会館跡地及び今回の処分には入っておりませんが、第2保育園の跡地利用につきましては、当初から機能移転後財産処分をする方針で進めております。当然のこと、新たな投資をしているため、不要となる資産を処分し、その財源を確保するものであります。これまで、それぞれの自治会長会議等ではお伝えをしていますが、今後は売却方針について近隣自治会を通して地域に説明を丁寧にしてまいります。

次に、野洲地域総合センター前の和田集会所については、1階を総合センターの備品倉庫として、また2階を地域交流事業としてパソコン教室等を実施しており、当面は現状での利用を継続してまいります。

不要資産のあり方につきましては、現在行政財産として活用している資産及び将来的に必要とする資産以外の資産を不要資産と位置付けております。不要資産につきましては、今後リストを作成し、公開すると共に整理を行い、市民のどなたもが納得してもらえるような判断をしてもらいたいと考えております。

そして、市が普通財産を持つ必要がないことから、原則売却等の手続を進めてまいりつもりであります。

なお、野洲川副堤の土地につきましては、既に集中改革プランにより売却する方針を示しておりますが、平成26年3月まで償還が残っているということで、その処分を保留してまいりました。今般、償還期日が近づいたことから調査を行いましたところ、平成2年度に公共下水道が布設されているのを前提に、県より購入しているという重大な事実が判明をいたしました。

その結果、宅地等への利用が可能である土地と判断しておりましたが、土地利用上、無理であるという結論に至りました。当然、買収価格の妥当性の問題もあり、今後さらに調査を行い、詳細を皆様方に報告してまいりたいと考えております。

次に、同和関係予算についてのご質問にお答えをいたします。

同和事業促進協議会の補助金につきましては、本市の同和行政を効果的かつ円滑な推進を図るため、教育や啓発活動の実施、諸制度の適用に係る生活指導など、地区住民の自立支援に向けた取り組みを進めるための団体補助であります。この補助につきましては、既に明らかにしています基本方針に基づき、個人施策の終了時であります平成27年度をもって廃止する予定です。

全国高校生集会への参加に係る補助金については、この集会に参加する高校生があらゆる差別のない人権社会の実現に向けて議論・交流を深め、部落差別をはね返す力を身につけ、差別をなくす仲間づくりの輪を広げていくため、さらには地域のよきリーダーの育成を目的に参加経費を計上しております。この補助につきましては、第2次同和对策基本計画の最終年度の平成27年度中に継続の是非を検討してまいります。

総合センターや庁舎や庁舎清掃委託につきましては、地区住民の生活基盤確立のため、産業振興や雇用の振興が必要であり、不安定な地区内企業の就労の安定化を促進するため、これまで随意契約をしてきております。これは、野洲市随意契約ガイドラインにおいて当該企業を市の施策遂行上必要とする団体等と位置付けて行ってきたものであります。

なお、第2次野洲市同和对策基本計画期間終了後は、競争入札への移行の方向を考えておりますが、就労についてはまだ課題が存在しており、現在行っておりますパーソナルサポートサービス事業や商工観光課の就労支援事業を活用して解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、省エネルギー普及促進事業の終了に対する市の見解についてであります。市と

しては平成10年から個人住宅を対象とした温暖化対策を実施してきております。その成果は太陽光発電システム導入実績で、平成24年度末で合計476件、1,730キロワット、普及率では平成23年度末で全国平均3.6%、滋賀県5.1%であるのに対し、野洲市におきましては7.5%と高くなっており、一定の成果があらわれていると考えております。これは、初期投資に対する支援として実施してきたものでありますが、ご承知のように、昨年7月から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まり、日本もようやくドイツの、いわゆるアーヘンモデルと同じように初期投資の直接補助から社会全体で支えるフローへの支援のため、電気料金に上乗せする仕組みに変わってまいりました。

こうした動きにより、野洲市でも京セラを代表とする企業連合や村田製作所によっておよそ2.8キロワットものメガソーラーが設置されますが、これは市の助成により設置された発電量の1.6倍が一挙に整備されることになり、効率性や経済性などの点から個々に税で補助するよりも効果があると考えております。

既に、アーヘンモデルが採用されているのに旧来の日本型モデルを残すことになり、過大な支援をすることになって、むしろ制度のゆがみを生じさせることになるのではないかと考えております。

近年では、住宅の断熱機能につきましても標準仕様化が進んできており、太陽光発電システムの設置工事費も平成10年当時では1キロワット当たり107万円かかっていたものが、平成24年度では44万円程度と半分以下で設置可能となり、加えてこれまでの初期投資の回収期限が大幅に短期化され、一般家庭ではおよそ10年程度で回収可能となることなど、環境が整ってきていると考えております。

こうした状況も踏まえ、市としては平成25年度でこれまでの助成制度を終える予定をしているところであります。

次に、野洲市税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の寡婦、これは男性、女性両方を含みますが、控除額が削られるとのご質問であります。この改正につきましては、年金所得者が寡婦控除を受ける場合の申告手続の簡素化だけを目的としたもので、控除額が削られるものではありませんので、問題はないと考えております。

次に、第2点目の個人市民税の均等割額の改正につきましては、関係する特例法が成立して以降、市はその取り扱いを慎重に検討してまいりました。昨年2月の議会全員協議会と定例記者会見で市の考え方とその対応について、ご指摘のように報告をさせてき、情報

公開を行いました。

市民の方には、いろんな機会を通じてお話をいたしました。積極的な懸念、反対の声を聞いておりません。

また、ご指摘のように、滋賀県においても、また県内の市町においても増税は既に決定をされております。また、全国的にもほとんどの団体が条例化がされております。

市民に新たな負担となることから、今日まで十分に検討してまいりましたが、この改正による増税を行わない場合は、国からの地方交付税が増税分の4分の3を減額されますので、市の財源確保に大きく影響し、ひいては市民に不利益となることから、今般改正について判断をいたしました。

ちょっと訂正をいたします。

先ほどの省エネルギー住宅普及補助の答弁の中で、メガソーラーの発電を2.8キロワットと言いましたが、2,800キロワットでありますので、訂正をいたします。2.8メガワットであります。2,800キロワットというふうに訂正させていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 公有財産の処分であります。今、近隣の自治会長には知らせているというふうなことでありますが、自治会長どまりになっていまして、一般の住民の方はご存知ないというような状況でもあります。また、今のご答弁で、全体的に市の不用財産と思われることの将来的一覧表などで、市民の皆さんの目に付くように知らせていくということですので、やはりもう少しそういう公的な部分で目に付くような状況にしないと、不要であるとか、必要であるとかというのは、やっぱり一番近隣の方々が感じておられる部分でもあると思いますので、市街地における公有財産というのは、私も一般質問で出しておりますけれども、オープンスペースとして必要な場所もありますし、全体的に考えて、みんなが納得できるような方向にならないといかんと思いますので、出されている部分、どういう理由で不要なのかというふうな理由も明らかにしていただいて、オープンにしていきたいというふうに思います。

同和のところですが、平成27年度の次のときに検討をする、廃止をしていくというふうなことをおっしゃられましたので、もう既にそういった部分も廃止していつている近江八幡市とか、その他他市において同和行政を終了をしていつている、そういう地方自治体の中の状況も十分検討もされていると思いますので、一般施策に持っていく、地域内だけの雇用の部分におきましても、今、同和地域のところだけが雇用が大変というのではなく

て、本当に全国的な問題として雇用が大変になっていっているという状況でもありますので、皆さんがあそこだけが特別に何かしてもらっているというふうな、そういうふうな感覚を持たれるような、そういう施策はやはりだめだというふうに思うんです。ですから、そういうふうな意味での検討をされるんだと思うんですけど、もう一度確認をさせていただきます。

次の、省エネルギーのこの部分ですが、今おっしゃった京セラとか、そういうところでもより大きなこういったものができるということですが、大手企業に対して資本力がありますから、大きなものができると思うんですけども、やはり一般住民にとったら、新築をされるときにはそういう形でできるんですが、今の古い家に住んでいる者にとって、太陽光を付けて、やはりそういう自然エネルギーを自分らも何とか活用をする方向にしたいなという思いを持っておられるというような方々にとっては、もう全然やらないということですから、自力でやれということですよ。ですから、そういう野洲市において自然エネルギーをもっと普及をしていこうと思えば、ちょっと風力は無理やと思います。小水力発電というのも、それも余りたくさんは望めないと思います、地形的に。そうすると、やはり一番できるなと思うのが、この太陽光発電ではないか。5万人の市民の方々が自分も何とかやってみようかなという、そういう気運になっていただいて、原発に依存するのではなく、自然エネルギーへの普及をしていくというのは、私はこれからはやはりもっとやっていかなくてはならないというふうに思うんですけども、今の市長の考えですと、一般住民は自力でやれというふうな方向になりますので、やはり金額を下げてでも私は継続してやっていくべきだというふうに思うんですけども、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、土地の件につきましては、行政財産というのは行政目的というよりは、むしろ市民サービスを提供するために必要な財産です。第2保育園があるから必要であって、あそこで建てられるようにしておいてもらったら、何もあそこにもう一回公共施設が残るわけです。でも、あそこで建て替えができない。別の土地をわざわざ市民の税金で起債をして調達するわけです。そうしたら、その土地は保育園だから必要なわけです。ただ、また公園とか防災という観点、これは別ですが、それを検討しても今のところは必要ないと、いわゆるお家が建てばいいと私たちは考えていますが、その余地は当然ありますが、基本的には保育園のための土地が、保育園が移転したらその土地は不要になると、そういう単純な話です。学校が要らなくなったら学校を解体したらその土地

は要らないということですので、考え方は基本は単純です。

これまでの野洲市というのは、意味もない土地も買ってみたり、施設が要らなくなっても残しています。先般、公表しましたように、全職員、行財政改革の研修をやっています。可能な限り非正規職員も入ってもらってやっています。合併当時、5億円、地方交付税を減らされる予定が今は8億円です。私は職員に8億円減らそうと言ったら、1人1,000万円と考えたら80人職員を減らさないといけない。逆に、今回緊急雇用でまた学校の特別支援の補助教員、何とかつけられましたけれども、あれがなかったら4、5千万円どう生み出そうかと考えたわけです。本当にこれ、指に火をともしような財政をやっているわけです。それに、市民の財政でその土地をどんどん新たに買って行って、かつ、前のを残して何とかするって、そんな余裕、私はないと思うんですけど、真剣に議員として考えていただいていたら、今みたいな議論は出てきません。

ただ、私は住宅地のところに工場を建てるとか、あるいは遊興施設をつくるとかは全く考えていません。きちっと適正に、お隣にお住まいと同じような形で利用していただけるような前提とか、一部には東消防署のところには、できたら商業系のところが欲しいという市民のお手紙もあります。とにかく、都市計画の中で、あるいは用途の中で土地が使われる可能性があるものだったら、一般の皆さん方に活用いただいたらという方針なので、全部足跡を残して行って、そこを確保していったら人間は進めませんが、そういう思いでおります。

それと、同和施策につきましては、いつも言っているんですけども、私ははっきり2期計画の5年以内に同和行政は廃止すると言っています。野並議員の方が先輩で長いことやってこられて、自分が反対しているとかおっしゃっていますが、全然変わっていません。私ははっきり言っています。同和对策審議会でも言っていますし、当該地域でも私は言っています。ただ、これまで濃厚にやっていたのをいきなりストップというわけにはいかないじゃないですか。何か言葉は悪いけど、毎回毎回、死人にむちを打っているような発言かなと私は思いますけど。私ははっきり計画を示しています。順番に変えています。もうこれ以上ご答弁は必要ないと思っています。

それとあと、太陽光ですけども、企業も何も支援はしていません。きちっと自己努力です。市民の方も自己努力、これアーヘンモデルが採用されているということは、前も他の議員の方のご質問に答えましたけども、太陽光を設備されない方からでも電気代に上乘せられて取られているわけです。それが太陽光を設置される方の支援に行っているわけでし

て、これは本当に日本というのは変な国ですよ。いわゆる、イニシャル支援をしてきて、これは課題だ、課題だと言われていて、フローの支援に変えようとして、フローの支援に変えたらまだイニシャル支援まで残せという、この発想がわからないです。

野洲市でも、ことしでもう数百万円を支援していますし、本当にこれ、財政が厳しい中で通常の汎用の仕組みができたなら、まずそれでやっていただいたらきちっと支援は行っています。今の固定価格買い取り制で。そして、太陽光を上げられない方は、取られる一方です。それと、太陽光の自然再生エネルギーというのは、これは趣味でやっていただいてもいいですけど、趣味でやるのと違って、いわゆるボリュームで稼がないと本当に実が出てきません。ですから、一番効率がいいのはやはりメガソーラーとかそれであって、もちろんご家庭でもぜひ上げていただきたい。その支援は今の固定価格買い取り制で一定の支援ができているから、これまでの初期支援は役割を終えたという判断をしています。趣味で環境政策も、あるいはエネルギー政策もできないと思っていますので、野洲市としてはそういう判断をいたしました。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 土地の売却に関しましては、本当に売ってしまえばそれでおしまいになってしまいますので、十分な議論が必要だというふうに思います。財政が厳しいというのは、それは承知をいたしております。税のめりはりをつけていくというのか、いろんな意味のことは考えていかななくてはならないというふうには思いますけども、しかし、削ってはならない部分、削らなければならない部分というのもあるかと思います。あと、それぞれ委員会で議論がされるとは思いますけども、同和行政の部分も平成27年度でもって終了するというをおっしゃっていますので、そういう意味ではこの時点ですべてなくなるというふうに理解はいたしますが、いろんな意味でみんなが一般施策に持って行って、すべての市民を対象とした施策になったなというふうになるように順番にしていただければというふうに思います。

太陽光の部分におきまして、これはお金のある方、新築できる方、資金のある方はそういうふうに今後、建て替えのときにはされると思います。しかし、そういう資金のない者が結局電気料金の中で取られていくだけという、そういう今の買い取りシステムでもありますので、そういう方々にもやはり支援をしていかななくては、私はならないのではないかと。いろんな形で所得制限を加えていくとか、何らかの部分でもつくりながらやりたいなと思

っておられる方も周りで聞きますので、建て替えるだけの力はないけども、それぐらいやったらできそうという方もおられますので、そういう意味での支援が私は必要ではないかと。野洲市にとって自然エネルギーを普及をしていく施策として必要ではないかと考えます。ご答弁は要りませんので、よろしくをお願いします。

○議長（三和郁子君） 次に、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、3議案について質問したいと思います。

まずはじめに、平成25年度の国民健康保険事業特別会計予算、なお、国民健康保険税条例の改正も関連しますので、あわせて質問いたします。

それでは、まず1点目ではありますが、国民健康保険、今回会計を見まして、及び税条例の改正を見まして、いわゆる介護納付金の国民健康保険税の値上げが見込まれております。ご承知のように、とりわけ深刻な今、不況の中、国民健康保険の加入世帯、いわゆる所得層を含めてですが、これは市長もご承知のように無職の方、非正規労働者、年金者の方がふえておりまして、全体として低所得者層から成り立っているのが国保であります。

一方で、国保税は毎年のように高くなって、支払い限度を超えてきていると思われる。事実であります。ですから、まずはじめに、この時期に介護納付金分の国保税値上げであります。新たな負担となるわけではありますが、これは基本的に適切なかどうか、お聞きしておきたいと思います。

その関係で、先ほど国保税の負担増が大変と言いましたが、滞納の推移はどうなのか、これも聞いておきたいと思います。

それと、大きく2点目に、いわゆる国民皆保険制度としての国保制度を維持しようと思しますと、この会計予算を見まして、今後医療費の増加があれば、当然またもや税値上げが予想される、そういうことになっていると思うんですけども、根本的にはこれまで言っておりますように、国の国保会計への負担の削減が問題だと思しますが、この平成25年度の国保の当初予算を見まして、以前にも問題にしましたが、法定外繰り入れをほとんどされない内容となっております。やはり、負担軽減の立場からも、私は法定外繰り入れの努力を行うべきだと思うんですけども、ひいてはこれが支払える国保、滞納を減らすことにつながるのではないかと思いますので、その見解もお聞きしておきたいと思います。

3点目には、先ほど来言っておりますように、介護納付金分の値上げであります。資料によりますと対象者は4,015人、世帯で言いますと3,152世帯であります。

これらの対象者で9,406万円の介護分の国保税を負担することになっております。

しかし、ちょっとお聞きしたいんですけども、介護分の国保税の徴収率は93.3%と見込んでおられますが、これは滞納者分を割り戻して計算されておりました、滞納者分の国保税を滞納せずに払っている者が負担する仕組みとなっていると思うんですけども、制度上、制度矛盾と言えればそれまでであります、滞納者分の国保税を滞納せずに支払っている者が負担する、これは矛盾だと思うんですけども、この算出根拠についてお聞きしたいと思います。

それと、次に議第4号の介護保険事業特別会計予算についてお聞きいたします。介護保険の今回の予算の地域支援事業費を含みます保険給付費ですが、これは第5期の介護保険計画の3カ年の平成25年度給付費から比較しまして、本会計予算では1億4,000万円ほど低くなっております。実際、保険給付費の推移は難しい側面があるということは、これはわからないのでもないのですが、しかし、1億4,000万円も低く、当然平成24年度から今回の平成25年度予算、伸びを見ておられますが、しかしそれでも第5期計画から比べて1億4,000万円も低くなっている。この原因は何なのか、ちょっとはじめにお聞きしておきたいと思います。

2点目には、この関係で予算書の96ページの施設介護サービス給付費は、対前年度比5,276万円ふえまして9億5,294万円となっております。しかし、これも第5期計画から見ると少なくなっております。これは、昨年も報告されましたが、老人保健施設の給付費も原因とみられますが、第5期計画と比較して、今回提案されている予算書における老人保健施設の給付費はどれくらい少なくなっているのか、これをお聞きしたいと思います。

3点目には、同趣旨の質問にもなるわけですが、施設介護サービス給付費は5,200万円対前年度比ふえています、これは主にどこの部分なのか予算書では詳細を見ますとはっきりわからない。この関係では、特別養護老人ホームにおける待機者は本市でもかなり多いわけですが、介護保険会計の予算で見ると、入所の希望に応え切れていないと思うんですけども、これについても見解をお尋ねしたいと思います。

最後に、議第33号の廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の改正であります、今回、条例されて持ち去り禁止に関する条項を入れられるわけですが、基本としまして、当然私自身もだれであろうと資源ごみの持ち去りは当然許されないというのは、この前提の話ではありますが、しかし今回、条例で罰則を伴う規定をするからには、

本市において持ち去りによる重大な被害があるのかどうか、そういう場合において条例で規定というか、罰則規定をせざるを得ないのかどうか、そういう状態が問われると思うんですけども、以前、説明を受けたことがございますが、改めてこの本会議の場で制定の根拠、理由、その辺等、それと、市内の持ち去りの現状、被害と申しますか、現状と対応についてどのようにされてきたのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、いざ、これが制定となれば、第13条第2項に基づく具体的な適用をどうするのか、これは警察と検察庁との協議が当然絡んできますので、これについて明らかにしていただきたいと思えます。

3点目ですが、先ほど言いましたように罰金規定であります、つまり刑罰になるわけですね。ですから、先ほど言いましたように、より慎重な検討が必要になるわけでありまして、当然検討もされてきたと思えますが、私はそもそもの目的は当然持ち去りをなくすことが目的でありまして、罰則・罰金が目的でないのは当然だと思うんですが、であれば、その目的であります持ち去りをなくすためにどういう検討をされてきたのか、これは1点目と関係がありますが、私自身は本来地方自治体のあり方としては、あるいは役割としては、罰則以前に市民に対していかに啓発と指導と申しますか、即ちモラル向上の取り組みを行う、それによって持ち去りをなくしていく、そこが本来の行政の役割だと思うんですけども、その点についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） おはようございます。小菅議員の議第25号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算及び議第26号の野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

1点目の1でございますが、この時期に介護納付金分、国保税の引き上げにより新たな負担増が適切か否かのご質問でございます。現下の厳しい経済状況等は承知しておりますが、しかし今回の改正は国全体の枠組みの中で運営されている制度の部分でございます、それがゆえに引上げざるを得ないという考えで、計上しなかった場合の不合理的の方が大きいとの制度に基づいた判断をしたものでございます。

今回、引き上げざるを得ない介護納付金分国保税は、全国の介護納付の水準に応じ、国が定める額を賄うためのものでございます。この納付額が平成25年度、さらに上昇し、当該支出と財源の間で一定幅以上のアンバランスが生ずる見込みになったため、これを是正しようとするものでございます。

その判断の経緯を申し上げますと、今回、国保等のすべての医療保険者に課せられる介護納付金の額を国がさらに引き上げをすることについては、我が国の介護保障の制度や、その給付適正化の仕組みが十分であるかどうか、別の議論といたしましても、高齢化により介護サービスに対する需要が確実に伸びており、サービスを望む家族、高齢者を保険制度によって支えていくと定めている現行制度のもとでは、国民・市民の負担もそれに引き連れてふえてしまうことは、まずやむを得ないと考えました。

そして、本市で引き揚げを実施することについては、先ほど申し上げた財源と支出の間のアンバランスを放置してしまうと、結果的に国保財政全体でペイしてしまうことになるのでございますが、それは即ち39歳以下の人には負担すべきでない負担をし、65歳以上の人については二重の負担を強いることとなります。このことから、本市では引き上げも致し方ないものと考えたところでございます。こういった資料を総合して、今回、引き上げはやむを得ないものと考えたものでございます。

次に、国保税の滞納の推移でございます。滞納繰越額の調定額は、制度が続き、また極端な滞納処分や不納欠損処理をしない限りは毎年確実に増加することから指標とならないため、現年度分の収納率の裏でございます未納率の推移を申し上げます。

平成16年度は4.6%、平成17年度は4.85%、平成18年度は4.84%、平成19年度は4.82%で、5%以下の未納率でございましたが、75歳以上の後期高齢者が国保から別件になったことで、平成20年度は5.63%、平成21年度は5.96%と未納額が上がってしまいました。

そして、平成22年度からは基金が枯渇し、引き上げを実施したため未納の増加が懸念されましたが、被保険者の理解を得ることで逆に上昇し、最近では平成22年度は5.06%、平成23年度は5.35%となって、県内でも低い未納率となっております。

2点目の、被保険者の負担を軽減させるための、いわゆる財政支援的な繰り入れについてでございますが、平成25年度も次の理由から実施しない考えで予算編成をしたものでございます。

まず、我が国の医療保障がその是非は別の議論といたしまして、複数の体系に分かれた形態で運営するよう法律で定められているという、遵法的な視点でございます。一般会計から繰り入れを行うということは、他の社会保険制度加入者の市民規定の義務額以上の医療保険料負担を強いるということになり、これは法令の趣旨を個々にする運用であります。一定の緊急避難的な繰り入れは過去にも実施したことがあるため、一切の例外を否定する

ものではございませんが、繰り入れを恒常的に実施するという事になれば、それは事業の運用という範囲を超えるという判断であることから、法令に相当するような市民的合意を得ていく必要があると考えます。

本市の国保は、先ほどの低い未納率を示すように、被保険者の理解と協力によって何とか安定的な運営が行われている現状でございます。現状では、保険集団の枠を超えて財源を融通し合う制度の提案を行うまでの必要はないと考えております。

3点目の、国民健康保険税率の制定に際に予定収納率で割り戻す指標について、論理的にも法的にも矛盾はないと解釈しております。

まず、論理的な部分の解釈ですが、現状のような未納率でその解消に向けての一定十分な努力が行われていない本市の現状をかながみると、発生する未納額を相互に付与し合う当該保険集団の加入者で補てんし合うことが、最も合理性が高い対応と判断します。仮に、この額を一般会計から補てんするような対策をとることは、他の社会保険加入者に別の集団の未納分の負担を強いることになり、これらの方が矛盾は際立つと考えます。

先ほどの答弁のとおり、医療保険制度が現状では複数の体系で運用するよう方が定めている以上、補てん的な繰り入れを制度として実施することは運用の枠を逸脱する対応となってしまうと考えるものでございます。

次に、合法性の視点からも不合理ではないと判断したものでございます。これについては平成18年に最高裁で課税要件法定主義のもとで、恣意的にその主義の精神を没却しないと認められる運用は許容され、収納率をどのように考慮するかは政策的判断が介在するという旨の判断により解釈が確定しております。これによって判断したものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 皆さん、おはようございます。それでは、小菅議員の議第4号平成25年度野洲市介護保険特別会計についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、保険給付費につきましては、昨年3月に策定をいたしました第5期介護保険事業計画におきまして、保険給付費と地域支援事業費を合わせまして31億800万円余りで見込みましたが、平成25年度予算では約1億4,200万円、率にいたしますと4.6%、事業計画よりも低く計上いたしております。

予算との比較でございますが、居宅介護サービス給付費におきまして約5,400万円、介護予防サービス給付費で約1,900万円、施設介護サービス給付費で約1億200万

円、これが事業計画よりも減額して計上いたしました。これにつきましては近年の給付費実績によりまして計上をいたしましたものでございます。

なお、施設給付費におきましては、給付実績に加えて老人介護保健施設の開設分を通年ではなしに予算計上したことから、事業計画との乖離が生じている要因でございます。

2点目の、施設介護サービス給付費につきましては約9億5,300万円を計上しましたが、このうち老人保健施設サービス分としての予算は算定をいたしておりませんが、給付割合で推計いたしますと、約4億7,700万円となります。第5期計画における平成25年度の老人保健施設サービス分の給付費は約6億2,000万円を見込んでいましたので、およそ1億4,300万円の差額が生じております。

なお、第5期計画の初年度にあたる平成24年度、これにつきましては新たな介護施設の計画はなかったところでございますが、これの施設介護サービス費につきましては、対前年度比で4%近く増加する見通しで、事業計画よりも多くなることを見込んでおります。この要因につきましては、12月までの月平均利用者は286件となっておりまして、前年度の平均の273件を4.7%増加しているのが要因だと考えております。

3点目の施設介護サービス給付費につきましては、平成24年度当初予算比で約5,200の増でございますが、このうち新たな介護保険施設サービス分の給付費といたしましては、およそ5,100万円を見込んでおります。

なお、特別養護老人ホームにつきましては、第5期計画中において整備を行いませんので、この分の待機者の解消にはつながらないと思っておりますが、1月末現在の要介護認定者は昨年同期よりも100人以上増加いたしまして1,823人になったものの、市内の特別養護老人ホームの待機者の実数につきましては317人ということで、前年よりも8人の増加にとどまっておりますのでございます。

現行の介護保険制度におきましては、介護施設の開設に伴い、保険の給付費が増加することで保険者の負担ばかりでなく被保険者全体にも介護保険料として影響が出てまいります。このため、市では国の方針を受け、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、在宅中心の地域包括ケアの実現に向けまして支援に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 小菅議員の議第33号野洲市廃棄物の適正処理及び再利

用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お答えをいたします。

1点目の、条例の制定の根拠と理由につきましては、現在ごみ集積所の資源物を違法業者などが無断で持ち去っている事例が発生しておりますが、その資源物の持ち去り行為を規制する十分な法律・条例がないことから、今回、条例を整備するものでございます。

この持ち去り行為は、単に市への資源物の引き渡し金額が減るだけでなく、市のごみの排出ルールの秩序を乱す上、持ち去られた資源物のうち不要になった資源物が不法投棄につながっているのではないかと考えられるわけでございます。

また、最近では近隣の栗東市で多数の違法業者などが活動を行い、昨年度、数百万円に及び被害が発生しております。したがって、緊急を要する行政課題であるため、今回、条例の整備を行うものでございます。

次に、市内の持ち去りの現状と対応につきましては、現在、市民からの通報件数は年間で5、6件程度でございます。

市の職員による取り締まりを2カ月に一、二回の頻度で実施をしております。過去2年間でこの取り締まり活動により3件の違法業者などによる資源物の持ち去り行為を発見し、口頭による注意を行うことで大きな被害は出ておりませんが、近年、多数の違法業者などが滋賀県にその活動場所を移しており、その防衛策として近隣の栗東市や守山市では、昨年度、資源物の持ち去り行為を禁止する条例を制定している状況です。

次に、2点目の第13条第2項に基づく具体的な適用はどうするのかということですが、市民からの通報などにより、市職員が現場にて違反行為を確認した場合、取り調べを行い、その違反者に対して禁止命令を出します。さらに同じ違法業者等が資源物の持ち去り行為を行い、現場を確認した場合は警察により立件後、罰金刑に処するものであります。

また、違反行為を確認できなかった場合は、次の資源物の回収日に職員による取り締まり活動を行い、現場で違反行為を確認した場合は、先ほどと同様の手続を行うこととなります。警察や検察との協議につきましては事前に協議を行い、了承を得ており、協力・連携を約束いただいております。

3点目の、資源物の持ち去り行為をなくすための検討につきましては、議員のご意見のとおり、資源物の持ち去りをなくすことが目的であり、最も効果のある方法として条例の整備を提案を行ったものであります。先ほど申し上げましたとおり、現在、抑止効果のある条例等がない中で、市内約800カ所あるごみ集積所すべてで資源物の持ち去り行為をなくすことは難しい上、他の自治体が資源物の持ち去り行為を禁止の規定を設けた条例を

次々と制定されている状況では、本市に違法業者などが活動場所を移し、資源物の持ち去り行為が多発する可能性があると考えられます。条例制定後、施行にあたっては持ち去り禁止行為をなくすための十分な啓発活動を行うと共に、市民、市行政、警察との連携による資源物の持ち去り行為をなくす取り組みを進めたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 今、お聞きしまして、もう一度お聞きいたします。

いずれにしましても、国民健康保険制度、また介護保険制度もいずれの制度にいたしましても、もちろん国の制度に基づく枠組みの中で、ある意味地方自治体はその枠組みで制度を維持するという点について、自治体の努力の限度を超える部分もあつたりしまして、努力されていることは理解しているんです。それが前提なんですけれども、先ほどちょっとお聞きしてよくわからなかった部分なんですけれども、この間、国保運営委員会の資料もいただいたんですけども、先ほど、今回納付金の引き上げはやむを得ない部分があると言われましたが、こう書かれているんです。介護納付金については、全国の介護給付の水準をもとに、本市など、各医療保険者に当該加入者数に応じて賦課されているものであるが、ここ数年、大きく伸びている。

それで、今回も介護分国保税の引き上げを提案しているが、その後、制度としての持続性に疑問符が付く状態と、国保運営委員会の資料に書かれているんですけども、制度としての持続性に疑問符が付く状態というのはどういう意味なのか、やっぱり制度的に矛盾というのか、問題があると考えておられるのか、ちょっとその辺、お聞きしたいと思います。

それと、先ほど来答弁を聞いておりました、国保税なんですけれども、未納率が低いと言われましたが、先ほど平成16年で4.6%、それと平成23年度の直近では5.35%、上がっているのは事実だと思うんです。それで、これ県の資料を見ますと、ちょっと古いんですけども平成23年の5月の速報の数字なんです。国保税の1世帯当たりの税額は、その当時は県下で栗東市が46万500円で、草津市が44万4,900円、野洲市が県下第4位でして42万7,100円、それから13市で一番低いのが高島市で32万8,900円で、本市よりか約10万円高島市が低い。もちろんこれは機械的に一律比較はできませんが、構成によっていろいろ違いますので、それにしても高いということなんです。

だから、そういう意味では未納率が低いと言われましたが、根本的なことをお聞きしますが、法定繰り入れを今回されていますけれども、近年、基本的になくしてはいますが、や

はり支払い限度を超えているという、そういう認識のもとにこの国保会計の維持をされた方がいい、そういう努力をしてほしいと思うんですけど、未納率が低いと言われましたが、しからば、支払い限度内におさまっていると判断されているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それと、介護保険の特別会計であります、ちょっと先ほど数字を言われてよくわからない部分があるんですけども、第5期計画と今回の予算書を見まして、老人保健施設については、今回4億7,700万円見ていると言われましたか、さっき。それに対して第5期計画では約6億2,000万円、1億4,300万円、第5期計画から見て少なくなっている。これは今、老人保健施設の開所をされるかされないか、その影響があると思うんですけども、これも国保と一緒になんですけども、介護保険も確かに給付の見込みは難しいと思うんです。それを一定理解した上での判断ですが、それにしても約1億4,000万円の差が出てくるというのは、この当初予算、であれば、1億4,000万円を、これは単純に機械的な計算であります、第1号被保険者の負担は保険給付の21%ですから、約3,000万円、結果論として保険税が高くなっている解釈です。そう理解していいんですよね。そこら辺を単に結果論だけに済まらずに、高くなってしまっているんじゃないかと私は思うんですけども、見解をお聞きしたいと思います。

それと、介護保険の2つ目は、先ほど言いましたように介護老人保健施設の第5期計画では、先ほど言いましたように平成24年度は4億2,563万5,000円、それで、平成25年度は6億1,974万1,000円、平成26年度も同様です。しかし、平成25年度には、これは事実上オープンしないと。ちょっと現状をお聞きしないとわからないんですけども、このままいったら平成26年度も膨れるということではないんですか。この辺、現状がどうなっているのか。

といいますのは、この平成25年度でも約1億4,000万円の差が出る。さらに平成26年度、開所が遅れば、それも含めて保険料に結果としてはね返っているわけでありますので、その現状をお聞きしておきたいと思います。

それと、廃棄物の処理の関係であります、先ほどと同じことをもう一度お聞きする分もあります、全国的に条例で禁止する規定を定める自治体がふえているのですが、ケースはいろいろあると思うんです。資源ごみの収集運搬の禁止を命じることができるというのは、当然共通するんですけども、罰則過料を定めていないところもあります。

それと、過料という立場でやっているところもあります。だから、今回の本市の場合罰

金、いわゆる刑罰、罰則規定、大まかにこの3種類があると思うんですけども、そこなんですけど、先ほど答弁されましたが、ちょっと確認しておきたいと思うんですけども、罰則まで規定するのであれば、私は慎重さが求められていると思うんですけども、先ほどの答弁をお聞きしまして、資料も見せていただいたら先ほどの答弁と一緒になんですけども、本市の場合、市民からの通報件数は年間5、6件と言われましたか。それで、過去2カ年で約3件の違法業者による持ち去りがあったと。あるいは、市としてはこれまで2カ月に一、二程度パトロールもしていると、そういった市の取り締まり活動で、現在のところ、他の自治体のように大きな被害は出ておりませんと資料に書いてあるのですけれども、私が言いたいのは、先ほどから言っていますように、罰則規定まで盛り込むのであれば、慎重さが必要やと思うんですけども、現在のところ、他の自治体のように大きな被害が出ていない中で、市は十分検討してきたと言われますが、そういう意味ではちょっと拙速な感がしますので、その辺どう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、これは関連するんですけども、これも一番はじめに言いましたが、行政としての根本的な考え、もう一度お聞きしたいんですけども、私自身も悪徳業者であろうと個人であろうと、持ち去りをするのは当然許されないと思うんですけども、今日、例えば、今、マスコミを大きくにぎわしていますが、兵庫県の小野市で生活保護費や児童扶養手当受給者の浪費を禁止する市福祉給付制度適正化条例を今、議会に提案されようとしているらしいんですけども、生活保護の受給者の浪費を見つけた場合、市民は市に通報する市民の責務を規定しているんです。今日、殺ばつとした社会経済情勢の中で、こういう市民に通報・監視社会といいますか、あるいは、当然犯罪はだめはだめを前提なんですけども、厳罰主義で市民等に理解させる、そういうふうな方法が果たしていいのかどうか、私、これは問われなければならないと思うんです。やはり、事前に、いわゆる社会的モラルの向上や行政運営への市民の協力を求める、それが自治体本来の役割やと思うんです。そういう監視や密告や厳罰主義でいいのかどうか。言い方はちょっと語弊がありますが、そういうのは司法当局の問題やと思うんです。行政は市民サイドに社会的モラルとか行政運営の努力を促す、そういうのが本来の役割だと思うんですけども、その関係でどう考えていいのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私の方から、小菅議員の再質問の全般にお答えをしまして、また細かいことは担当部長からお答えをします。

まず、保険の問題で、問題点というのは、これは押しつけといいますか、ご存知のようにプールをされて一括で来ています。試算するとそんなに損にはなっていないんですけども、その制度的なには仕方がないんですが、透明性がないという問題を抱えているということを指摘しているわけです。これはもうご存知のことだと思っています。そんな深刻ということではないですが、制度的に今のこの部分については国でプールをして、その負担を市に言ってくる。それを税で補てんするとか、あるいは年代をわたってやることは逆に矛盾をしているのでということでもあります。

これを崩してしまうと、かえって従来申し上げていますように、保険制度に対する信頼がなくなります。すべてを税で賄うということはもちろんあります。国によっては消費税とか付加価値税で求めて、それをあまねくサービス給付に渡すということがありますが、日本の場合はやはり保険制度で成り立っていると。でも、そこにもかなりの税が入っていますが、その上に別に一般市民の税金を投入するということは、先ほどの野並議員のご質問にもお答えしましたように、本当に子育てとか高齢化で独自施策が必要なところへの財源をあえてそこに使うということですから、決して市がそこを使わなければ懐に入れて無駄使いをしているわけではありません、お金は回っていますから。そういう意味で規律をきちっと守るということでもあります。

それで、税で補てんして下げれば納付率が上がるということではないです。納付率を上げるために税補てんして下げるという、これはおかしい。現に部長、説明しましたように、きちっと野洲市民の場合は上げていただいています。ただ、私も従来言っていますように、さまざまな保険とか公共負担が高まれば、本当に市民生活が成り立つかどうか、保険残って市民生活なしという状態が来されます。ただ、これを税で賄ったりをやれば、結局将来負担だけでやっているわけです。今、日本の国というのは将来の借金の中で私たち、生活しているようなものです。税収と公共サービスが見合っていません。そこを深刻に考えるべきだと思っていますので、基本的にはやはり、現行制度であればそれぞれの方の負担の中でそれぞれのサービスを回すという考え方に立っております。

それと、介護につきましては、これは当然計画の中でシミュレーションをしていますので、今回、少し余剰が出ましたが、結果的には高いと。それは決して作為で料金を上げているつもりはございません。適正にシミュレーションをして、そしていわゆる第三者委員会にかけてご承認をいただいた中でやっています。

ただ、結果としてはやはり高いと言わざるを得ないと思いますが、これは低い場合もあ

るし高い場合もあるので、今回は致し方がないということで、このお金はもちろん少し構成人員は変わりますが、将来に向けてまた使わせていただくということで、致し方がないと考えております。

それと、ごみの持ち去り条例、えらく引っかかっていたんですけども、決して市民に厳罰を科する目的はございません。ただ、一部の方が持ち去られて、今まで件数は野洲市の場合はまだ比較的少ないんですが、職員が対応して注意をしても、次注意をしても同じことだと。これは今、本当に職員はさっき言いましたように、人を減らしていつて効率を上げないといけない。なしのつぶてで職員がやっても徒労感がある。ですから、一般の市民の方の問題じゃないです。今も一般の市民から通報があつて、職員が出かけて行って指導しても、また指導をしても何の次の対抗手段が打てない。だから、最後のところの拠り所をこの条例で整備をしようということでして、決して何も市民を通報とか、スパイ活動とか、厳罰とか、全く違います。最低限の拠り所として整備をしたいということでもありますし、これも部長が答えましたように、単に資源の持ち出しじゃなしに、いいところだけ取って不法投棄につながるという、これは結構ごみの問題というのは深刻です。ですから、その整備をしようということで、全然どこかの通報条例みたいなつもりではやっておりません。

それと、これも答弁しましたように、近隣で制度化されている中で、近隣が制度化でなければいいんですが、定めている中で、近隣ではだめだったら野洲市へということが予想されるので、もうこれもあらかじめ制度を整備させていただいたということで、あんまり私、引っかかっていたくようなことではないと思うんです。引っかかることがないから引っかかっておられるのかなと思うんですけども、以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 小菅議員の再質問のうち、老健施設の現在の状況についてお答えをさせていただきます。

聞いておりますと、現在開発許可の協議中でございます。スケジュールでいきますと平成26年年明けの可能な限り早期のオープンに向けまして、事業者の方で取り組んでいただいているところでございます。

それから、保険給付費の影響でございますが、先ほどご答弁させていただきましたように、この分につきましては平成25年度で若干、平成26年度につきましては年間の予算ということになろうかと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 市長の答弁をいただきましたが、国民健康保険税との関係では、わかっていたきたいのは、市長は市長としての考え、理由があると思うんですけども、しかし結論として、結果としては市民から見れば、決して高くない所得層の方でも国保税は高いのは厳然たる事実ですね。さっき言いましたように、野洲市の場合42万7,100円という国保税になっているわけでありまして、そこを考えますと、先ほどの答弁では、税を下げれば納付が上がるものではないというニュアンスのようなことを言われましたが、しかし、その結果、この平成23年5月の速報値によりますと、野洲市の場合、その時点では滞納世帯が17%ほどあると。結果として野洲市として資格証明書とか短期保険証を数多く発行されている。支払い限度を超えているのが事実だと思うんです。そういう極めて高いという認識はお持ちなのかどうか。行政として国保会計維持と制度上負担を求めるのは当然という主張をされましたが、市民から見てどうなのか、その辺についてはもう一度市長の認識をお聞きしたいと思います。

それと、これももう最後にしておきますが、介護保険会計なんですけども、当然私も市長が言うように、作為的に数字を調整しているとは別に思っていないですよ。確かに推移を見るのは難しいのは事実でありますし、しかし、結果としてこういう事態が起こった。さらに今、部長の答弁を聞くと平成26年度当初、例えば老人保健施設オープンの予定ですか。しかし、聞くところによると、まださらに遅れるという話もちらほらお聞きするんですけど、本当に平成26年の当初オープンなのか、さらに平成26年度に入って、第5期の段階で間に合うのかどうか、そこすらちょっと話を聞いていると疑問なんです。

であれば、余計に第5期計画と介護保険会計が物すごく差が出てくる。ひいては保険料負担との関係で問題になる。市長は先ほど将来に余剰があれば使わせてもらうようなニュアンスで言われましたが、本来、介護保険計画は将来に使うのを想定したものではないですね。1期ごとに3年計画できちっと対応するのが原則でありますので、そういう面から見ると、ちょっと甚だ心配ですので、改めてそこら辺の見込み、本当に平成26年度当初、それどころか平成26年度そのものに本当にオープンするのかどうかということも含めて、もうちょっと明確なお答えをいただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 滞納率から状況がどうかというと、決して安いとは思いませんが、

ただ、さっきご質問があつて、お答えをしていませんけれども、状況というのはなかなか本当にわかりません。滞納率からだけ物事は判断できません。マイナンバー制度、遅れましたけども、日本の場合は本当に所得の捕捉率がきちっとされていません。それと、今、消費税も値上がることになっていきますけれども、本当にもっと透明感のある負担の公平性だとか、その制度なしでなっています。

保険制度も、これも国民皆保険ということで評価はされていますが、時代状況に合っていない。ですから、そのあたりも総合的に考えないと、いきなりこれを税財源だけで入れていけばということになればゆがむので、私は決して市民負担を高くすることを望んでいるわけではないんですが、そこを踏み外してしまうと財政とか制度の規律を外すので、現時点では現行制度を遵守してやりたいと言っているわけで、何も恣意的に市民負担を高めるとか、困窮を求めるということではございません。

それと、老健施設ですけども、さまざまな土地利用の規制があつて、想定外で本当に遅れています。私も間に入って大分調整をいたしました。これはちょっと、野洲市の土地利用のこれまでの慣習といいますか、制度の負の遺産みたいなことが今回の土地利用にも関わっています。市の対応もありますけども、あえて市民の方も、市が関与していたら、何か言えば対応があるだろうというようなことがあつて、私が知らない間に随分時間がかかっていました。

今後はやはり、今進めていますように土地の利用というのはオープンにして、きちっとルールどおりやっついていかないとはいけません。そういうことがあつて施設展開が遅れています。想定よりかなり遅れていると思います。厳密にここで平成26年度になるのか、ならないのか、ちょっと私が聞いている限りでは、今、政策監が答えた範囲でいけると思つていますが、やはり立地をしようと思うと接道の問題とか土地利用とか、近隣の問題、結構要件が多いです。これはやはりどこでも生じますが、野洲市独特のいわゆるくせがあると思つていますので、そこを責めていただいても、これからどンドンいい方向へ持っていくという観点から対応せざるを得ないと思つています。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による議案質疑は終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午前10時50分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（三和郁子君） 日程第4、議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第43号まで、平成25年度野洲市一般会計予算他35件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第43号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（三和郁子君） 日程第5、議第12号から議第18号まで及び議第44号、平成24年度野洲市一般会計補正予算（第7号）他7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号から議第18号まで及び議第44号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、議第12号から議第18号まで及び議第44号の各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第12号から議第18号まで及び議第44号の各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第12号平成24年度野洲市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成24年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号平成24年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号平成24年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第44号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、相間芳和氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第44号は適任とすることに決しました。

(日程第6)

○議長(三和郁子君) 日程第6、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位はお手元の代表質問一覧表のとおりでございます。

それでは、野洲ネット、第17番、鈴木市朗議員。

○17番(鈴木市朗君) どうも皆さん、ご苦勞さまでございます。代表質問、トップバッターということで、野洲ネットからさせていただきます。

本日の代表質問におきましては一問一答方式でお願いしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、アベノミクスについて市長の考え方をお聞きしたいと思います。

政権交代による第2次安倍政権は、強じんな日本への再生を掲げ、政治経済の再生を図ろうと施策を打ち出しました。中でも経済の再生に関しては積極的な公共事業、大胆な金融緩和、企業の投資を呼び込む成長戦略の3本の矢、いわゆるアベノミクス戦略を推進しようとしています。

2013年度政府予算案は92.6兆円の過去最大規模、一方で社会保障の生活保護費を切り下げ、平成12年度補正予算に続いて公共事業を拡大しました。

歳出では財政出動、金融緩和、成長戦略の3本の柱を組み、財政出動で公共事業に平成12年度当初予算より16%増の5.3兆円、平成12年度補正予算公共事業関係費4.7兆円、合計10兆円に達しています。

また、安全保障についても尖閣諸島問題で中国との関係において防衛費400億円増、自衛官を8年ぶりに287人増員、防衛費合計4.75兆円となっております。ちなみに、日本の自衛官は22万8,000人と聞いております。一方、社会保障費全体では基礎年金の国庫負担2.6兆円加算、10.4%増の29.1兆円となっております。

歳入では、財政相が税収より借金を4年ぶりに少なくする約束、税収見通し43.1兆円、借金42.8兆円、46%といたしましたが、基礎年金負担分の2.6兆円は借金し、

その穴埋めを消費税で返済するので別枠にしております。さすがに麻生財務相の考え方だと私は痛感しております。

これらを含めると、借金額は当初予算で過去最大規模の45.4兆円になり、税収を上回ることとなります。

また、地方交付税を今年度より4,000億円減の17.1兆円、今後、地方がますます疲弊しないか心配もいたしております。金融緩和策については既に円安状況が続き、輸出企業にとって復興のきざしが若干伺える。ちなみに、きのうの日経平均株価は1万1,932円27銭でございます。ドルは1ドル93円28銭というような形で推移をしております。

しかしながら、2%のインフレ目標を掲げておりますが、労働者の所得が上がるまでには相当の時間が必要であり、目論見どおりの結果が得られるかは未知数です。むしろ、国家公務員の給料を7.8%削り、7月より地方公務員も同様の扱いとなります。このような施策で本当にデフレからの脱却が可能なのかも懸念されるところであります。

前後しますが、円安により恩恵を受ける企業、いわゆる輸出関連企業、それに伴う副作用、これは輸入関連企業でございます。2月に入り、特段寒い日が続くそうした中、国民の必需品であるガソリン、灯油の値上がりなど、国民生活に影響が出るところでございます。

2月16日にモスクワで行われた主要20カ国地域、G20では財務省中央銀行総裁会議、安倍政権の経済政策に関心が集まりました。日本は席上、デフレ脱却に向けた取り組みであることに理解を求め、おおむね理解が得られ、直接日本への名指し批判はなかったと報道されています。

そうした中で、6点の共同声明を採択され終わっております。思い切った施策が効をなし、国際的にも日本の地位が高まり、国民の生活がより豊かになることを願いたいものです。アベノミクスに関する考え、また当市への影響について市長の考えをお聞きいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲ネットを代表しての鈴木議員のご質問にお答えをいたします。まず、アベノミクスについてのご質問にお答えをいたします。

いわゆるアベノミクスにつきましては、今、鈴木議員、詳細に質問の中で触れていただきましたので詳細は省略いたしますが、いわゆる3本の矢で構成をされております。政権

発足前から円安株高が進行していきまして、それが一般的にはいつまで続くのかなという心配がある中で、今日まで続いておりまして、近年にない状況になっております。あわせて、アメリカでも同様の現象が起きています。

ただ、今ご指摘のように、本当に国民生活、あるいは本当に実態経済にどういういい効果が出てくるのかどうか、当然プラス面とマイナス面がございまして、今は円が下がって企業収益が上がっている。あるいは株価が上がって資産価値が膨らんでいるという面だけが強調されていますが、申し上げましたようにマイナス面がまだ明らかになっておりません。ただ、具体的には、これもご指摘のように、私たちの日常の灯油ですとか、あるいは食料品、あるいはガソリンの値上がりで響いてきております。まだまだいろんな影響が出てくると思っています。

ただ、まだ現段階では評価を下すには至る段階ではないと考えております。ただ、印象レベルでいいますと、いつか来た道、結構古い経済政策かなというふうに思っております。たとえば言えば、お肉を食べたら元気になる。でも、野菜、ミルクは食べない、いわゆるたんぱくだけ取ればいいと、ビタミン、ミネラルは要らないとか、むしろビタミン、ミネラルは取らないでお肉だけ食べて元気になれるというようなレシピかなという印象を持っておりますが、まだまだもう少し時間をかけて評価はさせていただきたいと思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） ただいま申し上げました中で地方交付税、この部分で4,000億円の減ということになっておりますが、そしてまた、地方公務員の7.8%の給与の減ということになっておりますが、国家公務員の給与が7.8%ですね。地方公務員の場合は7月より同様の扱いとなるようなことがこの中で報告されておりますが、野洲市の職員さんにおいてはどれだけの影響が出てくるのか、その辺がちょっと私、危惧しているところでございます。

そしてまた、白川総裁が退任されて、新たに日銀の総裁が黒田氏ということで内定しておりますが、それぞれの方につきましても2%というインフレを目標にされておりますが、この公務員の給料をこれだけ引き下げて、果たして2%のインフレ目標が達成できるのか。例えば、公務員の給与を引き下げると民間企業においても同様の扱いになってくる。そうすると、国民に回ってくるというのも当然少なくなるので、潤沢にお金が市場に出回ると

ということが不可能なような気がいたします。それは国の施策でございますので市長にはお伺いしませんが、この職員さんの給料、これがどのように職員さんに影響が出てくるか、1点お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今、国家公務員が7.8%というふうなことでございますが、地方公務員にも同様な形での要請が来ているというふうな状況でございます。今、等級別にいきますと1、2級の者が4.77%、そして3から6級までが7.77%、そして7級の者が9.7%の給与引き下げということです。あわせて、期末勤勉手当、12月に支給がされます。期末勤勉手当も9.77%カット、そして管理職手当が10%カットというふうな、要請であればそのような形になるというふうなことでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） よくわかりました。これは国の施策でございますので、この議会で私がどうのこうの言うことは避けていきたいと思いますが、できる限り国民に潤沢にお金が回るようにしていただく施策を考えてもらいたいと思います。

また、今日来たらこの資料が置いていましたが、県内主要企業の連結内部留保による試算というのが出ておりましたが、やはり企業においてもかなり内部留保というのがあるわけでございますので、そうしたものをやっぱり従業員の皆さんに少しでも配分してもらえようような手だても考えていかなければならんと思います。

それでは、次の質問に入ります。中核的医療機関について、いわゆる野洲病院でございます。

新病院の整備は市民の利益は大きい反面、多大な財政負担を伴い、市の将来に大きく影響する課題であります。今後、新病院の整備の可能性検討を引き続き進めていくには、市民の理解を得る前提として市議会の大多数の力強い賛同が得られることなどが欠かせないと考えております。

これまでの間、検討にあたっては市民をはじめ専門家、滋賀医大学長、行政担当者、守山野洲医師会長、医療コンサル、野洲病院長、他学識経験者の協力を得、整備実現を期待しておりました。しかし、今後の新しい行財政プランの策定の過程で財政見通しを明らかにすること。また、市民の皆様への医療サービスの現状とあり方に一層の理解をいただく当分の間、新病院整備の可否を含め、検討を凍結した方が望ましいと市長は判断されました。

なお、現在並行して駅南口周辺整備構想の検討が進捗しています。この検討においては健康をテーマとして駅前に魅力のある機能として医療機能を含めた検討を継続すると言われております。平成24年12月20日の臨時全員協議会資料による新病院建設についての反対者のそれぞれの意見もあるかと思いますが、現野洲病院の建築は、昭和55年に建設されています。新建築基準法の制定は昭和56年度より新たに耐震に関する構造計算が求められております。

そうした中、現野洲病院の耐震対策が可能なのか、また、医療検査機器も旧型のものを使用しています。建物も含め、市民の医療に関し、いつでも安心・安全で過ごせる病院が会派としても必要であると考えますが、凍結解除への市長の考えを伺います。参考までに、野洲病院市内患者の地域別利用者の内訳を報告しております。限られた医療資源を市民に提供し、ぜひとも有効活用を図りたいと願うものでございます。

ちなみに、学区別に申し上げますと、野洲学区の人口が1万2,372名に対し、入院の方が7,523名、外来が2万1,174名となっております。まず、詳細は時間の関係で申し上げられませんが、こういう資料が各自治会別の詳細の資料も上げておりますので、また事務局の方にご請求していただければ明らかになると思いますので、議員の皆様もぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

ちなみに、参考までに5万905名の人口の中で入院患者が2万9,166名、外来が6万7,506名となっております。このような野洲病院に対しての利用がある中で、やはり1日も早く新病院の建設を野洲ネットとしてはお願いしたいわけですが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲病院についての鈴木議員の代表質問にお答えいたします。

今、議員ご指摘のように、ただいま検討を凍結しておりますが、病院問題全体を凍結したわけではございません。私どもといたしましては検討会を通じて、あるいは市議会の特別委員会を通じて病院のあるべき姿、そしてその運営の見通し、そして市の財政見通しを可能な限り現時点でお示しをしておりますが、まだやはり懸念を示していただいている議員の方がおられますので、まずは市民に力強く打って出るには、そこのご理解をいただきたいというのでとめております。

ちなみに、今ご指摘の野洲駅前の土地を買うときにも同様の作業で、市民との話し合いをかなりしました。そして、市議会でも、これも特別委員会でご議論をいただきました。

最終的に20人全員のご賛成をいただいております。

駅前土地に関しましては、恐らく資産価値は私は減らないということだと思っておりましたが、それでも慎重な対応をした上でそういう結果をいただいております。ただ、病院に関しましては、私どもが示していますように、市民にとって大いに受益は、一方財政負担も伴いますが、それなりの対応ができるということを示しておりますけれども、病院というのを運営するには、やはり一定の財政リスクも伴います。そういったことから、土地を購入するよりも一層慎重なご審議、ご検討をお願いしたいということで、今検討をとめていますが、一方ではこれも触れていただきましたように、さまざまな場で市民のご意見を伺う機会を設けておりますし、これも全協でご説明しましたように、地域福祉計画のアンケートの中でもそれなりの形でご意見を伺うとしています。そういったことを持ち寄って、もう一度検討は加えたいというふうに思っています。

ちなみに、昨日も市の商工会の飲食業の方々の部会で駅前のごこと、あるいは病院のごことを話してほしいということで、懇談の場を持っていただきました。大方やはり商業の、あるいは飲食業、発展から考えてもやはり駅前に今私どもが提案しているような機能というのが好ましいというご意見でしたので、今後も幅広くそういう形でご意見を伺いたい。

ただ、これもご指摘のように、野洲病院の状況というのは本当に大変な状況だと思っております。それがあつたがゆえに、一昨年4月の新病院構想というのが出されています。その裏側は耐震対策ができていない、医療機器は整備できていない、あるいは駐車場等の機能も不十分だと。ただしサービスは必要だということから、新しい土地に新しい病院を建てて新しい医療機器を市がやってくれればということですけど、これはとても今はできません。でも、そのニーズを満たそうと思うと、私どもが今提案している案しかないと思っておりますし、幸い駅前の土地が活用できるわけですから、そういう形で市民の利益、サービスを守りたいということでもありますので、結構単純明快なんですけど、まだご理解いただいておりますので、これは押し切らないで、できるだけ論理、具体的な議論でもっともう少し大きなご理解をいただけるようにしたいと思います。

それと、質問がわたりますが、先ほど地方公務員の給与の問題です。これは国の問題と違いまして市の問題に関して国が関与してきているということでありまして、全く国じゃなしに自治体、あるいはこれは市民への私は挑戦だと思っております。国は復興財源を生み出すということで法律をつくって7.8%削減しています。これは国の事情です。中央政府です。中央政府は憲法、地方自治法で財政の自主権なりさまざまな政策決定権が任され

ています。今回、法律で、附則で定めるということも、これは私、疑義があると思いますが、それをもって総務大臣が都道府県知事に要請をしていて、都道府県知事は問題意識なしに県内市町村長に国から要請を受けているので適正な対応をされたいと来ているんですが、私これはもう論外であると思っています。

一方で、地方交付税で縛るということですが、これは交付税で縛るということはひも付き補助金と全く正確は一緒です。これは地方自治への大いなる危機だと思っておりますし、申し上げましたように、これは私ども執行部だけじゃなしに議員の皆さん方、あるいは市民の皆さん方に対して政府間関係における甚大な危機だというふうに考えておりますので、先ほど鈴木議員が国の問題だからとおっしゃいましたけども、全く国の問題じゃなしに市民、国民の問題だというふうに理解をしておりますので、申し添えをさせていただきます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 市長のおっしゃることはよくわかりました。やはり100%の賛成を得るといのは、なかなか大変なことでございます。しかるに、5万900人の命と健康を守るには、やはりどうしても新しい病院が必要やということを痛切に感じております。

せんだつても、私ども議会と野洲医師会の方々と懇談をいたしました。その中で、やはり医師会の先生方はやはり病院は必要やと。例えば、よその病院へ行けばいいやないかというご意見もございましたが、やはり開業医の先生方はそうは簡単にいくもんじゃないと。やはりそうしたってなかなか受け付けはしてくれないと。ですから、どうしても新しい病院が必要やということを開業医の先生方も皆さんおっしゃっております。やはり、何としても行政は市民の命と健康を守るのが行政の役割だと私は思っておりますので、市長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、本市の自主財源の確保についてお伺いをしたいと思ひます。

我が国を取り巻く経済情勢は、リーマンショック以降長らく低迷が続いており、デフレ基調のまま推移してきているが、最近の国の経済対策の期待から円安傾向、株価上昇と長いトンネルを抜けるような期待含みの浮上感といった経済好転の兆しがあるものの、反面、原油価格の上昇といった暮らしへの懸念材料があるのも事実でございます。

このような中、本市の財政状況についても自主財源の根幹である市税、とりわけ法人市民税に至っては依然厳しい状況下、最盛期の3分の1程度といった著しい落ち込みの状況

であり、今後、このような状況下、自主財源の確保についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の自主財源の確保についてのご質問にお答えをいたします。

自主財源といいましても基本的には税でありまして、これもご指摘のように法人市民税、そして固定資産税というのが大きな要素になっております。一番経済状況によって振れが多いのは法人市民税でありますので、野洲市の場合はこれまでにそこに頼りすぎていましたが、やはり健全な財政運営をしようと思うと一般に市民の方からいただく市民税と固定資産税を基本的な財源にすべきだと考えております。野洲市の場合、幸い人口もふえておりますし、企業の設備投資もふえております。それを今後も基盤整備を促進することによって、安定的に人口がふえ、かつ企業立地も進むような形で市民税、そして固定資産税をふやしていくという一番正当な方法での財源確保を図っていくべきであると考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 財政の中で、同じ質問になるかと思いますが、実質公債費比率の推移についてをお尋ねしたいと思います。

公債費の状況を見るのに指標となる実質公債費比率については、昨年10月に示された野洲市中期財政見通し、これは普通財源でございます。平成25年度から平成29年度まで、平成28年度以降、市債発行に国の許可が必要とされる制限が加わる一定の警戒域は18%を突破するとの推移を示されています。

このような状況はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 実質公債費比率についてのご質問にお答えいたします。

これは、常々申し上げておりますように、野洲市の財政状況に関しましてはご指摘のように法人市民税に頼り過ぎていて、それがリーマンショックのときから落ちておりまして、通常、合併時想定されていた金額の3分の1ぐらいになっています。

あわせて、合併してからの4年間、リーマンショック以前も法人市民税が15億円から20億円ぐらいありながら、財政調整基金を多いときでは8億円、9億円、平均して5億

円ぐらい取り崩すという結構不健全な財政運営をされてきています。

一方、コミセンですとか給食センターですとか設備投資がされていると共に、これも既に議会でもご報告して市民にもお示ししていますように、15億3,000万円の工業振興助成金ですとか、さまざまな見えにくい借金をしております。その返還が今、1つの課題になっています。

一方、本来やるべきであったクリーンセンターの整備とか、学校の耐震化、保育所の耐震化、こういったことに手がつけられていません。これらは一刻も早く子どもたち、あるいは市民の安全のためにやるべきことです。このための財源が要るということで、これは両方で聞いています。マイナスの方に、マイナスの作用が逆にあるわけです。万が一豊かな財源のときに学校の耐震化とか、課題になっている保育所を整備しておけばよかったです。それをやっていない。先ほどのお肉とビタミンの関係でいきますと、間食ばかりして3食抜かしていたというような状態です。ですから、これはかなり厳しい。

当初から申し上げていますように、公債費は18%を超える可能性はあり得る。それよりは市民の安心・安全をきちっと守っていかうという財政運営をしておりますので、一時的には超える可能性もありということで、今、市政を進めさせていただいております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） ただいまの市長の説明でよくわかりましたが、私も長年議員をやっておりまして、その点について多々反省する部分もございます。

しかしながら、いずれにいたしましても既に皆さんご存知だと思いますが、先ほど市長が触れられました自主財源の確保の中で市街化区域の拡大というようなことで、市民がその土地をうまく利用して、喜んで税金を払う人はおらないと思いますが、それに見合った税金が払えるような施策、そういうものをやはり打ち立てていかなければ、これはどうしても野洲市としては自主財源の確保ができないものだと私は思っております。

ちなみに、私がよく言いますが、草津市の場合においては36%が市街化区域、栗東市、守山市においても26%ですか、市外化区域のパーセンテージが。野洲市は今地区計画とか、そういうもので市長も大変努力をしていただきまして、約17.5ヘクタールが市街化区域に編入されました。そういうものを見てみると、やはり用途替えひとつする、そこでまた企業誘致をするということで、やはり概算で1億5,000万円ぐらいの税収が確保できるんじゃないかと。当然償却資産税も入れてですよ。そういうものが入ってく

るんじゃないかなと、そういうことを考えた場合、やはりぜひとも元気のある野洲市を形成していただきたい。そうするとやはり自主財源としても自ずと、これはもう自動的に入ってくるものですから、これは確実なものでございます。

そしてまた、実質公債費比率につきましても、市長がおっしゃいました、今まで随分無駄なものに投資したということについても、先ほど申し上げましたが痛感しております。

そうした中で、今、合併特例債等有利な起債、そういうものをうまく利用していただいて、今までのできていなかったことを今この時点ですべてやり遂げたということについては、敬意を私は表したいと思います。ぜひとも心してこの財政運営についてはかかっていたきたいということを願っておきます。

次に、野洲市の農業の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

我が国は、古代より瑞穂の国と称されてきました。瑞穂というのは瑞々しい穂というのを意味しての瑞穂でございます。特に昭和30年代においては米麦の量産体系の推進を政府が図り、農家自体もそれを受けて農業経営にあたっていました。

その当時、私は思い出しますと、早期栽培というのを政府が奨励いたしまして、1俵当たり200円から300円の早場米の奨励金をつけていたということを、私は記憶に残っております。

しかしながら、農業技術の発達と共に反収量が多くなり、生産調整を余儀なくされた中で、1986年に始まりましたガット・ウルグアイラウンドの農業交渉で、日本が米余りの状況下においてミニマムアクセスの受け入れを容認せざるを得なくなりました。その結果、我が国の農業は大きな打撃を受けています。また、現政権下のもと、TPP交渉が進められようとしております。

このことに関しまして、危惧するところでもありますが、次の3点についてお伺いしたいと思います。

当市の農業の現状と課題について。農業後継者の現状と今後の課題解決について。また、畑作物の年間売り上げを1年単位で過去5カ年のデータをお示ししていただきたいと思えます。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市の農業の現状と課題についてのご質問にお答えをいたします。

まず、数字を申し上げますと、農業センサス2010年でのデータでは水田面積が2、

128ヘクタール、畑地面積が83ヘクタールであります。過去5年間の農地転用の状況を見ますと、水田では8.9ヘクタールが転用されておりますし、畑につきましても2.3ヘクタール、合計で11.2ヘクタール、件数にいたしますと183件の転用がありまして農地が減っております。今後もこの傾向は続くものと考えております。

また、農業従事者では2000年に70歳から75歳が最も多かったのでありますが、年齢層でいいますと2010年では75歳以上が最も多くて、農業従事者がこれだけ高齢化しておられるという状況になっています。

ただし、このような状況ではありますけれども、近年、新規就農の希望者や経営規模の大きい主業農家や認定農業者が市内では増加傾向にありまして、集落営農の組織化による営農も堅実に実施されておりますし、法人化への移行も望まれているところでありまして、面積は減っていますが経営は活発に行われているというのが現況かなというふうに考えております。

しかし、課題といたしましては、今申し上げましたように従事者の高齢化というのが大きな課題です。

それと、今ご指摘のありましたようにTPPによる、特に米の扱いがどうなるかによっては農業基盤が崩されるということもあります。

それと、今、国政の変化で申し上げますと、前政権では基盤整備の財源がかなり絞られておりましたが、その一方で戸別所得補償ということで農家への経済的支援がなされました。来年度は基盤整備、今の予算の中では基盤整備の予算がほぼ旧に復されています。

一方、いきなり戸別所得補償を削れないということで、これも現時点では継続されていますが、その結果、今農業の国からの支援が過去よりも膨らんでおります。このままでは続きませんので、今後どの部分で削減をされていくかということが地域の農業にも大きな影響が及んでくるというふうに考えております。

次に、野菜の分野でありますけれども、県内有数の野菜産地であります。例えば春菊で見ますと、2005年と2010年を比較しますと出荷量では250トンから150トンと、生産量は減少しております。他の野菜につきましても減少傾向にあります。このままでは継続が懸念されます。新規就農者の確保とか、農繁期の農業者への負担軽減の支援体制の構築が産地継続のために必要と考えております。

次に、農業経営者の現状と今後の課題につきましては、先にも申しましたが、本市では青年層の新規就農者の増加が見られますが、全体的には先ほど申し上げましたように高齢

化が進んでいます。そこで、今まで以上に新規就農者の育成が大切であると考えておりました。国の施策であります青年就農給付金の制度を活用しながら、きめ細かな対応、あるいは営農相談をしていきたいと考えております。

次に、ご質問の畑作物の年間売り上げと1年間の単位、過去5年間のデータについて数字を申し上げます。現状、JAが扱っていますデータしか把握できませんのでそれを申し上げますと、いわゆる市場へ出ているのと直売所、これはおうみんちとありますが、そこを合わせた金額です。平成19年度で3億8,500万円、平成20年度で4億3,000万円、平成21年度で4億2,400万円、平成22年度で4億3,800万円、平成23年度で4億6,000万円ということで、生産量では減少傾向にありますが、売上高では傾向としては増加傾向にあるということになっております。

以上、ご質問への答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） せんだって、首相がアメリカを訪問されたときにTPP問題についてアメリカのオバマ大統領は例外は認めないというようなニュアンスでずっと来ていたものが、アメリカにおいてはやはり国益を守るという意味で、自動車は例外品目に入れてくれということ話をされていた。

ちなみに、自動車の輸出に関して、日本のメーカーが掛けられている関税につきましては乗用車が2.5%なんです。トラックにつきましては25%の関税ということで、それを維持していきたいというのがオバマ大統領の考え方でございます。

しかるに、アメリカがその例外品目を認めたということについては、日本の米も例外品目の1つとして、それはやはりきっちりと交渉していってもらわなければならないというような思いでございます。

しかるに、今申し上げました関税の率、ところが片や日本のコメでは77.8%という関税が掛けられております。そうしたことをどういう形で払拭していくかということが、1つ大きな問題になってこようかと思えます。

また、TPPに参加するには、アメリカが権利を持っております。日本は入れないとアメリカがそう言えば、もう日本はTPPに参加することはできません。

ということで、できる限り、今市長がいろいろと回答をいただきました。明るく展望の持てる農業経営ができるように、行政としてもひとつ指導してやっていただきたいということを思います。

次に、太陽光発電施設廃棄マニュアルについてお伺いしたいと思います。

先ほど来も議案質疑の中でも太陽光発電について、さまざまなご意見が出ておりましたが、東日本大震災の原子力発電事故を契機として、太陽光や風力の自然エネルギー利用による発電の考えが急進展しています。行政においても補助金を交付するなどの対応、また電力会社はこれらの余剰電力を購入するなど、自然エネルギー利用の電力活用が多く見られるようになってきました。

本市の市有地2.4ヘクタールの有効活用を図るため、太陽光発電会社との契約を交わされています。原子力や化石燃料に比較し、安心・安全であると周知していますが、耐用年数が平均20年と言われる中、使用済みソーラー設備の廃棄マニュアルが整備されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太陽光発電設備の廃棄マニュアルについてのご質問にお答えいたします。

現時点ではマニュアルは存在していません。廃棄物としては産業廃棄物にあたります。まだ年数が少ないということで、通常ですと20年持つということなので、制度設計がされていませんが、大きな課題だというふうに考えております。

ご承知のように自動車ですとか、あるいは家電製品だとかといったものと同じような制度化がされないと大きな問題になるというふうに考えておりますので、国等で今検討しようということになってはいますが、私どももそれについては要望をしていきたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 全く違う方法なんですけど、例えば原子力発電所ができたときにウランで発電するというので、燃料棒にウランを入れて、それを格納容器に入れて発電をしているわけなんです。ちなみにウランが燃焼する率というのと50%いかないんですよ。あとの50%は何が出るかといったら、これはプルトニウムが出るんですよ。プルトニウムが出るということがわかっていて、その出たものをどういうふうに処理していくかというのをきっちり国が示していなかったから、今それが大きな問題となっているということです。ですから、問題はもう全然違うわけですが、これ太陽光発電装置、20年の耐用年数が過ぎたら一遍にだっとその廃棄が押し寄せてくるんです。

市長がおっしゃったように、やはり1日も早いそういうマニュアルを作成するよう国に要望していかなければ、やっているときはいいけど後はどうするねんということになってくると困りますから、私も年のせいかも知らんが先を急いでいるような感じですので、どうぞ市長、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、国道8号バイパスの進捗と側道部の土地利用についてお伺ひしたいと思います。

この計画は、昭和57年度に着手され、平成12年5月26日に都市計画決定され、本市を基点として栗東手原間4.7キロメートルを整備するものであります。守山市は平成23年2月に道路幅杭の設置を行い、栗東市は平成24年5月9日から18日に道路幅杭をしています。本市においても市町村を先頭に関係市と共に力強く進めることは承知しているところです。今後の進捗状況についてお伺ひいたします。

また、本線以外に歩道3.5メートル、緑地帯1.5メートル、国道5メートルの側道が提示されています。土地利用の観点からこの側道を利用して新たなまちづくり、いわゆる地区計画沿道サービスを進めていく必要があると考えますが、市長の前向きのお考えをお伺ひしたいと思います。この部分については既に都市計画マスタープランの中でも策定されておりますので、私もよくそれは理解をしております。どのようなまちづくりをされていくのかお伺ひしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国道8号線バイパスに関するご質問にお答えいたします。進捗状況につきましては簡単に申し上げますと、今、野洲市内では私の地元であります妙光寺で幅ぐいが打たれまして、近々測量をしようということになっております。あと、課題となっております三上自治会の中の特に大中小路では、幾つか課題をいただいておりますが、それにつきましても協議を鋭意進めているところです。

それと、七間場に関しましては、ある程度構造につきましてご了解をいただいておりますが、ご承知のように隣接地に当時は問題ないということでアスベストが埋設をされています。工事に絡み、どういう安全な対策をされるかということですので、これもきちっと情報公開をもとに工事に合わせて安全な除去がされるような取り組みをする方向で今検討しております。

それと、もう一つ大きな課題であります道路のいわゆる本線、通過地点に事業所があります。移転を伴います。これにつきましても事業者であります国、そして市、そして事業

者が入って今どういう対応をすべきかという協議を進めておりまして、これまでにない伸展がされているというふうに思っています。

それと、今回の国の予算でもこれまでにない億単位の予算がついているということで、かなり実現性の熟度が高まっているというふうに考えております。

次に、道路には基本的に計画は今ご指摘のように昭和57年、そして平成12年の計画決定で、車道4車線、そして側道それぞれ1車線ごと、そして歩道ということになっておりますので、側道、沿線の土地利用ということにつきましては、当然環境、あるいは農業等への配慮もしながら都市的利用をすべきところにつきましてはまちの活性化に向けて計画的に土地利用を図っていきたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） やはり、国道8号線バイパスにつきましては、何と申しますか、やはり交通緩和の面におきまして非常に重大な事業であると私も考えております。この国道につきましても、先ほど申し上げましたが、やはりこれだけの10メートル幅があるわけなんです。そういうものをうまく利用いたしまして、やはり三上地区が高齢化になっている中で、そうした中、若い人を呼び込むようなそういう施策をひとつ実現していただきたいということを願っております。よろしく願いいたします。

次に、企業立地促進法についてお尋ねをしたいと思えます。

企業立地促進法等による産業集積の形成及び活性化に関する法律に関し、甘利経済産業省、舛添厚生労働相の認可を受け、平成19年10月29日に同意を受けた場所、市三宅地先、京セラ敷地内を含む市三宅地先については農業振興区域21ヘクタール、及び小南、入町、大篠原農業振興区域110ヘクタールあります。この事業の法的期間は5年で、平成24年度に終わります。その後の方針については未定だと聞いています。仮に、進出した企業への特典として3年間の固定資産税、償却資産税等の免除があり、進出企業にとっては有利な条件で作用することとなっています。進出企業のねらいは、生産拠点の集約を図り、効率的な展開を図ることにあります。

しかしながら、リーマンショック以来、ほとんどの企業が新たな設備投資を抑えており、この事業構想はとん挫しているといえます。本市の都市計画マスタープランにも近い将来、市外化区域編入予定地として位置付けされていますが、実情に即したプランに変える必要があるのではないかと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 企業立地促進法に関してのご質問にお答えをいたします。

現在、計画になっております地域であります。これはとん挫というよりは、もともと熟度が低かった地域が指定がされています。特に、農地の転用等々の調整が十分図られていません。そういったことで、そこは無理をしないで対応したいと考えておりますが、ただ、この地域指定によりまして既存事業所内での設備投資が進んでいるということでは、十分野洲市にとっては効果があったと考えています。今回の固定資産税の増額もそういったあたりもきいている結果であると考えております。

ただ、今回議会に提案させていただいております都市計画マスタープランの改定におきましては、まだ現時点では計画が生きているということもありますし、将来の国の方向も見据えながら現時点ではそのままにさせていただいておりますが、次期計画の中ではもう少し方向を明確にしていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 京セラ敷地内で企業の集約ができておるということは、私も実感しております。京セラ敷地内においては、京セラの新工場、またあるいはオムロン等があそこで展開しておりまして、固定資産税の増額、償却資産税の増額と言うことで、野洲市にとっては非常に有利な条件であると私も思っております。

しかしながら、こう見てみますと、京セラから北側の農地、あそこの部分については、今、農業投資が行われておりますね、ご存知ですか。農業投資が行われているんですよ。ご存知ですね。その農業振興区域に農業投資が行われているという、そういうような計画があるのにも関わらず農業投資が行われているということは、絶対に青地がそういうような、要するに企業向けの用地にはならないというようなことを、私は思うわけです。

将来的にそういうようなことができる土地であれば、農業投資の必要はないですね。今、そういうようなことで進んでおりますので、その辺がどういふかみ合わせになっているのか、ちょっとその辺が私にはよく理解できなかったもので、その部分についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 企業立地促進に絡む再質問にお答えをいたします。これは、ある意味では戦略的にやっております。

先ほどお答えいたしましたように、当初の計画で2地域、まだ手がついていないところがございますが、これは本当に熟度が低かったんです。農業施策、あるいは農地の扱い等全然整合を取らないで、とりあえず絵がかいてありました。熟度は物すごく低い。

一方、営農される方にとってはたちまちの最低限の設備投資が必要です。ですから、今ご指摘の京セラの北といいますか、西といいますか、そこだけじゃなしに大貝地先、大篠原地先も農業投資をされるということですので、これも両方とも市も当然入って支援をしております。これはもう時間差、戦略の問題で、もともとあそこまであれだけ巨大な面積を入れたこと自体の判断が私は問われるというふうに思っております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） おっしゃっていましたが、市三宅地先もさることながら、入町、大篠原につきましても用水路の改修ということで農業投資が行われようとしております。こういう投資を受けた場合、やはり経済産業省、あるいは厚生労働省の省に対して農林関係はどのように扱うか、それが1つ大きな問題だと私は思っておりますので、その辺につきましては次回の都市計画マスタープランの中で、やはりきっちりした位置付けをしていただきたいということを私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後になりましたが、就学前小中学校の歯の健康について、教育委員長にお願いしたいと思ひます。

県内を見渡しても、ドクターが教育委員長をしていただくというのは私どもの市だけじゃないかなというように思ひまして、今回、大変お忙しい中を今日は出ていただきまして、心より感謝を申し上げたいと思ひます。

そしてまた、一井教育委員長については本市の教育行政並びに地域に根差した立派なお医者さんであるということも私は推測をしております。

それでは、質問に入りたいと思ひます。

よく見逃す歯科の健康に関し、お伺ひいたします。

人の生命力は、何と申しましても口が一番大切な役目を担っていると考えます。現代社会において、以前と比べて食物の形態が大きく変化をしています。当然、歯に与える影響も変化するものと考えられます。万病のもとには口にあると言っても過言ではないかと思ひます。この観点から現在の就学前幼児、小中学生の歯の健康状態はどのような数値であらわされているのか。また、課題解決に向けた取り組みを今後どのような方策で解決してい

くのかお伺いをしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育委員長。

○教育委員会委員長（一井彰人君） 日ごろ、教育委員会活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。また、今月は卒園式、卒業式、来月は入園式、入学式がございますので、また参加の方、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問にお答えいたします。

歯の健康状態の数値化につきましては、厚生労働省が健康日本21という中で、12歳児DMFT指数の1歯以下という目標を掲げております。何分私、ちょっと英語の発音の方が悪いので申しわけないですけども、ご容赦下さい。

このDMFT指数とは、虫歯になったことがある歯についての指数でありまして、Dはディケイドティース、治療していない虫歯、Mはミッシングティース、虫歯で抜いてしまった歯、Fはフィルドティース、虫歯を直した歯の略でありまして、最後のTは永久歯を表しております。その総数を治験者、検診受診者で割ったものを数値化します。つまりは、永久歯1人平均う歯数を表しております。なお、12歳児DMFT指数の1以下というのは、目標としてわかりやすさを配慮したものでありまして、全国的な指標として妥当な目標数値としましては、歯科疾患実態調査及び学校保健統計調査の推移や、地域集団における歯科保健対策による改善データの実績などから1.4歯以下となっております。

野洲市におきましては、教育委員会が管轄します幼稚園、小学校、中学校で毎年6月末までに実施しております定期健康診断の中で、歯科医師による歯科検診の結果から各学校で学年別、性別の区分で未処置歯、治療をしていない虫歯、喪失歯、抜いてしまった歯、処置歯などを集計いたしまして、その中から県が統計を取っております5歳幼稚園児、小学1年生、小学6年生、中学1年生について県教育委員会の方に報告をしております。

平成24年度の報告はまだ来ておりませんが、平成23年度の県の報告ではありますが、DMFT指数、すなわち永久歯1人平均う歯数が小学6年生の場合は野洲市が0.77本、県は0.82本、中学1年生は野洲市が1.12本、県が1.13本となっております。これは永久歯に限った部分でありまして、市内で歯科検診のときに調べるのは乳歯もすべてを含めますので、その数字も言わせていただきますと、乳歯と永久歯を合わせたすべての1人平均う歯数は、5歳幼稚園児は野洲市が1.6本、県が1.82本、小学1年生は野洲市が2.3本、県が2.45本、小学6年生は野洲市が1.6本、県が1.52本、中学1年生は野洲市が1.12本、県が1.13本となっております。とおおむね県平均

よりも少なくなっております。

また、平成7年度からは学校保健法施行規則の一部が改正されまして、国内全体を検査するようになりました。それにつきましては歯の汚れや歯肉の状態、歯並び、顎関節などの状態も審査に加わっております。この部分につきましても、野洲市は県の平均と比較しましても大差のない状況で推移しております。

以上のように、歯の健康につきましては現在のところ、特に本市の課題として浮かび上がってくるような項目はないように思っております。このことは、現在実施している幼稚園から小学校6年生までの給食後の歯みがきの徹底や、6月の歯の衛生週間における歯みがき指導の成果であると考えております。

また11月8日のいい歯の日に合わせて養護教諭が保健だよりを発行し、家庭への啓発活動も行っております。しかしながら、質問の趣旨説明にもありましたように、歯及び口腔の健康を保つことは、単に食べ物を咀嚼するという点からだけではなく、食事や会話と楽しむ豊かな人生を送るために基礎となるものであるために、今後もより一層子どもたちの口腔内の健康の維持増進に努めていきたいと思っております。教育委員会としましても、各学校を指導してまいりたいと思っております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 先生、どうもありがとうございました。

ただいまの回答を聞いておりますと、野洲市におきましては県の平均値より下回っているということなんですね。これはそれぞれ先生方が努力していただいている結果だと私は思いますが、先生、1点だけお伺いしてよろしいでしょうか。私も孫を持っておりますが、永久歯が完全に生えそろうというんですか、それは平均的に何歳ぐらいから永久歯に生えかわっていくのか、1点だけ先生、お願いできますか。

○議長（三和郁子君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（一井彰人君） 今の質問にお答えいたします。

生えかわりとしましては、大体6歳前後で下の歯の前歯から乳歯から永久歯に生えかわりまして、最終的には12歳、7番目の歯が生えそろいまして、大体永久歯列になると言われております。

その間の、先ほどの健康日本21でなぜ12歳児DMFTというものを取るのかといいますと、鈴木議員、鋭いところを突かれていまして、乳歯から永久歯に変わる、その間に

一番虫歯がしやすいんです。そのときにその目標値を設定して虫歯をつくらないようにすれば、大人の歯になってもそれが口腔内の手入れの習慣が付くので、一番目標としてはいい時期というのが12歳ということを言われております。

実際には、やはり6歳で下の前歯から永久歯が出て、たったの6年間でもう何歳までも使う歯というものが虫歯に侵されてしまうわけです。そのところをやはりちゃんと管理していこうということで、健康日本21の方では考えて設定されたように承っております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） どうも執行部の皆さん、また教育委員長の一井ドクター、長々と質問をいたしました。これで私の代表質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午後12時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党野洲市議会議員団、第14番、小菅六雄議員。

小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、3月定例会市議会にあたりまして、日本共産党市議団を代表いたしまして市長の施政方針について質問を行います。なお、はじめに、今日議長の許可を得まして質問に関しての資料を配付させていただきましたが、その資料の中でちょっとミスがございますので、よろしくお願ひします。

滋賀県内の主要企業の連結内部留保による試算表であります。一番上の村田製作所の内部留保額、単位は億ですが、14億円となっておりますが、9,085億円でございますので、訂正をよろしくお願ひいたします。

それでは、質問を行います。

ご承知のように、昨年12月の総選挙の結果、民主党政権から自民党安倍政権にかわりました。これは民主党政権の相次ぐ公約違反に対して、国民がノーの審判を下したものと思います。

しかし、されど自民党が信任を得たかということ、決してそうではないと思います。野洲市でも自民党が前回の総選挙から得票を減らしています。この結果から見えることは、自

民党の奇跡は小選挙区制度の挙行の奇跡と思います。同時に、総選挙で争点となりました消費税増税、社会保障制度の改正、負担強化、雇用と景気やＴＰＰ問題、さらには安倍首相が主張する憲法第９条改定や集団的自衛権と国防軍構想など、平和と安全にとって危険な方向、また原発再稼働、新增設の容認、原発輸出の推進等を公言し、民主党政権時代に打ち出しました２０３０年代原発稼働ゼロという方針をも白紙に戻す考えを打ち出すなど、どの問題をとりましたが国民は安倍政権を決して信任したものではありません。

国民の皆さん、市民の皆さんは、政治の矛盾と行き詰まりに閉塞感を深め、政治のあり方、新しい政治を模索していると考えます。

このような中で、平成２５年度の市政と市財政は市民の暮らし、営業、安全と安心のまちづくりを進めていくことが求められています。以下、市長にお聞きいたします。

ＴＰＰ問題と本市農業について質問を行います。

ご承知のように、安倍首相は去る２月２２日、アメリカのオバマ大統領と首脳会談を行いました。会談後の記者会見で交渉について、会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとして、なるべく早い段階で決断したいと参加交渉に踏み出す考えを言明いたしました。

しかし、首脳会談後に発表された日米共同声明では、交渉に参加する場合にはすべての品目が交渉の対象にされるとされ、また、包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとしています。

すなわち、安倍首相は関税撤廃も例外ありと言いますが、全く何ら保障のないまま今後参加に向け判断するとしています。それでなくても、自民党は今年の総選挙でＴＰＰ交渉について聖域なき関税撤廃を前提とする限り反対すると公約し、さらに国民皆保険制度や食の安全性基準を守るなど、６項目の公約を示していました。ところが安倍首相は、聖域なき完全撤廃が前提でないことだけに絞り、それ以外の５項目を切り捨てる方向です。つまり、ごく一部の関税存続を条件にＴＰＰ参加を目指すものです。もし、このようなことになりましたと、農業のみならず医療の面でも国民皆保険制度の問題でも後退廃止になりかねず、また医療の分野に民間保険や株式会社の参入や混合診療の解禁など、皆保険制度が崩壊いたします。これは、決して国税上の問題ではなく、本市でも現在公立病院の整備を検討していますが、１つの懸念材料となりかねません。

市長自身も、県下でＪＡ滋賀中央会や自治体首長諸団体が構成されるＴＰＰから県民の命と暮らし、医療と食を守る県民会議にも参加されていますが、今回の日米首脳会談を踏

まえ、安倍首相のTPP参加報告について、どのような見解なのかお聞きいたします。

2つ目には、TPPとなれば、これまでから農業のみならず非関税障壁撤廃など、医療、雇用、食の安全性など、国民生活のあらゆる分野に影響を与えますが、本市の場合、どのような影響が出るのかをお聞きをいたします。

2点目、雇用の創出と賃金引上げ及び市経済対策の質問であります。

市長自身、ご承知のように長引くデフレ不況のもと、働く人々の賃金の低下と労働条件の悪化に歯どめがかかっていないことなど、ご承知だと思います。政府及び民間の調査でも、昨年の勤労者の平均賃金は1990年以降で最低となり、ピーク時の1997年より年収で約70万円も減っています。また、雇用実態も深刻でありまして、全労働者の3分の1が非正規雇用、若者と女性では2人に1人まで広がっています。

その結果、年収200万円にも満たない労働者が1,000万人を超えています。低賃金で不安定な働き方の非正規雇用の拡大は、正規雇用の労働者の賃金と労働条件の低下、長時間労働に拍車をかけています。つまり、この10年間で平均でも月給の約2カ月分の収入がなくなったのですから、ローンや教育費をはじめ、労働者とその家族への暮らしの悪化は深刻で、賃上げと安定した雇用への願いはいよいよ切実だと思います。

同時に、賃下げと雇用不安が広がり続ける日本社会の現状は、世界の流れから見ても異常さを際立たせています。現在、安倍内閣がアベノミクスの3本の矢としてデフレ脱却、物価2%値上げなどとして経済対策を進めています。しかし、これもとどのつまり、旧来の経済対策であり、大型公共事業中心で、いわゆるおこぼれ経済論だと思います。このような経済政策のもと、本市でも市民の切実な声が寄せられています。

草津市のハローワークに行っても、正規雇用での就職先が見つからない。このままでは将来不安、国民年金保険料も払えないという若い世代の声も聞きます。また、ある自営業者の奥さんからは、仕事がほとんどない。だから、私が働いて少しでも家計を助けたいが、アルバイトでもしたいが、60歳を過ぎているので見つからない。このままでは国保税も払えないと切実な相談も寄せられています。

そこで、本市の場合は村田製作所、オムロン、京セラなど大企業があります。また、京阪神の通勤圏として働く勤労者の比率が当然高いまちであります。しかし、本市でも非正規雇用や低所得者層の比率が高まっていることは例外ではないと思います。これに対して、本市では過去、市長名で市内企業に雇用の確保と採用維持を申し入れるなど、対策もされました。また、パーソナルサポート事業として他市にない雇用対策を、就労対策もやって

こられたことは承知をしています。

また、定例会の施政方針でも地域の商工業の発展と雇用の確保を目指すことを1つの柱とされています。これまで、雇用拡大も含めた内容で企業に対して本市では工業振興助成金も出してきました。であれば、この際市内企業、とりわけ大企業に対して雇手を拡大するよう要請すべきだと考えます。大企業が社会的責任を果たすべきであると考えます。今日、日本の主要大企業で全体で260兆円もの内部留保があります。本市でいいますと村田製作所が9,085億円、京セラが1兆5,235億円、オムロンでは約4,000億円であります。例えば、村田製作所でいいますと9,085億円の0.6%を使うだけで社員の賃金1万円引き上げることが可能です。また、内部留保の1%で年収300万円として3,280人の雇手が可能であります。このことは国会でも安倍総理も否定できない答弁をしています。ですから、市長も市内主要企業、とりわけ大企業に対して雇手の拡大、あるいは賃金引上げを要請すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

一方、市経済振興と対策については、東京大学と連携して人材育成、人づくりを核とした市内中小企業の経営改善の支援策等もされています。これは必要なことと思います。

同時に、今日、この努力でも越えることのできない長引く不況の中、市内中小企業は困難な事態に置かれています。その点では、今日の時期だからこそ市内経済、景気活性化と中小企業支援になる住宅リフォーム制度の実施は有効なものと考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、職員給与と地方交付税の問題についてであります。

民主党政権が道筋を立て、今の自公政権が実施しようとしている地方公務員給与の削減について、安倍政権は地方財政計画でも国家公務員に準じて地方公務員の給与削減に地方交付税の減額7.8%を強行しようとしています。その額は4,000億円とされています。このことは、1点目には公務員の労働基本権の制約の代償措置である人事院勧告制度を無視して、給与の引き下げを押しつけていることでもあります。今回の給与引き下げは、民主党政権の時代に先ほど言いましたように地ならしし、今回、自公政権が実施しようとしているのでありますが、当時、これを審議した国会で川端総務相はやむを得ない臨時措置と答弁として労働者の基本権を否定いたしました。

2点目には、地方の実情をも無視し、地方分権と言いながら給与引き下げを押しつけている点であります。このことは市長自身ご承知のように、全国の知事会をはじめ地方団体がこの押しつけ給与引き下げに強い反対を表明いたしております。言うまでもなく、地方

自治体はこれまでから財政改革の中で給与引き下げを繰り返してまいりました。これは本市でも同様でありまして、この数年で給与あるいは期末手当等の引き下げを大幅にしてまいりました。このような実情をおかまいなしに政府が給与の引き下げを押しつけ、さらに地方交付税を減額することは許されないと思います。

3点目には、言うまでもなく、それでなくてもデフレ不況の中、給与引き下げは一層景気や消費、さらに生活を苦しめるものと考えます。

以上、このような公務員給与引き下げは労働基本権と人事院勧告制度否定となり、デフレ不況脱却とは相入れないもので許されないと思いますが、まず市長の見解をお聞きいたします。

同時に、今回政府が言う給与引き下げは、これまで地方自治体の努力を否定し、押し付けるものでありますが、このような進め方について見解と地方交付税削減は本市ではどの程度の影響になるのかをお聞きいたします。

4点目、生活保護基準の引き下げと市民影響についてであります。

政府は、生活保護基準の引き下げを打ち出し、生活費にあたる生活扶助基準を平成25年度から3カ年で670億円も引き下げようとしています。引き下げの主な理由は、この間の物価値下げとしていますが、しかし、物価値下がりといえども、それはそもそも生活保護受給者には比較的關係のない家電製品の値下げが主で、一方で生活必需品は値上げしたのものもある中で、実生活の中で物価値下げの実感はありません。

その受け、期末一時扶助も平成13年度に70億円削減、合計740億円で実に7.3%の大幅な引き下げとなります。厚労省の試算でも生活扶助基準引き下げられる世帯は全体の96%に及ぶとされています。特に子育て世代に削減が大きいと言われていています。低賃金の引き下げ目標額、地方税の非課税基準、介護保険の保険料利用料や障害者自立支援法に基づく利用料及び国保税の減額基準、公立高校の授業料の減額基準、生活福祉資金の貸し付け対象基準、就学援助の基準など、福祉、教育、税制など、多様な適用基準にも連動しているため、市民生活に大きな影響を及ぼします。特に本市では小中学校の児童・生徒の約10人に1人が就学援助を受けていますが、対象から外れる児童・生徒が多く発生するおそれもあります。現在本市でも生活保護受給者は増加の一途です。本議会でも平成24年度補正予算で増額補正をしていますし、また平成25年度予算案でも対前年度比増額です。ですから、生活保護費抑制のために引き下げを行えば一層貧困の連鎖が起こり、ひいては貧困の拡大につながり、さらには逆に生活保護受給者がふえるという悪循環になる

懸念もあります。

以上、今回の生活保護基準の引き下げは、一層生活保護者に受給者に影響を与えるだけでなく、貧困の連鎖により本市福祉行政にとっても悪影響を受けると考えますが、見解をお聞きいたします。

2つ目には、本市の生活保護の実態と推移。今回引き下げとなれば、影響を受ける世帯なり影響額なりをお聞きしたいと思います。

3点目には、今回の生活保護の生活扶助引き下げとなれば、先ほど言いましたように就学援助、介護保険、国保税、住民税など、一連の諸施策に影響を受けますが、本市の場合、どのような影響が見込まれるのかをお聞きしたいと思います。

新病院の整備問題であります。

平成23年4月、野洲病院から新病院を整備し、野洲病院が運営を行いたいとの基本構想が提出されました。以降、市では2つの検討委員会を設置し検討を重ね、昨年7月には野洲市に一定規模の病院は必要とする内容の提言書が市長に提出されました。

この提言書に基づき、市が昨年12月定例市議会特別委員会に中核医療拠点のあり方に関する基本方針素案を提案されました。この素案は、一言で言いまして新病院を整備する、場所は駅前市有地3.5ヘクタール内とするというものであります。これを審議した市議会では、そのまま賛成多数で承認しました。しかし、市長は大多数の賛成でなかったことから、市の重要な課題であり、検討を一時凍結するとしました。

言うまでもなく、これまで野洲病院を考えますと本市にとって地域医療の中核的な役割を果たしてきました。このことは、素案においても今後野洲市に病院が必要としている、その理由が明らかにされています。

また、1月に守山野洲医師会と市議会との懇談会でも、医師の皆さんから開業医と野洲病院との連携でも野洲市に入院のできる病院の必要性を強調されました。

一方、野洲市駅前整備検討委員会でも病院は必要として、駅前整備構想の中で病院整備を検討されていると聞いています。

また、私ども共産党議員団が実施しました昨年8月に実施したアンケートでも、約7割の方から病院が必要と回答されています。また、それ以外、この間、多数の市民の皆さんからもご意見が寄せられています。

車の運転できない方からは、循環バスを利用して野洲病院に行っている。もし野洲病院がなくなれば、他のまちなんかに簡単には行けない。病院は絶対なくさないでほしい。

また、せんだっても中主学区の方で昨年2回入院された方は、野洲市に病院が必要。なくなれば困る。何としても建設してほしいとのことでした。さらに今後、高齢化に伴い老老介護が増加する高齢者の受け皿となる入院施設は必要。地域の医療福祉に重きを置いた病院にしてほしい。野洲市には1次診療医院は多くあるが、守山市民病院、成人病センター、済生会病院など、他の近隣にも病院があるため、入院は可能であるが、野洲市には現在長期療養型病院がない。これが必要ではないかという意見、また、市内各所にある個人医院から紹介を受けるルートのある病院をつくってほしい。病院整備には市民のための回復医療、在宅医療の広報支援機能、周産期医療等、また急性期以外の分野も充実してほしい。現在、野洲病院で夜間の診察をまめにしてほしい。済生会や草津総合病院まで行くのは大変。さらに、大病院では入院できない状態でも入院できる地域の病院はやはり必要。医療、福祉が充実していないと安心して住めない。独居でも安心して生活で、医療で困らないまちにしてほしいなど、多様な意見が寄せられています。もちろん、市民の皆さんの声には現在の市の甲斐性、すなわち財政ですが、可能なのか。市立で運営できるか心配など、表明されている方もあります。

しかし、私はそういう方も含めて、野洲市に病院が必要というのが今の多くの市民の皆さんの総意だと確信しています。

であれば、検討を凍結とされていますが、市民の願いをどのように受けとめ、応えるかであります。よって、新病院の整備を考える場合大事なことは、まず1点目には、野洲市にとって、市民にとって病院は必要であるという立場に立って新病院を整備する、この立場で凍結を回避をし、具体的に新病院の整備を進めることとあります。

2点目には、その上に立って、先ほども少し言いましたが、確かに市民の中にあります。市財政との関係はどうなのか。経営リスクの問題、建設場所などは、それらの市民の意見や疑問に応えながら議論検討を重ね、よりよい新病院をその中で進めていくことだと思えます。

以上、この間、市民懇談会など、市長は実施されていますが、先ほど私が言ったことも含め、市民の意思をどのように受けとめておられるのかをお聞きしたいと思います。

2点目には、これも先ほど言いましたように、市民の意思を判断するならば凍結を解除し市長自身が新病院の整備を進める立場を改めて明確に表明され、具体的に着手されるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、まちづくりについてであります。

平成15年の2町合併からはや9年目であります。学校時、旧中主町役場にあった分庁舎は平成22年に廃止されました。廃止後、取り壊し、跡地は処分する方針でありましたが、これに対して市民から旧中主地域のまちづくりから分庁舎の有効活用を進めるべきとの要望も出され、現在、ことし5月を目途に北部合同庁舎として整備が進められています。これ自体は北部合同庁舎として整備が進められています。これ自体は北部地域のまちづくりの核になると一定評価はいたします。言うまでもなく、本市のまちづくりは野洲市総合計画を基本の都市計画マスタープラン、さらにはそれを具体化する商工業振興計画や、あるいは農業振興計画などがございます。市長自身も施政方針で北部合同庁舎開設と北部市街地のにぎわいを進めるとされています。これまで私は、市中心部と周辺部の均衡あるまちづくり、発展、活性化も言ってまいりましたが、しかし、現実問題として全市的に共通する部分もありますが、例えば活性化と農業収入の減少による地域定着の規約に伴い子ども人口の減少、一方で、高齢者人口や世帯の増加は進んでいます。これは兵主地域でなく他の学区でも見られる全市的な課題ではありますが、この方向に歯どめがかかりません。

さらに今日、若者の働き口が少なく、本市から流出傾向であること。また、路線バスの廃止など、減便なども行われています。

このような傾向が今後も続くとすれば、農業・農村の成り立ちが崩壊し、維持ができなくなります。このことへの懸念を持つのは私1人ではないと思います。よって、地域の特性を生かしたまちづくり、活性化をいかに進めるかが問われていると思います。

本市では、琵琶湖と本市の基幹産業の1つである農業を活かしたまちづくりと活性化を行政が主体的に進めることだと考えます。市長自身、就任2期目にあたり、マニフェストでも琵琶湖を生かした観光振興を柱の1つにされています。この点では市長自身もご承知のように、現在市民レベルではいろんな取り組みもされています。平成19年にスタートしました家棟川エコ遊覧船は、琵琶湖の環境学習や琵琶の特産物である漁師料理の普及や活動をされ、現在では年間約1,000名近い乗船があり、市外、県外からも利用がふえています。

また、子どもを対象にしたあやめ浜祭りも5年目になり、毎年200名を超える参加者で琵琶湖の環境や生態学習等をしています。その他にはよし笛やホテル復活事業、野洲川下りなど琵琶湖の環境保全、歴史と伝統の発掘と継承として地域づくり、まちづくりを進める取り組みがされています。

去る1月27日、野洲川でんくうの会が主催されました。伝統食フナ鮓を味わう会に私

も参加させていただきましたが、保存食としてのフナ鮭の歴史と食文化の講演などを通じて、改めて琵琶湖と地域の持つ特性や役割を再発見いたしました。この会には市外からも参加されておりまして、感銘を受けておられました。

以上、このように市民レベルでの積極的な取り組みを行政との協働で一層広げ、おおむねこれまで環境保全の取り組みから琵琶湖を中心とした地域づくり活性化につながる事業を一步進めることが必要だと思います。その点、行政自身が具体的な取り組み、計画策定を進めることが活性化の第一歩と考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後に、野洲養護学校の分離新設問題についてお聞きいたします。

現在、県内の養護学校の児童・生徒数は急増しています。5年前に開校しました野洲養護学校も今年度開校時の1.7倍となっています。県教委はこれに対応するため、昨年度10教室分の校舎の増築をしています。

さらに、ことし4月からは17人ふえて318人となることになっておりまして、一層超マンモス校となります。このため、保護者からは一人ひとりの成長発達を願う適正規模の学校になるよう、養護学校の新設をと県に署名運動が取り組んでこられました。しかし、県は新設は難しいとして、現敷地内でのまともや増設、増築計画を具体化するという考えであります。こういう大規模の背景には、特別支援学校には適正基準がなく、教室の不足か否かは県教委の判断任せになっている問題があります。

昨年7月、共産党市議団が参加した文部科学省との交渉でも、具体的な基準を示すべきだと求めてまいりました。いずれにしましても、現在県教委は増築の上にまともや増築というのが基本方針であります。このような現状で、学校では施設のにも教育内容的にも大きな影響が出ています。

そこで、このままでは教育を受ける基本的な権利も侵害されかねません。昨年的一般質問で基本的にこの問題は県教委の権限であるとして、明確な答弁はされませんでした。私は、野洲養護学校は県立学校といえども児童、生徒、子ども、また保護者から見れば地域の学校であります。県立学校であるか市立学校であるかどうかは、単に行政の都合であります。それでなくても、本市から80名の子どもが通学する学校です。ですから、県教委の権限判断であると言っていないで、県教委、市教委といったで協調してこの問題に取り組むべきだと考えます。いわゆる、縦割り行政的な教育行政では、最も野洲市の子ども、保護者の願いを受けとめなければならない市教委の役割、存在そのもののが問われると考えます。

なお、大規模対策として現在県教委などでも野洲養護学校敷地内における2校案や分校案も検討されていると聞いております。それだけに今、重要な時期となっておりますので、市教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午後1時30分 休憩）

（午後1時31分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 日本共産党野洲市議団を代表しての小菅議員のご質問にお答えをいたします。

まず、TPPに関しましては、まさに議員ご指摘のとおり、TPPというのは除外なき通商でありますので、今の時点で農産物がアメリカの工業製品、先ほど鈴木議員がおっしゃいましたように、自動車等を前提にして対象になるから除外される可能性もありというぐらいのレベルで踏み切るのはいかがなものかな、もっと慎重なことが必要だと思っています。

ただし、日本もやはり工業製品を出荷して成り立っている国ですので、一定の幅広い通商は必要だと考えています。ただ、そもそも障壁なきというものが国際社会では想定されていますけれども、じゃ、国内でそれをやったらさまざまな産業が壊れます。これ全く誤解をされていまして、国内ではいろんな法的制度で担保して産業が成り立っているわけです。国際になったらなくていいと、これはあり得ないんですが、どうも誤解がされているのではないかなというふうに思っています。

先ほどは食べ物で言いましたけど、スポーツで言いますとオリンピックでも柔道もレスリングも、みんな体重によって階級があります。国の力とか状況というのは違いますので、本当はそうなんですけど、ただやはり原則は自由貿易ですから、そこをどういうふうに調整するのかということです。ただ、現時点ではまだアメリカの大統領とのそのレベルの敏感な問題があるという前提で交渉を開始しようという表明を、多分来週、13日とか言われていますけれども、なっていますが、本来ですともう少し仕組みを示した上での取り組みが好ましいのではないかなというふうに考えております。

次に、雇用の創出と賃金引き上げ、市の経済への影響ですけれども、おっしゃるように雇

用の問題は大きな問題です。かつては1億総中流と言われていまして、むしろ職場の方がたくさんあって人が足りないということだったんですが、ある段階から転換になっていきます。いわゆる転機というのは格差と言われた時期から、日本の社会の仕組みが変わってきていると思っています。特に、若年といいますか、20代後半から30代の人たちの働き場がない状態、これは深刻な状態だと考えています。そういう意味で、就労のあっせんをするとか、あるいは就労のためのトレーニングをするのは重要ですけども、従来申し上げていますように、本来はやはり職の創設をやるべきだろうと思っています。それも本来は正規職員ということですが、これも日本の雇用慣行がありまして、正規というのは終身雇用という前提ですけど、これはやはり日本独特の制度です。終身雇用と正規雇用というのを切り離せるかどうか、万が一フルタイムとかフルタイムでないというのではなしに、終身雇用ではないけれども基本的な雇用条件が整った職についていたとしても、万が一何の事由で変わっても同じ条件でつなげるというこの制度設計が必要なわけですし、終身雇用ということに縛られていると、どうしても非正規に行かざるを得ないという、これは根本的な問題です。全然そこに焦点が当たっていないと思っています。

それと、ご指摘の内部留保、これも大きな問題ですが、一般的には企業が成り立ってはいじめて雇用が守られるという論点でやられています。ただ、この内部留保は企業も恐らく留保したいというよりはリスクの回避ということで、日本の社会制度の安定性のなさ、それと国際関係、外交も含めて自ら守るということからなされていますが、これは日本経済にとって大きな損失です。今、安倍政権が言っているように、市場にお金を動かそうということからすると反することで、すべての人にとってマイナスです。ただ、一挙にこれを吐き出せといったって、それは無理な話です。市レベルで言ってもだめでして、やはり給与ですとか、税制でもって社会的にこのお金を動かしていく大きな仕組みが必要です。

そういう意味では、先ほどの鈴木議員のご質問にお答えしましたように、単なるデフレの甲斐性とかいった小手先のことでなくて、まさに保守政権ならではの国のあり方、ビジョンを示した上でやらないと、今のデフレの解消とか財政出動と言っているのは、健康で言えば、単に血圧を下げるとか、さらさら血液をやるために食べ物の処方を言っているようなレベルで、どういう社会制度の仕組みを持っていくのか、市民、国民が安心できる社会保障政策とあわせてやらないとだめなんです、消費税の論議のときもいったい改革、全然手がついていません。そういったことを含めてこの企業の内部留保をいかに社会的に動かしていくのかという観点だと思っていますので、いきなり市から内部留保を吐き出

せと言っても、これは余り意味がないのではないかなと思っています。

ただ、雇用に関しましては、市内の事業所の幹部の方たちには常に雇用はお願いしたいと言っています。ただ、課題がありまして、やはりミスマッチ、企業が欲しがっている人材と能力が合っていない。特に特に高校卒業者なんかは正規雇用で欲しがっている企業がありますが、なかなか市内、県内では十分に配分ができていないという残念な状況になっているというふうに思っております。

それと、工業助成金を渡しているから雇用を確保しろと、そういうふうになっていますが、これはもともと無理な発想でして、そんなことでお金を渡すこと自体が私はおかしいと思いますから、それをもって雇用をといたら、これはもう企業の経営への介入になってしまいます。

次に、景気の活性化と中小企業支援に関する住宅リフォームについてですけれども、これもかねがね申しておりますように、リフォームの支援というのは全く意味がないとは思いませんけれども、幾つか課題があるというふうに考えています。繰り返しになりますが、まず課題といたしましては、ご指摘の景気の悪化というのは全体に及んでおりまして、リフォームに関わる事業者方たちだけの問題ではないと思っています。

それと、木造住宅の耐震ですとか、バリアフリー改修等の事業補助、またエコハウス普及促進事業等で類似の施策があるということでもあります。

さらには、これまで市としては経済対策として継続して利子補給等中小企業対策をやっていますし、地元の商工団体等からはそんなに要望がないということです。

ひるがえって、これをやるためには当然財源が必要になりますが、それとは別に、この制度でもって改修をされようと市民が思われるときには、やはり制度絡みなので、制度に合わせて申し込みをすとか、制度に合わせてやるということで、すべての方がうまくご利用できないという問題があります。

それと、事業者にとっても、こちらが制度を期間を絞ったりすると事業が集中して、結果的に受けられる仕事が他の市の事業者に移るということも出てきます。いわゆる、管制で仕切ってしまうということが出てきます。

また、この運用をしようと思いますと、支援の補助金だけじゃなしに、担当職員の作業が伴いますし、これをひるがえせばやはり人件費に響いてきます。町によってはやはり年間1人分ぐらいの人件費をかけています。きちっと対応をしようと思いますと、審査をして、給付をして、終わってからの確認という、ここにお金を使うぐらいでしたら、今本当

にさっきから言っていますように、子育てとか学校ですとか、さまざまな課題にその1人分なり1.5人分の人件費を出した方が、私は市民にとってプラスではないかなというふうに考えております。

それと、職員給与費と地方交付税、これは先ほど鈴木議員のご質問にも少し触れさせていただきましたが、全く異例のことだというふうに考えております。ご指摘のとおりだと思っています。ご指摘以上に、場合によったら憲法違反になるのではないかなというふうに考えていますし、状況的には自治行政、分権と、これまで来た流れを一挙にもう数倍逆戻しにしてしまうということかなと思っています。これは、私たちだけじゃなしに、先ほど申しあげましたように議員の方、市民を含めて制度が逆戻りです。保守とは全く反することです。本来、地域がどう、国がどうということからすると、触れてはならないことです。

別の見方からすると、戦前は管制の知事、国が選ぶ知事で、場合によったら市町村長もそうでした、実質は。まさにそれと一緒にして、施策の展開、雇用している職員の給与が自ら決められない。一方では、財源で縛られるということは、全く私ども、国の管轄下に置かれた市長、町長、村長、そして議員の皆さん方もそうであって、そのもとでまちづくりをする市民の方になってしまうということで、本当に危機的ですし、先ほど全国知事会、市長会とおっしゃったんですけど、市長会は私も入っていますので、まさに声を上げています。大きな関心事だと思っています。それも、先ほど言いましたように、総務大臣が都道府県知事に隗より始めよという要請文書を出していること自体も問題だと思っていますし、法律の中に国家公務員の給与削減の法律の中に地方公務員についても対応するという文言が入っていること自体が、これは恐らく日本には憲法裁判所はありませんけども、憲法裁判所がある国であれば憲法に反する法律になるかどうかはわかりませんが、なるおそれもある法律ではないかなと。国家公務員の給与を定めるところと一緒に地方公務員の給与のあり方を附則ではあっても定めるということは、大きな問題ではないかなと、こういうふうに思っております。小菅議員以上に問題意識を持っているつもりであります。

次に、生活保護の引き下げと市民への影響、これも私は同感です。年金で生活しておられる方と比べてどうなのかということの議論で切り下げになっています。日本の生活保護の制度というのは、いろいろな問題を抱えたまま今も格差社会、そして経済不況で広がっています。この矛盾点を直すべきであって、単に給付を下げれば済むという問題ではないと思っております。まさに給付を下げるということは、議員ご指摘のように、市場に動

くお金を落とすと、抑えるということになって、むしろデフレを防ぐのとは相反することになるというのが1つ。

もう一つは、現に生活実態は変わらないわけですから、個々に受給をしておられる方の生活が大変になって、それがまた別の支援を必要とするということ。それと、これも指摘されていますように、生活保護によってさまざまな制度が関連して決まっています。最低賃金ですとか就学時の援助ですとか、そういったことにも響いてくる。響かないようにすると言っていますが、響かないようにするんだったら、これはまさに共産党さんのご意見と一緒に、国保の制度の中に一般財源から税を打ち込めと言うのと一緒にして、今、保守政権が言っていることは全く矛盾をしてくると思っています。

ただ、今のこの生活保護の財源も含めて、先ほど申し上げましたように、将来の国民から付けをして払っています。ですから、やはり税制度を変えないとだめでして、これは先進国の中で全く異常な税制度を持っています。企業の内部留保も含めて。だから、そこにビジョンを示して国民的議論の中で速やかに解決をしていかないとだめでして、対処療法で税財源が厳しいからといって生活保護を縛るといって、これは私はかなり危険な、正常な政策ではないというふうに考えております。これも小菅議員以上に懸念を持っているところでもあります。

具体的な数字等についてお尋ねですので、本市の生活保護の実態と推移、また引き下げの影響を受ける世帯と影響額につきまして、お答えいたします。

2月1日現在の生活保護世帯数は169世帯で、人数は246人です。平成24年4月1日現在が152世帯、208人でありましたので、今年度に入り17世帯、38人がふえておられます。引き下げ率については世帯員の年齢階層や世帯の構成、居住する地域により細かく区分されるようですが、現在はまだ詳細に示されておりません。ただ、議員ご指摘のように、複数家族の方には、これは共通経費でいけるだろうという、これも乱暴な発想でして、今、少子高齢化で家族をふやそうとしているのに、家族が多ければ、少しそこは重複部分は落とそうという考え方になっていますので、ご指摘のように、複数家族の方には少し不利に、単独、少数の方にはそんなに大きな影響額がないという方向で制度設計がされているようでもあります。

それで、本市の現在の生活保護世帯、先ほど申し上げました169世帯のうち118世帯が単身であります。そのうち53世帯が高齢者であることから、影響を大きく受ける世帯は約3割を推測をしております。

それと、生活保護基準の引き下げによる住民税などへの影響につきましては、これは生活保護基準と共に住民税の非課税限度額が引き下げられた場合には、現在の税制度のもとでは当然住民税が免除されている人の一部が課税されることとなります。

また、住民税の非課税者は他の制度においても連動して優遇措置のあるものがあり、影響があると考えられます。

しかし、現在の税制度では非課税者の所得状況の把握は必要がなく、実際に行っておりませんので、ご質問いただいております住民税や他の制度への影響を具体的な数値として予想することはできません。

なお、総務省では住民税への影響が出るのは平成26年度以降であり、平成26年度以降の税制改正で対応を検討したいというふうにしております。

次に、新病院のことにつきましてですが、これも長々のご質問をいただきましたけれども、まさに私が言っているとおりでして、野洲病院から新病院構想を出された段階で、これは市民の医療が守れないということで、素早く動かしていただきました。私としては、一番いいのは新しい病院を、たまたま取得ができました駅前に整備をするのが一番いいのではないかという提案をさせていただきました。

そして、現状持っているデータで財政シミュレーション、経営シミュレーション等も行って提案をさせていただいています。ただ、これはやはり多数決の論理でやるよりは丁寧にご理解をいただいて、なぜ反対をしておられるのか、そこにどういう具体性があるのかどうか、そのあたりを丁寧に解きほぐしながらやっていくのが、あとあとスムーズに事業を進められるためには重要だというふうに考えております。

先ほど、ご質問申し上げようと思ったのは、再質問でお答えいただいたらいいと思うんですけども、先ほどのご質問の中で病院に市が関与する理由の1つとして、過去から野洲町、野洲市が野洲病院に支援をしてきたと、だから公的性格があるというような論点をされたんですが、日本共産党市議団としては、旧の野洲町、ただこれは野洲町だけではなくて、先般お示しをしました野洲病院の理事等の名簿からすると、守山市、旧の中主町の首長さんも入っておられますから、近隣も入っているんですから、基本的に野洲町が支援をしてきたことの評価、今になって野洲病院云々とおっしゃっているんですが、野洲病院の運営、課題、私過去の野洲病院はすごく評価しているんですが、現時点では医師、スタッフは頑張っておられますけど、客観的に言えば劣化をしています。機器更新もできていません。この現状を日本共産党野洲市議団としてはどう評価をされるのか。単に継続支援を

してきたから野洲病院が必要だと、それだけでは論拠がないんですが、先ほどそういう質問をされたので、どういう評価を、市の関与、あるいは野洲病院のあり方、どうされたのかお問い合わせをしようと思っていた次第であります。

最後に、まちづくりについてであります。これはご指摘のように山から琵琶湖、そしてつなぐ豊かな平野、そしてさまざまな文化財を持っている割にはその資源が十分生かされていません。特に、野洲市の湖岸というのはすごく環境も風光もすばらしい、それであるのに、まだごく一部しか市民にも、あるいは県外の方にも利用されていません。そういったことで、これから資源を生かして大いに取り組んでいきたいと思っております。

先ほどご質問にありましたエコ遊覧船も、これ平成17年、私が県庁にいたときにわざわざ誘いをかけられまして、就航式と申しますか、オープニングにもわざわざかけ付けさせていただいたぐらいで、当初から支援をさせていただいています。皆さん方の力でここまで伸びていますが、もう一段、市内全体のパワーを集めて市の観光、あるいは市の活性化に生かしていきたい。それと共に市民が一層琵琶湖に親しんでいただけるような取り組み、外からというより、まず市民が親しんでいただける琵琶湖の位置付けをしていきたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 日本共産党野洲市議団小菅議員の野洲養護学校の分離・新設について、お答えをします。

野洲養護学校の分離・新設につきましては、議員ご指摘のとおり児童・生徒数の増加対策としまして、県教育委員会では本年度から普通教室を10室増築されました。

さらに、今後400人を超えるというふうな推計が出ておりまして、この児童・生徒数の増加対策としまして、同一敷地内に学校を分ける案を計画をしているようではございますけれども、県の教育委員会と保護者との思惑には大きな開きがあるといったようなことも聞いております。

教育は施設整備というハード面というのは大変重要ではございますけれども、ハード面だけを整備すればよいという問題ではございません。子どもたちに何を学ばせるか、将来の自立と社会参加に向けて、どのような力を付けていけばよいのかといった教育内容などのソフト面の問題もございます。

本市から80名もの児童・生徒が通学している以上、教育委員会といたしましては、野

洲養護学校は地域の学校であるという認識をしております。

そして、野洲養護学校は子どもたち一人ひとりの成長発達にかなう適正規模の学校になるべきで、私は支援学校のあり方とか将来の構想を踏まえたとき、分離新設をすることが望ましいという考えには立っておりますけれども、学校施設整備というハード面の問題は県の権限であると考えざるを得ません。

しかし、野洲養護学校のソフト面を充実させていくことにつきましては、これまでから教育委員会の担当者が学校を訪問し、子どもたちの教育についてのやりとりをしながら協調を進めております。

お尋ねの市教委の見解についてでございますけれども、野洲養護学校は市教委の権限の及ぶ範囲ではございませんので、養護学校の管理運営とか、あるいは施設整備、教育内容等につきましては、今のところ議論はしていない状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 代表質問でありますので、市長のご質問も含めてお答えしたいと思います。

それでは、まず病院の問題からいきたいと思いますが、ちょっと質問の仕方によって市長が誤解されたかもわからないんですけれども、もうひとつ質問の意図を先ほど含めましてなんですけども、私自身は野洲病院は法人御上会としての運営の中で、野洲市の地域医療い大きな役割、貢献を果たした、これはもう厳然たる事実だと思うんです。それが1つ。

2つ目には、されど法人御上会として引き続き市が病院を設置して、それで御上会が運営をしる、そういう立場で質問したわけではないんです。市長の言うように、これまでの長年にわたる財政支援の問題等を含めて、私も以前質問をしたことがあります、安易な財政負担をしていると思います。たしか1年か2年前、忘れましたが、病棟建設のときの負担行為、あれは本当に将来展望をきちっと見定めていない中での安易な建設負担だと私は思っています。

それと同時に、これまでから言われていますように病棟の老朽化の問題、あるいはスタッフの問題等を含めて、このまま法人として新たな病院を市が設置して、法人御上会に、そういう立場では必ずしもありませんので、それはちょっとご理解いただきましたと思います。たしか、そういう意味でのさっきのご質問やったと思ったんですけど、また後で何かありましたら、お願いします。

それで、病院の問題は、私はとにかく言いたかったのは、新たな市立病院を軸にした病院建設を求めたいと、そういう立場でありますので、それで、市長自身が改めて市が責任を持って市立病院を整備したいという、そういう思いは伝わってきました。午前中からの答弁もお聞きして、それはそうなんですけども、同時にこの間、市長が主催されてまちづくり懇談会等を踏まえまして、一層それも市長が必要性を自覚されたとは私は思っています。

されど、しかし先ほど答弁がありましたように、多数決より丁寧に進めることが必要だと言われました。それもある意味、そういうことだと思いますが、しかし、議会も市民も私自身の核心は、多数の方がやはり今、この時期整備を進めるべきだというのが総意だと思うんです。確かに、この間の都市基盤整備特別委員会の議論の中では、議論不足かもわかりませんが、私自身もちょっと不理解の部分が、私じゃなくて、議員の皆さん、場合によっては市民の皆さんに不理解な部分があったかもわかりません。

例えば、さきほどちょっと出させていただきました、学校別のたしか、これまで議会の中で中主地域で住民も自治会も新たな病院は必要でないという意見が多いという意見がありました。しかし現在の野洲病院の利用実態を見ると、いわゆる野洲病院としての地元の野洲学校が当然利用が多いんですけども、ある意味中主の利用がかなり多いんですね。そういう意味では病院周辺も含めて、あるいは外の周辺地域を含めて、やはり野洲市民全体の医療施設要望、その施設だと思うんです。そこから見て、やはりいろんな面で不理解もあると思いますので、そういうのを丁寧に進めながら、もちろん財政問題も含めて、そういう立場は、市長自身が進めるという立場に立って、そういう中で解決できる問題だと思うんです。本当にこれ、凍結をそのまま進めると、そうでなくても病院というのは簡単にできませんから、やはり5年前後かかると思いますので、そういう意味ではやはり今決断されて、諸問題は推進の議論の中で解決していく、そういう立場に立ってほしいということだったんです。そこら辺をもう一度お聞かせいただければ幸いです。

ちょっと時間がないので、養護学校の問題なんですけど、先ほど確か答弁で、個人の意見だと思うんですけども、分離新設が望ましいような思いも表明されたと思うんですけども、もう一步踏み込んだ答弁が必要というか、思っしてほしいんですけども、しかし結論的には県に権限ということも言っておられますので、それで今後学校とやりとりをしながら協調して進めたいということも言われまして、これもこれまでの答弁から比べたら一步前進のような停滞のような渋滞のようなことも思うわけですけども、地域の学校であると認識しているというようなことも言われましたが、であれば、単に学校を訪問して協調する

というだけではなくて、今私が思うのは、必要なことは市教委が県教委がもっと連携強調して解決を図る、その立場が必要ではないかと思うんです。本当にこれ、学校校舎の問題も言いましたが、ちょっと出させていただいた資料の養護学校のスクールバスの例えば乗車時間、これを見てほしいんですけど、9コースほど今あるんですけど、遠くは当然栗東市から来ておいでなんですけど、始発と、それから基本的に全部朝9時に学校到着することになっているんですけど、最大1時間20分バスに乗車しているんです。これ、コースによっては野洲市の子どもでも1時間近く乗っている子がいるらしいんです。それでなくても子どもが1時間も1時間20分も通学というのは、とりわけ養護学校の子ども、児童、一層健康上も大変やと思うんです。この側面から見ても本当に解決していかないとあかん問題やと思うんです。だから、改めてもう一度お聞きするんですけど、単に学校に訪問してやりとりをするだけではなく、市教委、県教委連携強調していったいでこれを進めなあかんと思うんです。そういう立場からしたいと思うんですけど、ちょっとお聞きします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 日本共産党野洲市議団、小菅議員の再質問にお答えいたします。

野洲病院のことにつきましてなんですが、まず私が問いかけましたのは、今、お答えいただいたようなことじゃなしに、野洲市が病院に関与する根拠としてこれまで支援をしてきたからだというようなご発言と私は受け取りましたので、それは本末転倒で、支援してきたこと自体を客観的に評価をもう少ししていただかないといけないのではないかなというふうに思いましたので、質問としてどういう評価をしてこられたのか、議員の関与も含めて、先般お示ししましたように。当初から私はゾウが針の穴を通り抜けるより難しいと言ってきました。それはどういう意味かということ2つあります。1つはゼロベースから病院をつくるより難しい。ゼロベースからつくるのも難しいんですけども、ましてや今、病院があつてそれをなくそうという判断はなかなか厳しい。かつ、その病院が経営が混乱しているわけです。やるべきときにやれていない。耐震化の問題以前です。医師、スタッフの採用とか位置付けとか、あるいは機器の更新、これは全然だれも管理がされていません。今回、お示しした資料で私も気がついたので、新しい建物の発注の経緯なんかも調べてもらいました。あんまりはつきりしません。実際は丸々市のお金が動いているので、市の入札に準じてやるべきですが、市の入札に準じた方がよかったのかどうかは、ちょっとあるんですけども、もうひとつ不透明だというふうに考えています。計画がどんどん膨らんでいっていますし、1回で落ちていなくて、最終的にはかなり低い金額で随契がされていま

す。握りでされています。そういったことからしても、かなり無理をしているわけです。でも、そこには理事が一番たくさん入っておられた時期です。ですから、そういうことを市民の方は知っておられる。この間、とめた間によってプラスマイナスいろんなご意見と、過去のこともいろいろ情報が入ってきているので、あえて今までは触れていませんでしたけど、お示しをしたわけです。そういう観点から、もう少し日本共産党市議団としては、私は昨年末に決断をした上で市議会に提案をしているわけです。先ほどの同和対策と一緒に、私ははっきり意思表示をしています。それであるのに、一生懸命肩を押されるんですが、それならそれで押す立場をもっと明確にさせていただきたいということを私は質問でさせていただいたんですが、そういう意味ではお答えになっていないというふうに考えております。

野洲病院につきましては、私は時間がないと思っています。もう20年ほど遅れているわけです。ただ、丁寧なご理解がない限り、突っ走ったら万が一、うまくいくとは思いますが、うまくいかないときも多分あるんです病院というのは。図書館とかクリーンセンターだっても持ち出しても皆さん当たり前だに思っておられます。毎年の持ち出しが8億円が9億円になったり7億5,000万円になっても。でも病院はもっともっと皆さん方、赤字になったら、あるいは医師がどうなったら、あるいは万が一医療過誤があったら、あのとき病院をつくったからだ、私は反対していたとおっしゃる方が絶対出てきます。だから、これはもう少し大きな賛同がないと踏み出せない。

それと、今言いましたように、過去に病院を実質支援をしてきた、あるいは持ってきた、その経緯もきちっと整理をしないと踏み出せないと思っているからです。これが冒頭言いましたゾウが針の穴を通り抜けるより難しいということの理由の1つであります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、小菅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この野洲の養護学校でございますが、新設当時は大体200名ぐらいの定員と言いますように、子どもの数を予測していたことだろうと思うんですが、先ほども述べましたように、ここ数年後には400名を超えるというふうな推計が出ております。となりますと、私が少し述べましたように、やっぱり新設が望ましいというのは、そういう考えは持っております。といいますのも、先ほどご指摘がありました、子どもの通学時間が1時間20分ほどかかる子どももいます。健常な子どもでもこれ、大変な通学時間がかかっておりま

すので、特に支援を要する子どもには大変な負担をかけているのではないかな、そんなふうにも思っておりますし、そうなりますと、児童・生徒数を見ますと野洲は8万人で大体140名です。今後ふえる予想もされます。守山市、栗東市で130名ぐらい、ですからそういった子どもの負担軽減を考えますと、守山市、栗東市あたりにもう一個建てるのが望ましいのではないかな、そんなふうには思っておりますので、県の特別支援教室が教育委員会の方にもいろんな形で訪問をされることがございますので、そういった場を活用しまして県の方に一緒に取り組むというような方向でお話はさせていただきたい、そんなふうにも思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 今でももうひとつわからないところがあるんですけども、これまで野洲病院に支援をしてきたからではなく、私は市民が今野洲市に中核的な市民の健康と命を守る医療機関が必要だから病院整備を進めてほしい、そういうことでありますので、そういう意味ではこれまで野洲病院が云々ということではないんです。

それで、市長が言われたように全協で報告がありました、これまでの理事体制、経理体制、確かに発注、入札、施設の建築のあり方、機器の医療更新の問題、これはある意味基本的に市長と共有します。だから、それはそれで当然今後の市が検討するにあたっての教訓と反省に、当然病院もしてもらわなければなりません、市は市としてこれを教訓、反省に次の施設建設に私は当然生かすべきやと思っておりますので、そういう意味ではおおむね市長とは共有しているつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

決して単に背中を押しているだけのつもりではないんです。とにかく凍結を表明されてからこの間、多くの市民の皆さんから必要性がより一層声が大きくなっているのを実感しますので、そういう意味では先ほど言いましたように、今本当にこの時期に凍結を解除されて進めていくべきやと思ひますので、改めてそういうことを申し添えて終わりたいと思ひます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時30分といたします。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公明党、第2番、梶山幾世議員。

○ 2 番（梶山幾世君） 2 番、梶山幾世でございます。2 月の定例会において、公明党を代表して質問をさせていただきます。

質問に入る前に、東日本大震災から間もなく 2 年目を迎えます。被災された皆様、今なお避難生活を強いられている皆様に対し、重ねて心よりお見舞いを申し上げますと共に、1 日も早い復興を願っております。

それでは、平成 25 年度施政方針についてお伺いさせていただきます。

昨年 12 月の衆議院選挙におけるふたたびの政権交代で誕生した第 2 次安倍内閣は、政情による負の喪失を掲げ、命を守る公共事業を拡充し、製品的な研究開発や地域経済をさせる中小企業向け予算に重点配分し、景気浮揚、デフレからの脱却、成長底上げという 3 つの目標を掲げ、景気の本格回復につなげ、日本復興、日本再生に向けたシナリオがスピードアップされております。

具体的には、国の来年度予算案では一般会計総額は 9 兆 2 千 6 百 15 億円で、1 兆 3 千 0 百 0 万を超える大型補正予算案と、一体的な 15 カ月予算と位置付け、日本再生への切れ目のない対策を実行する一方、東日本大震災からの復興、防災、減災対策の重点化などが図られております。

こうした国の動きに呼応して、我がまちの再生シナリオはいかかなものか。我がまちにとっての 3 本の矢はどうなのか、市長の強いリーダーシップが要請されております。本市の予算規模は 1 億 9 千 6 百 5 万 8 千 0 百 0 円で、前年度比 1.5%、3 億 6 千 0 万円の減額となっております。主な内容として、第 3 子ども園整備事業、駅前整備事業、新クリーンセンター造成事業などが掲げられ、市民が安心して快適に過ごしていただくための大事な事業の着手であります。昨年に引き続き、財源不足への対応として財政調整基金から 4 億 5 千 0 万 0 千 0 円を取り崩しての予算計上は、今後の財政の見通しに不安を与えることにならないかと危惧する面もあります。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1、来年度、財政見通しについて。特に、税制改正による本市財政への影響についてお伺いいたします。

2、3・11 大震災から 2 年目を迎えようとしています。防災計画の見直し、それに基づく防災、減災対策は住民の生命と財産を守るために地方自治体に課せられている最大の政策課題でございます。どのような取り組みをされようとしているのか、お伺いいたします。

3、大震災、さらには円高により製造業を中心に地域経済は大きく落ち込んでおります。それだけに国の強い経済を取り戻す成長戦略に呼応して、我がまちの地域経済活性化への取り組みが期待されているところです。市長はどのような活性化戦略を描いて新年度予算を編成されたのか、お伺いいたします。

4、国は命を守る防災、減災ニューディールの考え方を踏まえ、インフラの再構築を加速されようとしております。我がまちの公共施設の長寿命化対策、また、昨年来の非構造部材の総点検などを踏まえ、どのように取り組まれようとしているのかお伺いいたします。

5、一方で国は生活保護については生活困窮者の就労支援とあわせて適正化を図る方針で、生活保護制度の見直しを行おうとしております。

また、前政権の一括交付金制度が廃止となり、さらには地方公務員給与についても削減することも決め、地方交付税の減額も要請しています。これらに対する市長の考えをお伺いいたします。

6、子ども、子育て支援事業について、新規事業計画にも掲げられ、本格的な子育て支援の充実に向けての取り組みが国を挙げて行われます。今後、子ども子育て会議の設置、ニーズ調査も計画されていることと思います。この事業の対象範囲は利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児、家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する児童、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業、病児病後児保育児童、放課後児童クラブ、妊婦健診実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な世帯が本制度に参入することを促進するための事業、例として特別支援教育に関する支援等があります。以上に掲げた広範囲な取り組みとなっております。

また、児童福祉法が改正され、市町村は保育を必要とする子どもに対し、保育所において保育しなければならない。市町村は認定こども園、家庭的保育事業等により保育を必要とする子どもに対し必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとなりました。ゼロ歳から就学前の幼児に対して、すべて掌握してニーズに合った支援をしていくこととなります。この事業を推進していくためには、子ども子育て会議の設置を急がなければいけないと思いますが、いつごろに計画されているのかお伺いいたします。

また、この事業を実施するにあたり、すべての掌握をしようと思うと保育コンシェルジュの設置、保育サービスに関して個々の状況を承知して対応していく専門相談員の設置が

必要です。子育て家庭課の中に非常勤職員を置いてはと考えます。

また、待機児童ゼロの取り組みも課題となります。本市において待機児童、30名ほどあると聞いております。以上の点を踏まえ、今回の子ども子育て支援事業への取り組みについて見解をお伺いいたします。

7、新病院の整備について。人と人が支えるまちとして市民への医療サービスのあり方を検討していくとありますが、広報2月号で新病院整備検討を凍結と掲載されてからさまざまな声を聞く中、不安を抱いている方もあります。開業医の医師会の方々の声も聞かせていただき、中核的医療拠点は市民へのサービスの安心の部分で必要だと思います。凍結後の取り組みについて、市長の考えをお伺いいたします。

8、コミュニティバスの効果的な運行について。バス輸送の充実に向けて、一步一步前進していることに利用者から喜ばれておりますが、反面、七間場等の方々からは、まだまだ不便だとの声も聞きます。市民のニーズに合った運行を進めるためのニーズ調査はどうか。5台から6台へとふやす計画はあるのか、考えをお伺いいたします。

9、コミュニティセンターの管理運営について。市民と行政が共につくるまちとして、コミュニティセンターがより身近で親しみのある施設にとありますが、市民の声としてもコーヒーを飲みながら気楽に集える施設にしてほしいとの声もあります。具体的な考えをお伺いいたします。

10、合併特例の交付税の削減など、一層厳しくなっていく中、都市計画税等と財源確保の取り組みはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

11、公文書の公開について。取り組んでいく流れの中でコンプライアンス制度の充実を総務課に担当者を置いてさらに取り組むとありますが、野洲市コンプライアンス制度の条例化は考えておられるのか、お伺いいたします。

12、市の行政情報の確立で、管理運用を目指して平成26年度を第1期として総合行政システム再構築事業を進めるとありますが、どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

次に、教育方針の中からお伺いさせていただきます。

平成25年度教育方針は、川端教育長の初めての取り組みであります。新たな目線でよりよい改革を大いに期待いたしております。愛と輝きのあるまち野洲の方針テーマで、市民が笑顔、元気、自信、誇りなどの輝きを創出する教育を全力で進めていただきたいと思います。教育振興基本計画に基づき、具体的な取り組みが掲げられておりますが、その中

から次の点をお伺いいたします。

1、学校応援団事業について。北野小学校へ視察調査へ行き、教育現場と学校応援団事業の取り組みを聞かせていただき、まさに地域と学校が、地域と子どもたちがいったいとなって取り組めるよい事業だと感じ、学ばせていただきました。全校へぜひ広めていただきたいと思います。この事業の計画について、具体的にお伺いいたします。

2、読書活動の取り組みについて。朝の読書運動は、全校で実施されているのか、まずはじめにお伺いいたします。今月の2日には、山梨県内の学校関係者らが県立図書館に集い、充実した研修と意見交換の場が持たれた記事が目にとまりました。朝読の基本は、毎朝ホームルームや授業前の10分間、それぞれが好きな本を黙読する。1、みんなでやる、2、毎日やる、3、好きな本でよい、4、ただ読むだけを原則する。導入した学校からは、子どもたちに落ちつきが出てきた、不登校やいじめがなくなった、学校崩壊を立て直すことができたなどの声が寄せられているとのことでした。

また、朝の読書推進運動協議会の大塚笑子理事長は、朝の読書の原点を求めてと題した講演で、朝読は国語の授業の延長にあるのではなく、個々別々の生徒の心に寄り添い、特に家庭の問題などの悩みや苦しみを抱える子に手を差し伸べる生徒指導のためにあったという原点を確認され、本を通じて励ますのが一番やりやすいのである。本は、生徒が自分の力で生きていくため支えになると力説されたとありました。

義務教育のときから本を読む習慣を付けていれば、社会で自立して悩んだとき、良書に出会い、勇気ある人生が歩めると思います。ぜひ毎日の朝の読書を全校に定着させていく必要を感じますが、見解をお伺いいたします。

3、いじめ対策強化について。昨年12月、いじめを受けていたと見られる市立中学校に通う女子生徒が特急電車で飛び込んで死亡した事件が記憶に残っております。いじめを受けている子どもたちのSOSをいち早く受けとめ、いじめの芽を早く摘み取ることが重要です。いじめゼロへのさらなる取り組みについてお伺いいたします。

4、新たな生涯学習振興計画の策定について、具体的な今後の取り組みについてお伺いいたします。

5、文化遺産の継承と豊かな文化の創造について。野洲市の文化と歴史を誇りに、どこでも立たれる人材育成が必要と感じますが、見解をお伺いいたします。

6、平和教育について。本年1月、新聞紙上で発表されていた「2030年へ平和と共生の大潮流」と題する提言に感銘をいたしました。現在、国連を中心に議論がされている

のが極度の貧困の撲滅などの国際社会の具体的な行動の指針である。ミレニアム開発目標に続く新たな目標の設定とあり、その精神的な基軸として生命の尊厳を添えることとし、具体的には1、他者と苦楽を共にしようとする意思、2、生命の無限の可能性に対する信頼、3、多様性を喜び合い、守り抜く近いを社会ではぐくむべき精神性の指標に掲げてありました。子どもたちに常に平和教育をさまざまな観点から行っていくことが大事と感じますが、見解をお伺いいたします。

以上、質問させていただきます。答弁の方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公明党の梶山議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、税制改正による来年度財政への影響についてお答えをいたします。

平成25年度の税収であります。まず、個人住民税の市税では平成24年度から年少扶養と一部特定扶養控除が廃止され、この改正に伴いまして平成24年度歳入では特別徴収の前年度賦課分の4、5月分を除く10カ月分の増収であったものが、平成25年度からは当然であります。1年分、12カ月分の増収が見込めることから、前年比では2590万円の増収を見ております。

また、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が本年1月支払い分から廃止されたことによる増収を300万円見込んでおります。

また、法人市民税では、法人実効税率の引き下げに伴う減収となりますが、この分は県たばこ税の一部が市たばこ税に税源移譲されて補われることから、税収全体では影響額は見込んでおりません。

また、固定資産税では、住宅用地に係る据え置き特例を平成24、25年度は90%以上、平成23年度は80%でありましたが、を対象にするととされたことにより、平成25年度では前年度対比で350万円の増収と、また日本郵便株式会社が所有する固定資産税の特例率が縮減されることから20万円の増収を見込んでおります。これらを合計いたしますと3、260万円の増収となります。

次に、防災減災対策についてお答えいたします。

現在、地域防災計画を見直しを進めております。主な見直し内容は、一昨年の中日本大震災を教訓にして原子力災害対策編を追加し、本市から福井県大飯原発までが約60キロメートルの距離であることを踏まえて、万一の場合の屋内退避などの想定や被災地からの避難者の受け入れ対策、また緊急避難が困難である災害弱者の避難対策の検討や避難勧告

の発令基準の見直しなどを行おうとしているものであります。防災減災対策につきましては、来年度完成予定の仮称総合防災センターを防災の拠点として位置付け、災害予防、減災対策の観点から地域の総合的な防災力を高め、それぞれの地域の実情に応じていわゆる自助、共助による相互扶助の対応力や防災訓練、自主防災組織の育成をはじめ、自主防災組織等のリーダー研修会をより充実させ、実践的な研修や訓練等を実施するなど、広く市民の方々にこの拠点を利用していただき、防災力を高めていただきたいと考えております。

特に、一般的にはマニュアル作成をすることが行われておりますが、マニュアル作成も重要ですが、それよりは市民の方々が自治会単位、あるいは職場単位できちっと動ける体制、体に身のついた防災能力を身に付けていただけるような訓練とか情報提供を行ってきたいと考えております。

次に、活性化戦略についての新年度予算編成に係る内容についてのお問い合わせにお答えをいたします。

まずは基本としております野洲の元気と安心を伸ばすということで予算編成をしております。まずは、そのためには常々申し上げますように、市民生活、あるいは事業活動の基盤となるインフラ整備が重要です。これまでから進めてきております雨水幹線の整備、それと今年度策定をいたしております交通ネットワーク構想に基づく道路のネットワークの整備計画の策定、そして野洲駅周辺の都市基盤整備といった、そういった事業をすることによって市民、あるいは事業者の活動基盤を整えたいと考えております。

また、ソフト面では、やはり市民が安心して元気になっていただけるということで、従来同様子育て支援、あるいは高齢者施策についても進めてまいります。

また、これまで行っておりますものづくり経営インストラクター養成の事業と事業者の経営改善支援を進めてまいると共に、商工業者への下支えの支援等も商工業振興指針に基づいて進めてまいります。

また、農業振興計画に基づきまして、地域の農業の支援、また地域農業マスタープランの策定、そして新規就農意欲のある方々への、特に青年層への支援なども行ってまいりたいと考えております。

あわせて、これまで行ってきましたパーソナルサポートサービスを一層充実することによって生活困窮者の支援事業の新しい展開も行っていって、元気と安心のまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、公共施設の長寿命化対策と非構造部材の総点検についてのご質問にお答えをいたします。

まず、公共施設の長寿命化対策であります。現在、橋梁及び市営住宅等については長寿命化計画を策定しております。ただし、その他施設についてはまだ策定をしておらない現状であります。

今後、施設を長く安全に維持するために、施設の維持保全計画を策定し、公共施設の長寿命化を図ると共に、非構造部材についても点検を実施してまいります。なお、学校施設につきましては、国の学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づき、主に大規模改修を実施していない体育館の校舎に設置している設備等の点検を行い、耐震化工事が必要な場合、可能な限り文部科学省の交付金事業を利用して非構造部材の耐震化工事を速やかに実施してまいりたいと考えております。

次に、生活保護制度の見直しと職員給与及び地方交付税に絡むご質問にお答えをいたします。

生活保護制度の見直しにつきましては、先のご質問でもお答えをいたしましたように、政府は生活保護制度の見直しの問題点として、生活の最も基本的な経費である生活扶助の基準の引き下げの他、後発薬品の使用促進による医療扶助削減や、就労意欲が喚起できるような制度の見直しなどを実施しようとしているところであります。

生活扶助基準の引き下げにつきましては、一般低所得世帯の消費実態との比較検証及び支給額と最低賃金や基礎年金との逆転現象が生じることや、デフレによる物価下落を反映させる必要から見直しが行われるものであります。一方で、政府が掲げた経済対策のうち、デフレからの脱却や企業の給料や雇用の確保を進める経済成長の達成などとは反する方向であり、また、生活保護受給者の生活を現実に圧迫するものではないかと危惧をしております。

また、医療扶助につきましては、自己負担が一切発生しない現物支給であり、生活保護費全体の約2分の1を占めている中、重複受診や調薬の二重処方など、指導を要する場合があります。これについては本市でも適正な運用に最大限心かけております。生活扶助に一定の金額を上乗せしても自己負担を徴収することで、真に医療が必要な受給者への支給とするという思い切った制度の見直しも必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今回の見直しにつきましては、まだ詳細な方針が提示されていないということから、市民や行政事務に不安や混乱が生じないかと懸念をいたしております。

ます。

次に、職員給与と地方交付税についてお答えをいたします。

これも先ほど来からのご質問にお答えしておりますが、地方自治法第204条及び第204条の2、あるいは地方公務員法第24条により職員の給与は当該地方公共団体の条例で定めることとなっております。今回の影響額を国が示した簡易的な計算方法で算出いたしますと、地方交付税の基準財政需要額の1.2%が影響額となります。ただし、地方自治体が給与減額を制度化するに先んじて需要額を減額する方向で算定するという事は、これは異例のことでありまして、結果的に給与削減を行うことになり、地方自治の自主性を損なうものであると考えており、地方自治の根幹に関わる問題であると考えております。

ただし、実際に地方交付税の裁量権は国にあります。市民生活に負担が伴わないようにしようとする、現実的な対応を迫られる局面が出てくるおそれもあるのではないかと考えております。

次に、子ども子育て支援事業についてお答えをいたします。

まず、子ども子育て会議の設置であります。この会議につきましても、当然重要であると考えておりますが、既に次世代育成支援対策地域協議会を設けておりまして、実質ここで子どもの育て、育て方については議論していただいておりますので、これを移行する形で対応を早期に図りたいと考えております。

ただし、これも本来の、先ほど申し上げました分権に逆行するものでありまして、ほとんどが市の裁量で行っていることに関して国がメニュー化をすると、当たり前にも思われておりますけれども、全く逆行しております。かなりの部分が市独自で進めてきております。国がやるべきことは抜けていまして、それをやらないで先に計画づくり、会議づくりを押しつけてくるというというのも、これは本来の自治のあり方に反するのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても会議は設ける方向で考えております。

それと、保育コンシェルジュの配置であります。ご提案の趣旨はわかりますが、野洲市の場合はこれまで保育所の整備を怠ってきて、現在ご指摘のように30人程度の待機がございます。これも耐震対策の遅れとあわせての整備の遅れでございますので、今、お示ししていますように子ども園としての整備を図ることによって解決が付くと思っております。横浜市等でもコンシェルジュができてきているというのは、これは遅れているからでありまして、さまざまな突っ込みメニューを紹介するために必要です。これはかつて横浜市でゴミが3割削減されたということで例に取っておられたご質問もございましたが、膨大に

ごみを出しているところで3割は簡単に減らせますが、ほとんど削減しているところでは3割の削減はできないというのと一緒でして、それぞれの自治体の状況でもって的確に対応するのがふさわしいと考えておりますので、コンシェルジュも必要というよりは、公的支援できちっと公共サービスとして子育て環境を整備することの方が重要な課題ではないかというふうに考えております。

次に、新病院に関するご質問であります。具体的には凍結後のあり方をお問い合わせいただいておりますが、これは先ほど来からのご質問にもお答えしていますように、凍結というのは病院の、いわゆるプロジェクトをやめたわけではございません。市としてはやるべき作業は終わりました。これまでは直接は議会で特別委員会で議員の皆さん方の議論に供したわけですが、付随的には市民公開の議論をしていましたが、積極的に市民の皆さん方の広いご意見を伺うということでもあります。この間、たくさんの手紙もいただいております。もちろん、先ほどのご質問にありましたように、病院は必要だ。近いところで整備してほしい、不安だというお手紙がある一方、要らないというお手紙もあります。だから、これは先ほどの小菅議員への質問で、あえて踏み込んではいませんでしたども、野洲病院の状況、野洲病院の現況のイメージが重なってしまして、野洲病院をイメージして病院は要らないと思っておられる方が結構おられます。そういう意味では、野洲病院のあり方を、あんまり私どもができませんので、むしろきちっと市民、あるいは議会を含めて一緒に透明化を図っていったって評価することが肝心だろうと。いわゆる、虫歯であれば、まず根っこから抜いた上でインプラントをするのか、入れ歯をするのか、差し歯をするのか、古い歯を歯茎に隠れていたままでやっていいのかどうか、そういった観点で、あえて言えばそういうことでもあります。

先般いただいたご意見で、これはまた後ほど公開いたしますので、実名は控えますけれども、旧中主町の大幹部の方からのお手紙で要らないと。市外の病院へ行くのには2、30分あったら行けると。現況の野洲病院に行くのにプラス10分か15分だろうというご意見だったので要らないと。ただ、私はこのお手紙に返事をいたしました。病気をされている方にとっては、毎日の通院、あるいはいろんな交通手段の問題もある。その10分、15分が重要でありまして、この論理があるのであれば、市民サービスセンターも要らない、文化ホールも1個あればいい。あるいはまちにもなくてもいい、ショッピングセンターもなくてもいい、とにかくお住まいになる家さえあれば、あとは今の時代だったら、プラス10分、15分をいとわないという発想はとても危険な発想ではないか、危険とは私

は書いていませんでしたが、そこにまで及ぶような議論だと。今はまだそういうお手紙をいただいている状況でありますので、丁寧な、慎重な議論が必要ではないかということで、市の作業は凍結しておりますけども、広く市民の皆さん方のご意見、お考えを伺うという時間として、今、位置付けております。

次に、コミュニティバスの効果的な運航についてのご質問にお答えをいたします。

これは、ご指摘をいただいておりますように、これまでの過去の委託型のバスと比べると格段に利用は上がっております。そして、ご指摘いただきましたように、1路線もふやして需要も減っておりません。ただ、現在個々には路線をふやしてほしいとおっしゃる方がいますけれども、バスの路線として整備するかどうか、現時点ではそこまでは成立しない。お1人、お2人が乗られる、それだったらタクシーと一緒に、そこをバスで走らすのが本当に効果的かどうかという、そのあたりのニーズ調査の問題もありますし、一方では、実際に1路線当たり5、600万円裏打ちをしております。運賃でいいますと、200円の方でいいますと600円をかけて市民負担をしているわけですし、そういったことから、財政厳しい中では一定のニーズは満たされていますが、先ほど申し上げましたように、もう一層の需要を見極めた上で、方向としては市民の移動手段として重要でありますので展開をする方向で考えたいというふうに思っております。

次に、コミュニティセンターの管理についてのご質問であります。これはまさにご指摘のように、もっといろんな多様な使い方をしていただいた方が望ましいと考えております。ご承知のように、各小学校区の自治連合会に指定管理でゆだねておりますので、これまでの枠にはまった利用を超えて、公共施設という前提で地域の市民の方のサービス、あるいは集まれる場としてもっともっと活用していただければいいかなというふうに思っております。現にあるコミセンではそういったフリースペースを活用してご利用をいただいておりますので、そういったこともモデルにしながら、ご指摘のような利用をしていただければというふうに考えています。

次に、財源確保の取り組みであります。過去に都市計画税の提案をいたしました。ご承知のように、県内で見ましても基本的には市は都市計画税が制度化されています。ただ、旧の町、町から市になった市、野洲市もそうありますが、隣の湖南市、そして甲賀市、そして高島市ではまだ制度化されていません。ただ、高島市に関しましては、旧の今津町では制度化されていましたが、広域合併されたときになくなってありません。そういった状況もございますし、あと、これまで野洲市は都市計画の区域、市街化区域、あるいは調

整区域を問わず、一番代表的な事業であります下水道整備を進めてきております。これをこれでやれたのであれば、都市計画税はという思いの方もおられます。

ただ、一方でよく見ますと、現在進めています地水対策、そして街路事業、公園、このあたりが都市計画税の財源がないために、あまり一般には気が付いておられませんが、かなり遅れております。本来は下水道だけじゃなしに、そういった整備が必要です。そのための財源として有効な財源だとは思いますが、過去の経緯から見ると、なかなか困難だと思いますので、幸い増加見込みのある固定資産税をもって財源に充てる形で基盤整備をする財源確保をしていきたいと考えております。

なお、過去の都市計画税の提案の中で、市街化区域だけじゃなしに広く固定資産税を税率を上げていただくという提案なら飲めるというご意見もたくさんいただきましたが、その際にも申し上げていましたように、固定資産税の税率を上げるというのはかなりのことでありまして、現時点ではそこまで踏み込んで財源確保をする状況ではないというふうに考えております。

次に、コンプライアンス制度の充実につきましてであります。これもご質問でご指摘をいただいていますように、来年度から担当を置いて一層の充実を図りたいと考えております。これまでも市長への手紙というのは実質ある程度のコンプライアンス制度の補完的な役割を果たしているとは思いますが、それだけでは不十分ですので、まず担当を置いて運用と制度のあり方を考えたいと思っております。

ただし、ご提案の条例の制定でありますけれども、これにつきましては、まずは憲法の中に公務員は全体の奉仕者であり一部の奉仕者ではないという、まず大きな定めがございますし、地方公務員法におきましても、法令に従う義務、これは第32条ですが、あるいは信用失墜行為の禁止、第33条、守秘義務、第34条、職務専念の義務、第35条などがあります。

また、市におきましても野洲市職員倫理規程、野洲市個人情報保護条例、野洲市職員のセクシャルハラスメントの防止等に関する規程、野洲市随意契約ガイドライン等、職員の行動指針となるべき個別規程が整備をされております。こういった制度をまずは運用することによって法令遵守、公平、公正、透明な行政運営を図っていきたいと考えておりますので、たちまち個別条例の制定には取りかからないつもりであります。

次に、野洲市総合行政システムの再構築事業についてお答えをいたします。

これまで、情報システム政策の検証を行った結果、野洲市総合行政システム再構築事業

計画書を作成をいたしまして、今後10年間を見据えた野洲市の行政システムの考え方を方向づけ、システム全体の最適化を行うこととしています。通常ですと現行のシステムを入れ替えるという単純な発想で行いますが、今申し上げましたように、まず庁内議論で全体計画をつくりました。そして、この全体計画の中で各課担当が入ったプロジェクトチームをつくりまして、現場の事務のあり方、そして今後予想される事業、そしてまた共同化の観点から情報の共有化と議論をして最適なシステムが構築できるように今取り組んでいるところであります。

また、あわせて現行の事務を前提としてシステムを整備するだけじゃなしに、今言った検討の中で必要でない業務、あるいは重複している業務等につきましては整理をする方向で進めたい、そういうきっかけづくりにもしたいと考えております。具体的には、平成27年度から平成29年度を第2期として情報系システムの再構築を行う計画であり、機械系システムの更新を平成27年度より情報系システムの計画策定、システム構築に着手をいたしまして、内部で利用する勤怠管理、文書管理、電子決裁、財務会計等について導入の可否を含めて検討いたします。

また、第2期計画では野洲市総合行政システムの基盤整備として、マイナンバー法案をにらみながら社会的要請が強くなると考えられますコンビニ交付、マルチペイメント、端末機器の無線化等に応えるためのネットワークの大規模な変更が必要となることが予想されます。ネットワークの次世代型の導入につきましても全体最適化に即した計画的な再構築を第2期計画で実施したいと考えております。

以上、梶山議員のご質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 公明党、梶山議員の教育方針についてお答えをいたします。

まず、1点目の学校応援団事業につきましては、これは家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するために、昨年度から学校応援団事業に補助金を交付して支援を始めました。学校応援団の支援内容でございますが、パソコンの授業の支援とか、家庭科におけるミシンの授業の支援、あるいは外国語授業支援などの学習支援、それから校内の除草作業、学校備品の修繕とか花植えの作業等々、学校の環境整備の支援もさせていただいております。

また、校外学習の引率や登下校の見守り、学校行事の支援等、安全のサポートをさせていただいております。ボランティアさんが学校や通学路でさまざまな活動をしていただい

ているところでございます。

学校応援団事業による成果としましては、教職員の子どもと向き合う時間の増加、地域の皆様の学習成果の活用機会の拡充、及び家庭や地域の教育力の向上が図られていると、そんなふう認識をしているところでございます。いわゆる、子どもよし、学校よし、地域よしの3方よしの事業として、大変意義あるものにとらえております。

平成25年度は、この応援団事業を全小学校に拡大し、この応援団がさらに充実した活動を行えるように支援をしてまいりたいと思います。

2点目の読書活動の取り組みでございますが、野洲市では朝の読書活動にすべての小中学校が取り組んでおります。本市では平成15年に篠原小学校が、平成19年度には北野小学校が読書活動優良校として文部科学大臣表彰を受けるなど、かねてより各学校の司書教諭を中心に読書活動に熱心に取り組んできました。

また、各小学校では図書館ボランティアに本の読み聞かせや本の整理を行っていただくなど、子どもの読書環境の向上にあたっていただいております。

子どもたちの学校生活を見ておりますと、こうした読書環境のもと、時間を見出しては読書に励む子どもたちもたくさんおります。このことから、多くの子どもたちが本に親しみ、読書を楽しんでいるものにとらえております。

議員がおっしゃるように、読書が人間形成に及ぼす効果ははかり知れません。現在、野洲市子どもの読書活動推進計画の改定に向けて作業を行っているところでございます。朝読書に限らず、さまざまな読書機会をふやしていけるよう、読書活動の推進の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のいじめ対策強化についてでございますが、学校では集団で生活をしております。集団で学習をしておりますから、子どもの中でトラブルが発生致します。このトラブルをきっかけにして、いじめに発展するおそれがあり、これは本来人間の持っている病理としてとらえることもできます。その意味では、いわゆるいじめゼロは大変極めて困難ですが、そのエスカレートを未然に防ぐことは不可能ではございません。むしろ、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという考えで対応をする必要があります。

現に今、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、子どもが自死するような事件を二度と繰り返さないためにも子どもの教育に携わるすべての関係者一人ひとりが改めてこの問題の重要性を認識し、議員ご指摘のとおり、いじめの兆候、いじめの芽をいち早く把握して摘み取るなど、迅速に対応する必要がございます。

また、いじめの問題が生じたときは、プライバシーには十分配慮しつつも、その問題を隠さずに学校、教育委員会と家庭、地域とが連携して対処をしていくべきものと考えております。

さらに、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の方々の学校教育に対する理解と協力を得る取り組みを大切にし、信頼関係を深めること。また、学級や学年、生徒会などの集団づくりにおいては、子どもたちの主体性を伸ばし、人間関係力を磨く取り組みを進めながら、いじめの撲滅、未然防止に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

何よりも、子どもたちに接する教員が子どもの心の叫びとか、子どもの言動の裏側にある感情を受けとめることのできる感性を磨くことが重要であると、そのように考えております。

4点目の、野洲市生涯学習振興計画につきましては、野洲市教育振興基本計画に基づきまして策定するものでございます。市民一人ひとりが主体的に学び、自立し、成熟した市民によってその学習成果がまちづくりにも生かされるような生涯学習社会の新たな可能性と、新しいメディアを活用した学習環境の整備の促進など、これからの生涯学習の質を高めるような振興計画の立案を目指し、社会教育委員会議の中で現在その内容をご検討いただいております。平成25年秋ごろまでにはこれをおまとめをいただきまして、パブリックコメントを経て平成25年度中には計画案ができ上がる予定でございます。

5点目の、文化遺産の継承と豊かな文化の創造に関わるご質問についてお答えをいたします。

野洲市の文化と歴史を誇りに、どこでも語れる人材の育成は、学校での学習はもちろん、家庭や地域の中で身近な地元の歴史や文化を見聞きし、学ぶところから始まります。例えば、郷土に息づく伝統芸能や隠れた偉人の足跡を知ること歴史と文化を学ぶ大きなきっかけとなり、我がふるさとを人に語れる資質となります。

小学校におきましては、郷土の偉人、伝統的行事、歴史的建造物、野洲川の歴史などを学習しております。

さらに、机上の学習だけではなく、小学校では歴史民俗博物館の訪問や、地域での体験的な学習が行われ、中学校ではキャリア教育の中で地域で活躍しておられる人々から学ぶ学習も行われております。

また、郷土の自然や伝統、文化遺産などについての学び野洲検定では、1回目が18名、

2回目が15名の受験数から、3回目となる本年度は35名の受験者がありました。今後とも啓発に努め、さらに多くの児童・生徒の参加を呼びかけていきたいと考えております。

こうした学習を通しまして、地域の文化と歴史に興味関心を持ち、ふるさとに誇りを持つ人材の育成に努めてまいります。

一方、地域の博物館や伝統的な行事に参加している児童・生徒もいますが、文化遺産の継承や豊かな文化の創造には地域の教育力が欠かせませんので、地域の皆様にも一層のご協力をお願いしたいと思います。

最後、6点目でございますが、平和教育についてお答えをいたします。

生命の尊厳と人権の尊重は、学校のすべての営みにおける最も大切な基盤であり、かつ、守り抜くべきことととらえております。このことから、議員のおっしゃるとおり平和教育の取り組みは大切にしていかなければならないと考えております。現在小学校の6年生の社会科の学習では、外国の人々と共に生きていくためには、異なる文化や習慣を理解することとか、国連の働きを学習しながら世界平和の大切さを学んでいるところでございます。

また、子どもたちの発達段階に応じて人権教育の観点からだけでなく、国際理解教育などの観点からも、ときには野洲市国際協力協会の協力を得ながら国際平和やグローバル社会における人々の多様性、異文化について学び、理解する取り組みも進めております。

中学校におきましては、修学旅行などにおいて戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを学ぶための現地研修も実施をしているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 市長の施政方針並びに教育方針の質問に対しまして、詳細にご答弁をいただき理解させていただきました。その中から市長に1点と、教育長に1点、この2点について再質問させていただきたいと思っております。

先ほど、市長の子ども子育て支援事業は非常に国から押し付けだという、市は先行してやっている、本当に自信を持ってやっているんだという、今回たくさんの子育ての3法の内容を確認しておりましたら、非常に2年間でやっていくというのはかなりハードな、大変な取り組みだというふうに私も認識はいたしております。

今回、このような子ども子育て支援制度という、これは全保護者に、保育でされている園児、また家庭での子育てに携わっている方も全員に希望者には当たるというふうには聞

いております。個々にはいろんな課題がありまして、1、2、3とあるわけですが、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供するとか、子育ての相談や一時預かりの場をふやすなど、地域の子育てを一層充実させるとか、待機児童の解消のために保育の受け入れ人数をふやすとか、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援しますとかというふうに、これから新たな取り組みもしていかなければ、この国の支援には対応できないのではないかということ、私、この制度を聞かせていただいて、本当に市で対応できるのかということ、これを危惧する部分もあるんですけども、その反面、はさまになっている子育て、非常に保育園にも預けられない、1人で孤独に子育てをして悩んでおられる方に対しては、きめ細かな制度ではないかというふうに私は思っております。

今の子ども家庭課の状況の中で、そういった保育に関しては確かに私もいろいろと聞かせていただく中で、本当に専門的にあそこに行けばいいとか、待機児童をなくすためにここがあいていますということは聞かせていただくんですけども、実際、保育に携わっていない、家庭で悩みながら子育てをされている方にも手を差し伸べていかなければいけないというこの法律になっておりますけれども、そういう体制もこの保育コンシェルジュに関しては、ある意味では必要ないというのか、そういう市長からの有効性は低いというのですか、そういうお答えだったのですけれども、こういう細かいところへの差し伸べについても、今の体制で十分やっていけるのかどうか。これからの取り組みだと思っておりますけども、その辺再度お伺いしたいというふうに思っております。

それと、非常に野洲市は子育て支援がしやすいということも聞いておりますし、野洲市で子育てしたいという声も聞いておりますが、今回の子ども子育て会議を早期設置することでご答弁をいただきました。どこの市でも、なかなかそういった早期設置が決まらないという市もあるというふうに聞いています中で、このような取り組みをされるということで安心してはいますが、やはり市長が自信を持って取り組んでいただけるということもあり、この子育て支援事業のこの2年間のモデル市となるような、早い取り組みをぜひしていただきたいと思っておりますけども、この2点について、再度お伺いしたいと思います。

教育長に対しましては、特に私、昨年文教福祉常任委員会で学校応援団事業を見せていただきまして、非常に今、答弁にありまして3方よし、子どもよし、学校よし、地域よし、非常にいい取り組みだということで、とても感激しながら学ばせていただきました。ぜひ全校に広めていただき、いろんな方が学校に行く機会を与えていただき、またそういう技術とかを持っている才能を学校に行くことにより発揮できる、そういった居場所にもなる

という、そういう子どもにかかっていくというのは非常に子どもから元気ももらうこともできますし、また、子どもたちは大人から学ぶこともありますので、本当にこれは広めていただきたいと思いますが、その中で、具体的な今後の取り組みも見せていただきましたけども、学校の授業の中で、教室の中で、私一度研修で三鷹市の小学校だったと思うんですけども、いろんな技術を持っている学校の先生のOBの方とか、それから、教育に関係のある方、専門的な知識のある方、また保母さんのOBで教育に関心のある方が集った組織をつくられて、学校の教室の中にボランティアで配置されて、こどもたちが先生の質問とか内容に把握できない子どもをキャッチして、そこに寄り添って教えていくという、そういうことが非常に成功しているという内容を研修で受けたことがあるんですけども、今後この学校応援団事業の中でそういった体制が取り入れていけないかどうか、ぜひ私は要望いたしますけども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

以上、質問させていただきます。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

私もコンシェルジュみたいなのは要らないという意味ではなしに、野洲市の場合、子育ての支援のセンターも持っています、結構ご利用を頂いています。実質あそこがそういう役割を果たしていると思っています。先般も訪問しましたけども、気軽にお母さんが子どもと一緒に在宅で子どもさんを育てておられる方が来ておられますし、あと、ボランティアでいろんなサロンを地域でもやっています。むしろ、そういった方が健全でして、こういったコンシェルジュのもう一つの目的は、やはり入所したんだけどどういうサービスがあるかわからないとかいうのが主目的だと思いますので、むしろ、今、梶山議員がご質問になっていることについては、今のサービスだけでいいとは思いませんけれども、それをもう少し充実する方向の方が望ましいかなと考えています。

それと、制度的には市役所の課へ来ていただいたらいいわけですし、もう一つは、どうしても駆け込みということであれば、市民生活相談であらゆるところへつながるサービスもしておりますので、あえて野洲市がどこかでやられているコンシェルジュの制度をやるというものではないかなというふうに考えています。

それと、野洲市の場合には学童保育もあえて条例設置の持続可能な運営委員会をやっていますし、さまざまな形で当事者、市民参画での組織を持っていますので、本来ですと先ほど申し上げたように、今の協議会の移行でいいと思っていますが、せっかくやるのであれば

ば、野洲市の子育てがもう一段充実するような、国よりもっと進んだ意図でやりたいと思っております。

それと、財源に関しましては、まずは先ほど野並議員のご質問にもありましたように、私が子ども園の発想をしたときには、国は一元化すると言っていたから、それでやろうと。現に利用料も全く均等にしたいというのが理想であります。ただし今、保育園と幼稚園の制度がある中で均等にすれば、これは市が相当な財源を持ち出さないとだめです。国にも言いましたが、やはり1兆円、2兆円レベルで持ち出さないとだめで、ある意味で大したことはないとは思っているんですが、そこが踏み切れていない中で何かパンフレットだけつくっているのではないかなと思います。思い切って野洲の場合は先行して、とにかく1つ屋根で2つの制度を動かしていますが、ゆくゆくはやはり子育ては共通の課題、費用も含めてというのが理想なので、ぜひ国の方でそこを実現していただくように、強く求めていきたいと考えております。こっちがパンフレットをつくって国に配りたいぐらいです。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 梶山議員のご提案でございますが、確かに子どもたちのいろいろな学習での困り感もございますので、できるだけそういった教員のOBとか、そういった方々を学校へ入っていただくということにつきましては、私もよい方向だなというふうに思っておりますし、現在、何か確かではないんですが、県の教育委員会の方からも教員のOBの方々をもっと学校の応援団として入れてはどうかというふうな提案もなされているようでございます。そういった意味で、そういった先生方に入っていただきながら子どもたちの学習支援とか、その他生活支援をしていくことによって開かれた学校づくりにつながるのではないかなと、そんなふうに思っております。

あわせてまして、そういった方々が子どもの頑張りの様子とか、先生方のご苦労とかそういったことも知っていただく上でも大変効果があるのではないかな、そんなふうには思いますが、課題としましては、子どもらは四六時中にだれかに見張られているとか、そういったことがあったり、ちょっとぐらい息抜きしたいわと思う子どももいるかもわかりませんし、あるいは、子どものプライベートな情報がよそへ漏れるといったようなこともございますので、そういったことは十分留意をしないといけないなど、そんなふうには考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 今の山仲市長の子育て支援体制については非常に誇りを持って、既に先人の考えの滋賀県を引っ張っていつている野洲市なのかなということ、今日市長の答弁で再認識させていただいたような思いでございますが、ぜひ野洲版をつくっていただいて、国にこの方がいいんじゃないかというものもぜひ提供していただきたいなという思いしております。非常にこの制度も悪い制度ではないですけども、非常に中身が余りにも細かすぎて、市長のおっしゃるように本当にやりこなしていけるのかということも、これはちょっと私も勉強会に参加して聞かせてもらったんですけど、大変だなという思いは抱いておりますが、うまく市の政策と国と、うまくあわせて野洲市に最もいい方法で取り組んでいただければというふうに思います。

もう質問は出しませんが、最後に今回の予算編成においては、市長の2期目のスタートであり、ある意味では市長の手腕がより発揮できる年度になるんじゃないかというふうに思っております。市長の責任と決断力で今回の予算の費用対効果等、市民に本当に納得していただける市政運営を期待いたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 次に、野洲新風クラブ第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。

昨年12月に実施されました第46回衆議院議員総選挙の結果、自由民主党と公明党による連立政権が樹立をされ、安倍内閣が発足をいたしました。矢継ぎ早に出された政策により株価は上昇、為替は円安方向に動くなど、それまでとは様相を一変しました。1日も早いデフレからの脱却を期待するところです。

山仲市長には2期目をスタートして4カ月、職員の皆さんと共に市政の発展と市民福祉の向上に一生懸命に取り組んでこられたところです。大変ご苦労さまでございます。

それでは、野洲新風クラブを代表して質問を行います。

まず、新たな行財政改革プランの進捗状況についてお伺いをします。

平成24年度の当会派要望の中の行財政改革について、回答では昨年好評しました野洲市中期財政見通し、平成24年度から平成28年度に基づき後継プランを取りまとめる予定でありますとなっておりますが、進捗状況はいかがでしょうか。

次に、行財政改革の取り組み姿勢についてですが、昨年11月の定例会に行いました一般質問中の新財政健全化プランの策定と実施に対し、サービスは切らないで、いかに施設

だとか、あるいは重複しているサービスを整理をしていくことによって何とか切り抜けていきたい。前向きに問題を解決していきたいというふうに考えておりますと答弁をされていますが、平成27年度からは一本算定ということで普通交付税は減り、平成25年度から平成29年度の野洲市中期財政見通し、普通会計でございますが、で示されている歳入歳出差し引きの不足額約40億円を解消されるとは考えづらく、思い切った構造改革や市民負担をお願いする必要が生じてくるのではと思われませんが、現時点でのお考えをお伺いします。

次に、野洲市交通ネットワーク構想についてですが、平成24年9月より野洲市交通ネットワーク構想検討委員会を立ち上げられ、本年3月には野洲市交通ネットワーク構想が策定される予定になってはいますが、現状と今後の取り組み方針についてお伺いをします。

次に、農業についてですが、現在、人・農地プランが進行中ですが、人・農地プランの現状と将来の本市の農業のあり方をどのようにお考えでしょうか、お伺いをします。

次に、学童保育についてですが、施設は整備され、100%入所可能となりましたが、運営費について問題を抱えています。市長は11月定例会での学童保育所の持続可能な運営について行いました一般質問の答弁の中で、かなり無理をしております。単純な試算でいきますと、今年度お1人1カ月1万円もらっていますが、裏打ちが年額でいきますと30万円を超えていますと答えられています。保護者負担1に対して市単独で2.5負担していることとなります。

その検討のため、11月臨時会で野洲市子どもの家条例の一部が持続可能な運営に向けて調査検討を行うため、附属機関として野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会が設置されることになったところですが、委員会の現状についてお伺いをします。

次に、高齢化に向けた取り組みについてですが、現在、野洲中学校前に100床の老人保健施設の建設が予定されていますが、これが完成すると待機者はほぼ解消されるということです。しかし、特別養護老人ホームについては800名余りの待機者がおられるということです。10年後にはますます高齢化が予想される中、施設の必要性が高くなることは間違いないところです。現時点でこの問題についてどのようにお考えでしょうか。

最後に、教育問題についてですが、大津市で起きたいじめを原因とした自殺事件に端を発し、大阪での体罰事件等々、現在の教育現場は課題山積であります。また、所管する教育委員会のあり方自体も問われています。問題の根源はどこにあるのでしょうか。戦後、我が国は復興を遂げ、経済大国となりました。この間、社会構造の変化により人間教育の

場である家庭は核家族化し、人と人のきずなが希薄化、家庭での教育力は大きく低下したと言わざるを得ません。学校においては、週1時間の道徳教育が行われていますが、一層の道徳教育の徹底と家庭との連携が必要と考えるところです。教育再生が叫ばれている現在、本市の今後の教育に対する教育長のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲新風クラブを代表しての市木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、新たな行財政改革プランの進捗状況についてと、2点目の行財政改革の取り組み姿勢については共通しておりますので、1つのご質問として一括してお答えをいたします。

まず、進捗状況であります。これは今年度と申しますか、年明けから政策調整部内に担当を置いております。ただ、これは組織機構の改編ではございませんので、大きくは外にはご報告しておりませんが、担当を置いて今、作業を進めています。

それとあわせて、これも既に全員協議会でお知らせしましたように全職員研修を実施しております。今日も2こまやっていますが、私も時間があく限りはすべて研修に出まして、冒頭あるいは最後に今の市の現況と取り組みのねらいを話しております。結構いい反響があります。これまで知らなかったこと、あるいは逆に職場の状況等も共有化ができていると考えております。

従来から申し上げていますように、野洲市の場合、幾つか財政の課題があります。先ほどこからのご質問にありますように、国の財政は厳しいのですが、それにあわせて野洲市の場合、主要な財源を法人市民税に頼ってきました。これが新市になってから大体15から20の想定をしていますが、それがリーマンショック以降半減、半減ということで3割ぐらいになっています。これだけでも十数億円の財源が足りないという状況です。

それに加えて、過去に過大な支援をしています。今日も鈴木議員のご質問に答えましたが、集中改革プランで1億二千数百万円で買った土地、これが名目は福祉施設用地ということで買っていました。でも、実態は何もないということなので、その段階ではもう売却をすればいいだろうと。1億二千数百万円で買っているから、地価の下落を考えてもある程度の接道はありますし、市街化区域ですので思っていました。年明けから具体的に調べてほしいと言いましたら、先に鈴木議員のご質問がありました農業用水とは別に、真ん

中を下水道管が通っております。平成2年に通しています。だから、実質価値のない土地、構造物を立てられない。それを知った上で1億数千万円を買っているわけです。このからくりは、またもう一度きちっとご説明申しますけれども、いずれにしてもこれだけでも毎年1千数百万円返還しているんです。それと琵琶湖学園の土地、これも経緯を調べましたら、琵琶湖学園は2ヘクタールか、最大で2.5ヘクタールあればいいということであったのに、あれだけの巨大な土地を買っています。その返済額だけでも今年度で6,000万円を多分超えていると思いますが、あと、申しあげました工業振興助成金5,000万円返しています。こういうのを積み上げただけでも億単位のお金を今返しているわけです。こういったことが重なっている。

一方では、学校の耐震化、クリーンセンター、延ばせない事業が課題視されていなかった。そこに今ご指摘の一本算定、これもわかっていたことです。全然折り込まれていません。

この状況の中で、過去を悔やんでいる場合と違って、なぜ今この立ち位置にいるかといいますと、野洲市の場合はこういう立ち位置にいるわけです。かといって、衰退していきまちはなくて人口もふえる、企業の投資もふえている、税収も上がっているという中で健全に運営していきたいという思いで行財政改革に取り組みたいと思っています。その方針は、やはり市民サービスがきちっと維持して、まだまだ要らないものがあります。今申しあげたような例がいっぱいあるわけです。全然逆にアクセルを踏んでいるわけですから、この発想はまだまだ残っています。職員に言っているんですが、過去のことだけど、この遺伝子はまだ仕事のやり方に残っている。

例えば、先ほどのご質問に生涯学習計画をつくるとご質問がありました。どこでつくっているのかといったら社会教育委員さんでつくっているんです。社会教育委員さんというのは本当に要るのかどうか。今、活動していただいていますよ。そら市民としてやっていただいたらいいんですが、教育委員さんがいて、社会教育委員さんが本当に要るのかどうかです。まだまだ見直す点があります。今の社会教育委員さんが意味がないとか、だめと言っているわけじゃないです。でも、市が持っている組織で本当に要るものと要らないものを振り分けていけないといけない、そういったこれは姿勢の部分ですけども、そういう姿勢です。ですから、市民のサービスだけは残したい。でも、今のようにその摩擦係数といいますか、その間に今存在する仕組みであったり労力は落としていきたいという思いでおります。

以上、1点目、2点目のご質問へのお答えいたします。

次に、交通ネットワーク構想の次の段階ですけれども、これは前から申し上げていますように、これまでやはり鉄道、駅との接点が生かし切れていない。あるいは、道路が全く弱いということですので、当然な課題である湖南幹線、国8バイパス、そして市内の道路、それも道路も自動車だけじゃなしに自転車、歩行者の安全な通行、これも確保したい。

それとあわせて、昔からの課題でありました新駅等を含めて、全体図をまず構想という形でまとめる。これは市町村では普通はやらないことですが、まずそれをやることによって市民に情報を共有化していただくと共に、野洲市として正当化、カタカナで言いますとオーソライズしようということです。この計画も、単に野洲市だけで閉じこもってやっているわけではなくて、大専門家、そして国交省、滋賀県が入ってやってくれています。ということは、それなりの認知があるということです。これに基づいて、今申し上げた具体的な事業を伸展させていこうということで、恐らく今回の国道なんかも促進協をつくったことだけじゃなしに、こういう動きもうまくいい方向に働いているのではないかなというふうに思います。具体的な事業はそれぞれにわたって取り組んでいきたいと考えています。

あと、農業につきましては、ご指摘のように人・農地プラン、これにつきましては今、地域のご協力をいただきまして、各集落ごとに策定をいただいています。現在31プランで36集落で策定をいただきました。ただ、これは従来から言っていますように、戸別所得補償でたがが外れたものをもう一度集約しようというのが本来だと思っています。

それと、担い手育成ということですが、現に担い手というのはなかなか困難です。本当に要るようなところでも先ほどの年齢構成を見ていただいたらわかりますように、75歳以上の方が一番下になっているということで、そこへ実際に集約しているだけのことになっています。もう一段の展開が必要だと思っていますが、とりあえずはこの制度を使って1つの踏み台をつくったということで、今後、野洲市の農業振興計画に基づきまして一層の取り組みを進めていきたいと考えています。特に意欲を持っておられる青年農業者への支援をさまざまな視点から取り組んでいくと共に、地産地消によってその製品、生産物の動き、売れ先、これも私は重要だと思っています。従来から言っていますように、農業と申しますと田んぼ、畑で農作物をつくると、そこだけなんです、本来は産業であるとそれプラスマーケティング、市場開拓、製品開発、そして経営の部分の経理とか、いわゆるフィナンシャルです、ファイナンス、そういったことをそれぞれきちっと位置付けない限

り、産業として太刀打ちできません。TPPで関税が撤廃されることによって日本の農業が大きな被害を受ける、これは当然ですけれども、それが無いとしても、先に内に波が来ています、今の後継者の問題とかさまざまな課題で。むしろ、今は、これは野洲市と一緒に、主食を食べないで間食を食べているようなもので、本来の課題の1つは内部にあります。野洲市の場合ももとの農業地帯、優良な環境がありますから、そこはきちっと農業者の皆さん方、市民のご協力、ご理解を得て守っていきたくて考えております。

あと、学童保育につきましては、先ほどご指摘いただいたような課題があります。ただ、この条例設置の運営の委員会で検討していますのは、値上げとかではなしに、まず情報の共有化です。この使っているお金は決して無駄になっていません。子ども、保護者に生きています。下水道管が入ってある土地を1億何千万で買って塩漬けにしておくのと全く違います。

ですけれども、野洲市財政の健全化からするとどうした方がいいのか。それよりもまず、やはり適正なサービスをどういう形で提供したら子ども、家庭にとっていいのかというのが検討の一番の主眼でありまして、今の検討状況をお尋ねいただいていますと、まずは状況の把握、そして労務とか、あるいは保護者の側からいろんな本当に現場の思いをご意見を出していただきまして、今、それを共有化と集約化をしているのが現況であります。

あと、高齢化に向けての取り組み、これも私も就任したときから言っています、待機がたくさんおられる。最初的时候には待機者が五百数十人と行っていました。これは市来議員ご指摘をいただいて、初めて指摘をして内部整理をしました。当時、270人でした。

まず、特別養護をつくるか、老健施設をつくるかなんですが、野洲市の場合は町時代から慈恵会を通じて特別養護、比較的充実してきました。それなら同じように100床あたりのニーズのある老健施設をまず整備しよう。次に特別養護ですが、特別養護の場合、もちろん民間の投資で整備をしていただこうと思っていますが、やはり給付が膨らんできません。今、課題になっている在宅サービスとの絡みもあって、次の計画の中で練っていきたくて考えています。

現在、ご承知のように市内には130床の特別養護がありますが、これを見ていただいても計画性がないわけです。要は20しか整備をしていません。なぜ20になっているのか。まず、悠紀の里ができています。すごく高コストです。これ現に市からいろんな支援をしています。本来ですと、前から言っていますが、高齢者の方が安心して機能的にすまれる施設にすればいいわけです。これと同じ手法であやめの里ができています。中主町は、

柳の下のドジョウで。でも、これはもうできてしまっているのでは仕方がない。次にやる時にはきちっとコンセプトを持って、高齢者が安心してついのすみかとして住んでいただけるような施設整備を検討しないといけません、申しあげましたように次期の計画の中で整備をするという方向で検討をしていきたい。するかどうかは、今後のさまざまな情報とかニーズ調査、そして運営委員会での検討になりますが、方向としては当然これからまだまだニーズがふえてきます。特に団塊の世代の方の人口からしますと、比率が一緒でも人口が大体1.5倍ぐらいおられますから、絶対数が膨らんでいきます。これは安心の問題でありますので、今後、そういうふうに持っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 野洲新風クラブ、市木議員の教育問題についてお答えをいたします。

教育現場に課題が山積しているとお話でございますが、まさにその感は否めないところはございます。学校は学校の果たすべき真の使命、役割は何かを吟味しながら、学校のビジョンを明確にし、家庭や地域社会と共に同一歩調で子どもたちをはぐくんでいくことが必要ではないかと思っております。

例えば、基本的な生活習慣において挨拶をするとか、時間を守るとか、このようなことは学校では道徳の時間に関わらず、日常的に子どもたちに指導をしておりますが、家庭におきましてもしっかりと身に付けさせるべき部分でございます。家庭や地域社会が子どもの育ちに対する役割や責任を果たすことも、今後ますます重要になると考えています。

いじめなどの問題を背景に道徳教育の充実が叫ばれています。本市におきましては、既に道徳教育推進教師を中心に、各校におきまして授業公開や研究協議会を開催するなどの取り組みを進めております。

今後は、地域の人材の活用や道徳教材の充実を図っていきたいと考えています。ただ、先にも触れましたが、道徳心や道徳性はまさに心の問題であり、このことは道徳の授業のみではぐくまれるようなものではなく、教師、保護者をはじめ、地域の大人たちのマナーやモラル、規範意識や遵法精神と深く関わっているものにとらえております。学校・家庭・地域と手を携え、子どもたちをはぐくんでいくことが肝要というふうに考えております。

今後の教育につきましては、学校はこれから日々変化し、刷新される社会を見据え、生きる力を子どもたちに身につけさせていかななくてはならないと考えています。そのために

は、目の前の子どもたちをしっかりととらえ、子どもが楽しみにできる充実した授業を展開していかなくてはならないと考えています。楽しかった、面白かったと言える授業づくり、つまり、授業改善を進めていかなくてはなりません。また、そのためにも教員がのびのびと教育活動に専念できる環境づくりも大切であると考えております。

そして、子どもたちが失いかけている不易なもの、例えば信念を持つことや辛抱すること、あるいは矜持、含羞、また人と人とのつながりなど、東日本大震災が発生したときに日本人の行動を外国の方が賞賛されておられましたけれども、そういった日本人の心をいま一度振り返り育てることが大事だというふうに思っています。

先ほどから話題となっております道徳教育の指導法のさらなる工夫はもとより、特別活動などの集団づくりにも力を入れ、学級、学校づくりを実践していかなくてはならないと考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの答弁で、土地のところで野洲川旧副堤の福祉用地のことに触れましたのは、鈴木議員のご質問の際ではなくて、野並議員の議案質疑の中でありましたので、訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） それでは1点、行財政改革の取り組み姿勢について再質問を行います。

山仲市長は、平成25年度の市政方針の中で緊急的な課題である行財政改革のために行財政改革推進室を新設するとされていますが、行政自身が問題点を洗い出し、改革プランを作成されることは、問題意識を共有することになり、1つの方法と考えますが、平成21年に山仲市長を先頭に職員の皆さんが一丸となって取り組まれた財政健全化集中改革プランにより、当面の財政危機を回避されたところであり、さらなる行財政改革には苦難を伴うことは容易に想像されるところです。

そこでお伺いしますが、市民と専門家、いわゆる第三者による行財政改革の検討も必要ではないかと考えますが、現時点でのお考えはいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市木議員の再質問で行財政改革の進め方についてお答えをいたします。

今、ご指摘をいただきました前回の集中改革プランでは、庁内で進めたのを市民と一緒に議論させていただきました。今回も基本的に同じやり方でいいかなと思っています。専門家というよりは、やはり一番実務を知っている職員、そして、一番サービスを共有化していただいている市民の方の思いというのが一番の議論の材料だと思っておりますので、今のところはそういう形でと思っています。

ただ、職員だけでやるつもりはありませんので、一定の素案ができた段階で広く議会、市民でご議論をいただいた中でまとめ上げていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 大変ご苦勞さまですが、よろしくお願い申し上げます。

詳細にわたり答弁をいただきました。厳しい財政運営が続きますが、山仲市長並びに川端教育長を始め、職員の皆様には健康に留意され、引き続き市民福祉の向上と本市の発展のため、職務に精励されることを願い、代表質問を終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、新政クラブ、第20番、河野司議員。

○20番（河野 司君） 河野司でございます。新政クラブを代表して代表質問をさせていただきます。時間も時間でございます。お疲れのところと思いますけれども、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

まず、質問通告書に書かせていただいておりますとおり、質問を読ませていただきたいと思います。

平成23年3月11日です。14時46分、皆様覚えておられると思いますけれども、東日本大震災から2年が経過しようとしております。警察庁の発表によりますと、本年2月13日現在死者は1万5,880人、重軽傷者は6,135人、警察に届け出があった行方不明者は2,694人であると発表しております。また、高齢者を中心に避難所で死亡する人も相次いでおり、最新の集計ではその数は何と2,303名に上るとのことでございます。改めて震災で尊い命を失われた皆様とご遺族の皆様には哀悼の意を表しますと共に、1日も早い被災地の復興をお祈りいたすところでございます。

我々は阪神淡路大震災から18年、東日本大震災から2年が経過した今、防災、減災の重要性の他、多くのことを学んできました。これらの教訓や経験を生かし、未来に責任を持ち、住みやすいまち、安心安全のまちづくりを皆様と共に進めていかなければならないと考えております。

まず最初に国の動きを見ておりますと、昨年12月に3年数カ月続いた民主党政権から現在自民党・公明党政権に交代をしたところでございます。その後、第2次安倍内閣が誕生し、政府は先ごろ緊急経済対策を中心とした平成24年度の補正予算案を成立させたところでございます。歳出総額は1兆3,054億円であり、中身を見てみますと復興、防災対策として東日本大震災からの復興加速に1兆5,865億円、事前防災、減災等に2兆2,024億円、そして成長による富の創出として民間投資の喚起による成長力強化に1兆7,862億円、中小企業小規模事業者、農林水産業対策に9,459億円、また、日本企業の借り替え展開支援等に1,390億円、そして、人材育成、雇用対策に2,662億円、暮らしの安心、地域活性化として医療、子育て、生活の安全確保、質の向上、安全保障環境への適用等に7,789億円、地域の特色を生かした地域活性化に9,255億円、地方の資金調達への配慮と緊急経済対策の迅速な実現に1兆3,990億円であり、日本再生に向けた緊急経済対策の全体における財政支出は何と1兆2,815億円となり、その他の基礎年金国庫負担2分の1の実現に2兆5,842億円、国債分担金などの追加財政需要2,397億円などを加えた補正予算は過去2番目となり大型補正予算でございます。

国の補正予算のこういった大型補正でございますけれども、我が野洲市に対する影響、これがいかなるものか、このようにお伺いをしたいと思います。

そしてまた、市長にはこの安倍新政権に対する期待感等がございましたら、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

次に、県の予算編成における本市への影響をお伺いしたいと思います。

県の平成25年度の予算編成は、滋賀県の未来戦略に沿って先駆的、戦略的な施策に重点的に取り組むことにより、住み心地日本一の滋賀ということで、それを目指し、基本方針を書かれております。当初予算を見ますと、一般会計4,954億円、対前年度比53億円増、特別会計2,102億円、対前年度比35億円、そして企業会計328億円、対前年度比3億円増と、合わせて7,384億円、対前年度比91億円増でございます。詳細は多岐にわたるため、説明をいたしませんけれども、その中身は大きく県内自治体に影響があるため、当然、我が市も掌握しておられると思いますが、県のこの予算編成における本市への影響について、またあわせて今昨今、話題にこと欠かない嘉田知事の県政運営に対するご意見等ございましたら、ひとつお伺いをしたいと思います。

次に、第3番として元気なまちづくりということで質問をさせていただきます。

長年の市民の夢でありますところの野洲駅前周辺整備、現在進んでおりますけれども、この野洲駅にふさわしい、玄関口にふさわしい個性ある、また楽しい、そして活力のあるまちを目指して現在取り組まれているところでございます。市民の声はもちろん、近隣のJ A、J R、商工会、そして地元企業等々連携をしていただいて、スピード感を持って取り組んでいただきたい、このように思うところでございます。私たち議会人といたしましても、最大限努力をしていく責任があると感じておりますので、どうぞ私たちができることがあれば、ひとつ協力要請をしていただきたい、このように思います。

そんな中で、この駅前周辺整備につきましての市長の理念、そういう理念と今の決意、成し遂げるといふその決意をお聞かせいただきたい、このように思います。

次に、市内の道路整備でございます。

全国的に、また県内に見ましてもこの整備率がワーストというふうに私は思いますが、野洲市の道路整備、この状況の中で、今先ほど来からいろいろ答弁の中でも出ておりますけれども、国8バイパス、この事業もやっと着手の目処がついてきそうなご答弁でございました。

しかし、常々から質問させていただいております野洲川西詰交差点、この改良事業が一向に進んでおりません。ここは市内でも最も危険な交差点というふうに市民は思っておられますし、これが長年放置されている。この現状を市はどのように思っておられるのか、この点をお聞きしたいと思っておりますし、その原因がどこにあるのか、これも明らかにされたいと思っております。

この関係で、国会補正予算の中で社会資本整備総合交付金、これ、滋賀県に対して防災安全枠、この中で20数億円が配分されていると聞いておりますけれども、その使途がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

次に、行政運営、行政経営の執行責任者である市長の決意についてお伺いしたいと思います。

山仲市長の1期目を振り返ってみますと、これまでの野洲市政運営には見られなかった情報公開等による透明性の確保の中で、予算編成過程での市民との対話、そして市の重要案件解決に向けた市民との対話懇談会、井戸端座談会の開催など、市民が市政に参画できる仕組みなどの構築づくりに取り組まれてきました。

また、厳しい財政需要を受けての財政健全化集中改革プランの策定と、その着実な実行、さらには懸案であった新クリーンセンターの用地問題、小中学校の耐震化、学童保育所整

備などでの着実に実績を積み重ねてこられた手腕を大きく評価したいと思います。

今後もその手腕に期待し、野洲市が抱える課題、問題の解決に力を発揮していただきたいと心から思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本題に戻りまして、平成25年度の当初予算を見ますと、一般会計196億5,800万円となり、前年度比3億600万円、率にして1.5%の減でございます。特別会計は121億4,100万円となり、5億1,700万円、率にして4.5%の増でございます。水道事業会計、いわゆる企業会計は121億4,100万円で、7.8%の増でございます。総額では331億6,000万円となり、率にすると0.9%の増でございます。昨年度と同規模の編成内容でございます。

中身を見てみますと、子ども園整備事業、駅前整備事業、そして北野小学校の増築事業、さらにはクリーンセンター造成事業等が大きなものとなっております。

歳入の部分では、長引く不況と円高の影響を受けまして、法人市民税が6億5,600万円と前年度比1億900万円、率にして14.3%の減となっております。しかしながら、個人市民税が3,800万円の増、固定資産税が7,900万円の増のため、市税全体では77億900万円、対前年度比0.7%増を見込み、また地方交付税は26億2,000万円で、前年度比10.9%減とされました。

我が国の経済を見ると、政権交代後より円安が進みまして、平均株価が値上がりを見せました。低迷期を脱する期待感を感じるものの、まだまだ私たちが実感をするレベルではなく、穏やかながらにも確実な成長を本当に期待をするところでございます。

このような状況の中で、市民ニーズに応え、実現を行うためには施策のスクラップ・アンド・ビルドが求められます。これまで当たり前のように行ってきた施策も、その費用対効果、または費用抑制をしっかりと考え、精査して進めていただかなければなりません。もしくは、費用はそのままであっても質を高めていかななくてはならないと考えております。行政運営、または行政経営の最高責任者でございます市長の新たな決意もお伺いをしたいと思います。

また、この問題、各代表が話しをされております新病院整備についてでございますけれども、あえて質問をさせていただきたいと思っております。

市民の安心安全の実現のために、老朽化した東消防署いわゆる新消防署と、そして仮称総合防災センターの建設が現在も進んでおります。

また、新規事業で湖南広域休日急病診療所の運営と建設事業への負担金を計上されてお

ります。しかし、とりわけその中で野洲病院の問題はしっかりとした方向性を出していかなければならないと考えます。山仲市長は昨年12月末の定例会閉会の挨拶と、その後の全員協議会でも野洲駅南口への公立病院整備について、大きな財政負担を伴う病院整備は市民の合意と議会の大多数の賛同が欠かせないと述べられ、計画を一旦凍結とされたところでございます。

市民の中には賛成、反対の声がそれぞれございます。会派内でも賛否がございました。意見が分かれますけれども、その意見をお互いが尊重し、問題意識を持っているところでございます。今後は議会制民主主義の原則から市民の総意を得る前提として、市議会の大多数の賛同が得られる状況づくり、そして新たな行財政改革プランの作成過程で財政見通しを明らかにされる、市の利用サービスの現状とあり方に一層の市民理解を得るとしておりますけれども、改めて新病院整備について市長の考えをあえてお聞きをしたいと思えます。

次に、農業についてでございます。

平成25年度施政方針にあります、昨年からスタートした地域農業マスタープラン、別名、人・農地プランの作成状況を伺いたいと思えます。

聞くところによりますと、野洲市は県内の市町でも実績トップということで、大変うれしい話でございますけれども、市内の農業集落のどれぐらいがこのプランをつくり終えたのか伺いたいと思えます。

また、それ以外の農業集落のこれからの予定もあわせて伺いたいと思えます。

また、就農意欲のある青年層への支援、農地集積協力金を交付し、担い手への農地集積を図るとございますけれども、これらは国の事業でございます。野洲市の農政として自主的な市単独事業について、ございましたらひとつ伺いをしたいと思えます。

昨年の平成24年度施政方針では、本市の豊かな農水産物を学校給食や市内の事業所にある食堂などで消費する等々、システムを構築することにより地産地消を推進するとございました。学校給食と市内事業者、それぞれのシステムはどの程度構築できておりますのか、その実績とそしてその課題、今後の見通しについて伺うものでございます。

それでは、教育長の方に質問させていただきたいと思えます。いじめ問題についてでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

昨年10月11日、大津市内におきまして市立中学校に通う男子生徒が自宅マンションから飛び降り、自らその命を絶った事件は大変記憶に新しいことでございました、社会に

大きな問題を呈したところでございます。

また、その後の学校や教育委員会ぐるみの事件隠ぺい、また警察の対応の遅さなど、こういうところが指摘されたところでございます。

平成24年度中に全国の警察が摘発補導したいじめが原因の事件、これは前年の約2.3倍の260件に上ったことが21日、警察庁のまとめでわかりました。摘発、補導された人数は511人と、前年度比約2.3倍に増加しております。警察庁幹部は昨年7月の大津市の中学生自殺問題が大きくクローズアップされたために、学校が警察に対応を求めるケースがふえたためではないかと、このように話しております。

昨年の事件別の内訳は、傷害122件、暴行74件、恐喝20件、暴力行為11件、強要10件など、特に傷害事件は前年度比で約2倍、暴行事件は約4倍となっております。事件の認知状況では、昨年上半期は65件に対して下半期は195件と急増をしております。

昨年に摘発、補導された人数も前年の219人から511人と急増、このうち中学生は384人で75%以上を占めているところでございます。昨年上半期に摘発補導されたのは125人だったのに対し、下半期は386人、急増をしております。社会においてものを壊せば器物破壊罪、人を傷つけますと傷害罪、これは立派な犯罪であると認識させる教育が必要ではないかというふうに考えておりますが、改めていじめ問題に対する教育長のお考え、またいじめ撲滅に取り組む決意をお伺いをしたいと思います。

もう一点、道徳教育についてでございますけれども、文科省のほうではこの平成25年度から道徳教育の教科化ということで検討をしているということでございますけれども、この道徳教育の教科化について、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新政クラブを代表しての河野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、国の補正予算の影響についてお答えをいたします。

既に先に他会派の代表質問にもお答えした部分と重複する部分もありますが、本市への影響につきましては、今議会に提出しております一般会計補正予算に計上いたしました前倒しの事業として道路の維持補修事業、橋梁の長寿命化事業、交通安全対策事業が結果として社会資本整備総合交付金の枠としてありまして、結果として社会資本整備総合交付金の枠の拡大が図れたという効果がありました。

また、国の直轄事業ではありますが、本市の関連といたしましては、議員もご指摘の国道8号野洲栗東バイパスの整備についても措置がされたところであります。

さらに、安倍政権の対策についての評価であります。これも先の他会派のご質問で申し上げましたが、景気浮揚、あるいはデフレ対策、これは私も重要なことだと思っております。よく言われておりますように、デフレというのはある意味生活習慣病と同じようなものでありまして、血圧が高い、糖尿が高い、その段階では大丈夫ですが、こうじてきますと本当に危険な状況、経済的な、あるいは雇用の創出といったものに及びますので、速やかな対応が必要ですので、そこは評価いたしますが、あわせてやはり市民、国民が安心できるような施策、また、機能不全に陥っています、先ほどもご指摘の生活保護ですとか税の仕組みですとか、そういったものもあわせて視野に入れたパッケージとしての提案が必要ではないかなというふうに考えております。

次に、県の予算編成における本市の影響についてお答えをいたします。

これにつきましては、大きなものとしては国の措置の影響もありますが、妊婦健康審査事業補助金及び子宮頸癌ワクチン接種事業補助金の廃止により3,500万円余り、自己負担金の廃止を含めると4,100万円余りの減収となります。このうち補助金分は、国の説明では市民税の年少扶養控除の廃止による増収額の未充当分で確保できるとしておりますが、これにつきましては普通交付税に影響し、算定増収分の4分の3は交付税が減少することになり、実質は市の負担がふえることとなり、私としてはこれは遺憾なことだというふうに考えております。

また、県の市町に対する補助制度を含めた各種の県民に対する施策につきましては、これは県の施策というものは市長の調整ということも重要であります。それ以前に県が県民というのは当然市民であるわけですから、本当に市民によかれということで施策を打たれば、余りそんな細やかな調整とかはなくてもびったりといい方向で力が合わさるといふふうに考えております。

昨日の新聞報道でも課題となっておりましたびわこ学園への支援につきまして、県議会特別委員会での知事の答弁が大きく乗っておりました。何か予算措置をしていない市が抵抗をしているとか、反抗をしているみたいな形の報道がされていますが、全くそういうものではございません。これは、先般ありました自治創造会議でも課題にいたしました。昨年秋の予算の来年度予算に向けての県と市長会の話し合いの場でも、当面は来年度も今年度の制度を延長するという前提になっていたのに、県は一方的に半額は市町が負担すると

いう予算措置をしたわけでありまして。それについて、各町は不安だから、とりあえず予算を措置していますが、まだ完全に足並みがそろっていない中で、最終的に予算を用意しているところにはそれをもらう。予算を用意していないところは県が出す、これでいこうということになっていまして、野洲市を始め、湖南の4市は予算措置をしていません。これはやはり、基本的な考えは市長会で足並みをそろえようというのと、もう一つは、びわこ学園の支援は政策的にやられている県の制度であると。措置権が生じた分についてはこれは財政措置をしていますが、政策的なところについては県がやるべき。現に、今回あわせて出てきています3歳児保育への支援、これも通常の3歳児は20人に1人の保育士になっているものが15人に1人という触れ込みになっていますが、全くそうではありません。27人以上になれば1人ふやすという、全然意味のわからないことをして、本来通知がされている20人に1人を15人に1人ということであれば、現在21人やったら10人、11人にして保育士を1人ふやすということ、16人になったら8人、8人にする、とにかく15人を超えればもう一人保育士をふやすという制度に変えると言うことに読めるんですが、実際は違います。

現に保育士の措置は市町の責務です。四千数百万円のお金を用意して、県が事業をする、支援をするというのは全く変なことで、本来市町に任すべきことに関与しておきながら、本来県がやるべき事業を放棄するという、もっと根本的な問題が生じている訳であります。これも本来、子どもによかれと思って措置をされれば15人に1人とか、そんな看板施策にこだわらなければ市町と足並みがそろうと思っております。

ちなみに、3歳児保育の支援は野洲市にとって全く該当いたしません。

以上のようなことで、県民は市民であるという視点で施策をしていただければスムーズな運営ができるのではないかと考えております。

次に、元気なまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

これは、河野議員ご指摘のとおり、野洲駅前のみならず、市内全域がやはり均衡ある発展を目指すことは当然であります。やはり役割分担があります。駅というのは交通の結節点、市民のすべての方が集まりやすい場所ということから、その可能性を高く生かすという方向で、今、市民、専門家を入れてご検討をいただいておりますので、それを尊重しつつ、元気なまちづくりの1つの大きな要素にしていきたいと考えております。

次に、市内の道路整備であります。具体的には県道小島野洲線の西詰めの交差点についてのお問い合わせであります。

これも何度か質問をいただいておりますとお答えをしております、いわゆるボタンのかけ違えが起こっています。現在はなぜ破綻しているかといいますと、県の計画は野洲川の左岸の道路をいったん守山側の琵琶湖大橋取り付け道路の方に振った上で、途中からまた左岸の堤防に上がろうという計画だったんですが、あそこの交差点を封鎖すると事業所から支障があるということでとん挫をしております。

その前、引っかかっておりましたのは、現況の橋が位置が低いということで、一級河川野洲川の河積、いわゆる容量が取れないということで、橋が低いということで、結局橋を架け替えるしか道路整備ができないということでありました。

それについては暫定的にできるということ国交省に私が了解を取った上で進めてきたんですが、それを進めてきたから本来今の計画があったんですが、事業所があるということで今とまっています。これ以上無理です。

今申し上げましたように、野洲川は直轄事業で大規模改修をしています。下流の橋は全部補償がされています。現在の場所は具体的な一本化はされていませんけれども、改修区間です。なぜあそこに、いわゆるクリアランスがとれていない橋が残っているのか、これはちょっとまだ説明できていません。その時に、クリアランスがとれる橋に補償でやるのか自らやるのか。やっておけば交差点も含めての改良ができたと思います。これはもう随分昔の話です。ですから、探ればどこかでボタンのかけ違いができています。現在、大きなお金をつぎこんで、後遅れですけれどもとりあえず今やっています小南市三宅線の右折どまりと同じことで、もっともっと先を見越しておけばよかったんですが、今となっては西詰交差点についてはかなりの困難要因が重なっているというふうに考えておりますので、イライラしていただいているのはわかりますけれども、やはりもう、状況を踏まえると、ある程度致し方がないという判断をしていかざるを得ないと思っております。

それよりは申し上げておりますように湖南幹線、あるいは国8バイパスを先に進める方が有効な投資になるのではないかなというふうに考えております。

次に、行政運営についての私の決意であります、これはこれまでも申し上げておりますように、良質のサービスを効果的に市民に利用いただけるように供給するということがあります。その手法としては、健全な財政、かつ運営としては透明性、公平性、公平さを保ってやろうという単純なことです。

具体的には全ての問題点、課題を議員、市民の皆さん方と共有化して、何が課題なのか本当に、そこをきちっと位置付けた上で解決していくという、全く単純なことです。

これまでは現況、課題がきちっと公開がされていませんでした。今は、公開はしていませんけれども、なかなかまだ議員、あるいは市民の方に十分伝わっていない部分があります。まずはそこを丁寧にきちっとやりとりをするというのと、先般も部長会議で職員に話したのですが、逆にこちらのことが伝わっていない、伝わっていないと思うんですが、市民の方の思いがなかなかきちっとこちらも把握できていない点もあると反省すべきだと思っています。把握しているつもりでもきちっと把握できていない。そこも両方含めて一層の情報の共有化の上に立って取り組みが必要だというふうに考えております。

次に、新病院であります。これは施政方針で申し上げましたように、凍結をしているのは検討の作業を凍結しているわけですし、計画は凍結していません。一層の議員、市民のご理解をいただくということで、さまざまな作業と情報の開示をしております。

それとあわせて、これも施政方針で申し上げましたが、現行の野洲病院のイメージが結構前提になっていますので、現行の野洲病院の健全経営、いろいろ課題がございますけれども、その枠の中で今支援をしているという前提を含めて、かつ民間病院ということにも十分配慮、尊重した上で、野洲病院のあり方がい方向に向かうことが一層市民のご理解の促進になるのではないかなというふうに考えております。

次に、農業につきましては、人・農地プラン、これにつきましてはご評価いただいておりますように、野洲市はすごくいい状況でご協力をいただいております。数につきましては先ほど申し上げましたように31プランの36集落で作成を既にいただいております。残る地域、農地が小規模であったりといったことがございますが、これにつきましては当初から予定しておりますように、市一本のプランでまとめるという方向で、最終的にはすべての地域がこのプランで計画が立てられるようにしていきたいというふうに考えております。

それと、市単独の自主的な農業施策につきましては、これも野洲市農業振興計画に基づきましてさまざまな取り組みをしていきたいと思っています。従来ですと、農政は国政、猫の目国政に振り回されているという状況でありました。今も大きな支援は国の財源ですけれども、市といたしましても農業を守る、あるいは安全安心でかつおいしい食べ物を地域で供給していただくという観点から取り組みを進めていきたいと考えております。

具体的には担い手の育成、集落営農の強化、地産地消の推進、農業のすそ野拡大のリーディングプロジェクトの推進といったところであります。

担い手の育成に関しましては、新規就農者や就農間もない農業者への技術的な指導をき

め細かく行うために農業技術指導員の配置や税理士による青年農業者経営相談会の開催、また、野洲市青年農業者クラブを軸にして、さまざまな事業展開への支援を実施してきておりますし、今後も充実したいと考えております。

集落営農の強化といたしましては、人・農地プランの作成を進めると共に、それと連携して法人化への支援を進めていきたいと考えております。さらに地産地消の推進におきましては、これまで進めておりますおいで野洲まるかじり協議会を中心に、地域農産物の地域内自給率の向上等を図ると共に、農業のすそ野拡大につきましては園芸講座の定期的な開催やムラサキイモ収穫祭の開催などのイベントを実施しており、これも今後も充実をしていきたいと考えております。

次に、学校給食と市内の事業所にある食堂などでの地産地消のシステムについてであります。これもご承知いただいておりますように、野洲の学校給食に関しましては、まず米に関しましてはすべて野洲産米でやっております野菜につきましても最大限野洲産の野菜を使っておりますが、現況では、今年度の12月までで18%ぐらいが野洲産の野菜になっています。平成23年度では22%であります。高いときには30%近くになっています。これは受け入れ側の問題ではありませんでして、供給の方がなかなか整わないということですので、先ほど申し上げました地域農業の支援の中でできるだけ学校給食にも供給していただいて、子どもたちに食べてもらうという取り組みを一層進めたいと考えております。

企業につきましても、一部ご協力をいただいておりますが、やはり価格の点等でなかなか合わないという課題がございます。この点につきましては企業の方針もありますし経営状況もありますので、できるだけご理解をいただいて採用いただけるように、今後も取り組みを進めていきたいと考えております。

さらに、先ほど申し上げましたおいで野洲まるかじり協議会を通じてスマイル市での販売を行っていますし、生産組合にはさまざまな施設整備を支援することによって、市内での大手スーパーでの販売促進も支援をいたしております。

以上、河野議員の代表質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 新政クラブ、河野議員のいじめ問題にお答えをさせていただきます。

いじめ問題につきましては、いじめにより子どもが自らその命を絶つという痛ましい事

件が発生していることは、きわめて遺憾であります。自らの命を絶つということは、理由のいかんを問わずあってはならず、深刻に受け止めているところでございます。

先にお答えをしたことと重複する部分がございますけれども、いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものであります。現に今、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、子どもが自死するような事件を二度と繰り返さないためにも、子どもの教育に関わるすべての関係者一人ひとりが改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要があります。

また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきものと考えております。

さらに、日頃から開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の方々の学校教育に対する理解と協力を得る取り組みを大切にすると共に、学級や学年、生徒会などの集団づくりにおいては子どもたちの主体性を伸ばし、人間関係力を磨き、学校、学級が決まりやルールが守られ、安心できる場所であり、だれにも役割があり、認められ場所となるよう取り組みを進め、いじめの撲滅や未然防止に努めたいと思います。

次に、道徳教育についてでございますが、道徳教育の教科化につきましては、政府の教育再生実行会議が道徳の教科化を提言しております。本市におきましては新学習指導要領の完全実施にあたり、平成23年度からは元気な学校づくりマスタープランに基づき、心の教育の充実を目指す教育活動の一環として、道徳の授業研究会の開催や保護者に向けての公開授業の実施を進め、道徳教育の充実に向けた取り組みを進めております。

道徳心や道徳性は道徳の授業のみならず、各教科や特別活動、課外活動、あるいは家庭生活や地域での生活、さまざまな体験を通して育つものであるというのが基本的な考え方でございます。この基本的な考え方に立ちまして、50年以上にわたって教材の開発や指導法の研究を重ね、指導をしてきました道徳を、今、あえて教科化する意味があるのか、また、教科化となれば検定教科書の問題や児童・生徒の心の中や人間性をどのように評価するのかといったような課題も出てまいります。

それよりも現在の道徳の授業内容や学習効果を検証することが先ではないかなと、そんなふうにも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この教科化の問題には私自身関心を持っておりますけれども、今後、文部科学省での検討を経て、中央教育審議会ですらに議論を進めることになっておりますので、この議論を注視していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 河野司議員。

○20番（河野 司君） ただいま市長並びに教育長、大変丁寧なご答弁をいただきました。大変よく理解をできたところでございますけれども、少しちょっと気になるところがございますので、二、三再質問という形になりますがちょっと問いかけたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

県の予算編成における県の予算の影響等々がございます。この県内の予算に対しましては当然野洲市としても私たちに毎年党として、また行政として、県に対していろんな要望をしているところがございます。その中で、今も市長からございましたように、道路の問題もそうですが、これも担当部長に聞いたほうがいいと思いますけど、平成24年度に要望していた予算の中でハード事業、これは福祉も教育もこれは別にして、ハード事業、整備事業、これに対するの予算の充足率、どれぐらいのパーセントになるのか、ちょっと教えていただきたい。要望に対する、滋賀県に要望しておりますその充足率、どれぐらいのパーセントを充足しているのか、ちょっとその辺、非常にお聞きしたいなどこのように思います。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後4時40分 休憩）

（午後4時41分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

河野司議員。

○20番（河野 司君） ちょっと私の質問のことが理解していただけないと思うんですけど、とにかく今予算の話ですので、野洲市が毎年ずっと昔から出している、行政としても出していますし、私たち党としても予算要望を出しているわけですよ、いろんなハード、教育、福祉、全部ありますけど。その中で、今担当部長にお聞きしたいのは、道路整備当然あかんという整備もあるし、継続事業もありますけど、うちが予算要望、県に対して要望しているその予算、あの事業もしてほしい、この事業もしてほしい、毎年やっています。これの平成25年度県の予算、野洲市に対する配分です、これがどれぐらい充足率があるのか、それはまだつかめませんか。まだわかりませんか。わからないのだったらわからないと言ったらいだけの話だ。

○議長（三和郁子君） 河野議員、再質問ですので。

○20番（河野 司君） ということでございます。また、わかれば答えていただきたいと思います。

それと、元気なまちづくりということで駅前の周辺整備のことを申し上げましたけれども、やはりこれ、私がかねがね言っているので、市長また事務局サイドでどんどん進めていっていただいている、いろんな話を集約してまとめていただいているわけなんですけど、やはり私は周辺の利害関係者、JA、JR、商工会、そして周辺住民の皆さん、また企業もございますね、そういう民間の発想というのが僕はどの辺にあるのかというのが、これがちょっとまだ見えてこない。当然民間ですので、柔軟な発想で提案をされていると思うんですけど、私は過去の行政主導で開発するよりも、当然民間主導の中でのそういう開発を望んでいるということです。

それから、やはり、例えば、今、事務局でどういう構想があるかとうことは大体わかりますけれども、その建物についても、やっぱりひとつ銅鐸型の建物をつくって、そういう目を引くというか、また、各いろいろな建築物の屋上は菜園をつくるとか、そういう発想は行政主導ではできないと思うんですよ。だから、民間の皆さんがやっぱりそういう民間活力というか、民間の知恵というものを吸収していただいた中で、駅前の周辺の整備を私はしていただきたい、これは要望ということになるんですけど、この辺は理解されているか、されていないんですよ。よしとされるのか、いや、それはあかんとおっしゃるのか、その辺だけちょっと確認をしておきたい。このように思うわけです。

あとは、市長、西詰交差点、難しいというような話、難しいで、私たち市民もそらしゃあないなというわけにはいかないんです、この問題は。これ、やっぱり非常時とか、1つの何か事件、事故が起こったら、あそこパニックりますよ。当然パニックって、あそこで絶対動かないようになります、あの交差点。そんな責任ですよ。当然人が死亡したりしたら大きな問題になります。それは県が責任をとるのか、市の責任になるのか、これは裁判されたらどっちかが被告に立たんならん話になりますので、そやから、市長がおっしゃったようにちょっと難しいと、それだけではちょっと私は納得いかない。やはり何とか交通安全対策のために手を打たないとあかんという、それは私は考えていただかなければならんということです。その辺は申しておきたいなと思います。

あと、病院の問題です。これも先ほどからの答弁、絶対必要やということで、これは話を確認しております。皆さん確認しております。当然20名、ゆくゆくは賛成と、そういうふうになるというこは必然的にわかります、私。必要なものは必要ですので、そう

いう中で、同じ私も病院というイメージ、野洲病院というのを引っ張っているからそういう懸念のご質問もあるということをおっしゃっていましたので、やはり病院、マイナーなイメージがあるのかどうか知りませんが、昔から病院というと白い巨塔やといって、そういうイメージがあったんです。だから私、そういうのももっと病院自体をカラフルにしてもよろしいし、イメージをやはり健康ステーション的に、病院というんじゃないし野洲市健康ステーションというのでカラフルに、何かイメージをそういうふうに持っただけでいいなと、これも要望なんですけど、実現していただきたい。できましたら。

こういう考えが理解できる出来るかどうか、その辺もちょっとお聞きしたい。これは私の考えですけど。

そして、済みません、最後は教育長、いろいろ施策を展開をしていって、いじめ撲滅という中で努力するというので言明をしていただきました。これも本当に学校の先生ばかり、また行政、そして地域住民、親、当然問題意識を持たないとあかんというこれは常識です。

しかし、一番やはり影響を与えているのは保護者です。まずやはり未成年の子どもたちは当然親が保護責任というのがあるわけです。親がやっぱりどう考えるかということをもっともっとやっぱり取り組んでいただかないとあかんと思うし、それからPTAさんとか保護者会というものを開催していただいて、保護者間同士でやっぱりいろいろディスカッションといいますか、いろいろなそういうテーマを設けて話し合いをしていただくということが、僕は大事なことでなかろうか、このように思う訳でございます。

以上、何かございましたらご答弁いただきたいと思えます。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 河野議員の再質問にお答えいたします。

まず、要望している事業の充足率ですが、市は国庫補助金、国庫交付金をもらおうとしているわけです。これはほぼ付いています。駅前も。むしろ、今言っておられるのは県道がどこまで整備がされるかとかということですね、おっしゃっているのは。私、先に確認したいのはそういうことなんですけど、それについてはわかりません。なぜわからないかという、県の箇所づけがまだわからんのです。

これ、前にも申し上げたと思うんですが、滋賀県は県民、市民に情報を開示していません。これは変なんです。野洲市はやっていますけども。入札発注に支障があるからといって、どこの箇所にどれだけついたかという、入札に支障があると、これは私はおかしい

と思うんです。ずっとおかしいと言っているんですが、あえて公表していませんのでわかりません。

市の方につきましてはほぼついていますが、これは予算書を見ていただいたら大体わかると思いますので、必要であればまた細かい、計算だけの話ですけど。

次に、西詰めですが、これは私、あきらめているわけと違いまして、なってすぐに河川事務所長に何回もかけあって、橋のことでトラブっていたんだから、じゃ、橋をかき上げしないでして下さい、まずそれで言ったんです。じゃ、橋はかき上げしないでいいけども、将来かき上げる前提で交差点の高さをやりなさいと言われて帰ってきたんです。こんなんしたら、あそこだけぐっとおまんじゅうみたいに盛り上がりますよね、ただ言うのはそういうことなんです。道路を整備するんだったら道路は橋が上がった前提でつくりなさい、これは河川管理者として当然のことです。でも、悪いけどそれも緊急事態だから、これは県が道路整備して橋をつくるかどうかですから、橋の予算まではとても出せない。県からしても、私は同情をするわけじゃないんですが、湖南幹線が遅れているわけです。政策的にどこをやるかといったらあそこまで遅れてきて、あれ以上やっても、先ほど申し上げましても琵琶湖大橋へのとりつけもそんなにスムーズじゃないですし、旧の吉身の方へ行く道もネックがあります。あそこは広がらない。あそこで交通量がふえたらかえって危ないわけです。

そして、琵琶湖大橋のところからは一方通行で、守山市の方へはいけません。それだけの機能のところにとどれだけの投資効果があるかどうかです。

一方これ、国の事業ではありますけれども、国8は県も付き合いをします。地元負担金。ということからすると、もっともっと早くやっておかないといけないわけです。私は最大限汗をかいたつもりです。むしろ河野議員はもっと汗をかいておられたのか、おられないのかもしれませんが、ものごとというのはあきらめるというのも必要です。次の戦略を練らんとだめです。決して手をこまねいているというわけと違って、やることは全部やりました。ですから、十字路をしようと、反問しませんけど、あえて私が聞きたいのは、河野議員はあそこを十字路でいいのか、五差路を残そうとされているのか、不便宜をかこっても十字路にするという覚悟がまずあるかないかです。現在のすべての道を生かして交差点改良すれば、結果的にはあれだけの面積であれば危険を伴います。そういうことだというふうに思っています。

それと、ちょっと前後しますが駅前ですが、これは今、一番正当な方法をやっていると

思っています。市民、専門家、そしてJR等の鉄道事業者、国土交通省を入れてあるべき姿です。民間、民間とおっしゃっていますが、私、当時から言っていますように、もともとアサヒビールという巨大な民間が開発するということでやってきたわけです。私が引き継いだときには、民間がやると思ったからアサヒビールに行くように、なんか結果的にいっていなかったから、行けていなかったみたいな感じなんです、あるいは、いい意味で心証をよくしようと思って、その当時、私就任してすぐに村井さんというもと社長が亡くなったんで、大阪までお葬式に行きました。野洲市長が言っているということで名刺を置いてきましたけど。でも、結果的には知らん間にそんなものはやるつもりはなくて、土地を買わんかと来たわけです。アサヒビールというのは、ビールだけじゃなしにいろんな飲料も製造していて、レストラン系列もやっています。あれだけの巨大な資本が、民間がやろうとしてお風呂やさんを10年間やっただけなんです、固定資産税と土地保有税をのがれで。それを民間の発想というよりは、やはり市民の健全な発想でまちづくりをするのが本来のやり方であって、ただ今後はいろんなアイデアとか手法は民間から募集しようと思っていますので、いきなり民間、民間と言うんだったら、それは過去にできなかったことを、まさに西詰交差点と一緒に。できなかったことをもう一回やれと言っておられるのと一緒にというふうに思っております。

あと、病院につきましては、これは私は必要だと思っております。これも反問しませんが、河野議員の会派はすべてまとまっておられるのかどうか、そこをはっきりしていただきたいと思います。個々にはいろいろ聞いてはいますが、やはり議会の本会議か委員会という正式な場でそれぞれの意見表明をしていただかないと、わかりません。今、代表してされているので、これはちょっと後ほど反問でさせていただきますので、予告をさせていただきますというふうに思っております。

以上お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、代表質問を行います。

教育長。

○教育長（川端敏男君） ただいまの河野議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

いじめられている子はたった1人でございます。たったという言葉はちょっと語弊があるかも知れませんが、1人でございます。その子どもの訴えとか、その保護者の打った家は真摯に訴えて、しっかりと対応をしていかなければならないということは当然のことでございますが、残り、100%で言いますと99人の保護者が、あるいは子どもがいじめていた、あるいは、傍観をしていたというような状況でございます。ですから、そういった子どもの保護者に対しまして、おっしゃるように、保護者会なんかでその実態をしっかりと保護者に伝えて、そして、保護者がこの問題を一生懸命解決しようとして努力をしているということを子どもたちにも伝えないといけない、そんなふうにも思います。そういう意味では保護者会なんかでは話題として、教師と保護者がコミュニケーションをとって解決することも1つの方法かなと、そんなふうにも思います。

また、このいじめ問題は学校だけの問題ではないというふうに思いますが、学校も大きな責任を感じておりますけれども、家庭におきましてやはり子どもを育てる基盤は、私は家庭だと思っています。学校はじゃ何をするとこかという、子どもの力を伸ばすところだというふうに考えますと、やはり家庭におきましてもしっかりいじめをしていないかと、そういったことを日常、保護者が子どもに問いかけていただくということは大事なことはないかなと、そんなふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午後4時56分 休憩）

（午後4時56分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。

なお、反問は質問議員1人つき2回までとなっております。

市長。

○市長（山仲善彰君） 1回で2点お聞きを致します。

1つは、先ほど病院について賛成だと、ご質問で言っていただきましたが、昨年夏の特

別委員会の採決では、代表質問をしていただいている河野議員の会派の中には反対の議員がおられましたけども、この場で、この時点で、代表質問をされる時点では会派の全員が私どもが提案させていただいた素案については賛成をしておられるのか、しておられないのか、そこをはっきり、これは本会議の場ですから、お答えをいただきたいと思っております。

それと、せつかくの機会ですから、先ほどの五差路であります、あれを解消しようと思うと幾つかの方策があります。道を1つとめてしまう、これは乱暴です。あとは、五差路はそれぞれに信号処理をする、ただ、これになると時間が無駄になりますから渋滞が起こると思います。河野議員としては、どういう提案をお持ちなのか。もしかお聞かせいただければ、こういう大ざっぱでも結構ですけれども、4差路にするのか5差路にするのか、どういった検討があるのか、なかなか私は難しいと思いますからここまで至っていると思いますが、河野議員の見解をお知らせいただければ幸いです。

以上、ご質問とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

河野司議員。

○20番（河野 司君） 反問ということで、初めてそういう経験で、何でも経験しておかないとあかんと思います。

とにかく、今市長がおっしゃったのは、この会派の中で代表として質問をしているのに、私は賛成だと。しかし、会派の中には反対者がおられるやないかと、こういうご指摘というか、ご不満というか、矛盾を感じておられるということなんです。はっきり言いまして、今、まだ1方は納得できないという心配をされておるといので、積極的に賛成はされておられません。私どもの1人は賛成をされておられません。まだその段階でございます。

あともう一点西詰交差点、これは前回の昨年ですけれども、質問をさせていただいたときには、1つの実験として4差路という、この図面は私ももう3年ほど前に見ています。当初こういう方向で考えているということは聞いていました。4差路です。1本をもちろん閉鎖して、堤防せきのあそこを1本閉鎖して、先ほどおっしゃったように、それで公安委員会も県も一応それで実験をやろうという、一遍やってみようということの回答を得た今の状況ですので、それができないという、事業所があるから無理だと、その無理という原因が私もわからない。道幅が狭いのか、用地というのか、なぜ狭いのか。前に聞いたわけです。大型がそこを曲がれないとか云々の説明もちょっと聞いたと思うんです。そんな

問題、その原因のためにその事業が進まないというのは、これはおかしい。やはり努力が足りない。用地買収をして道を広くするとか、河道を広くするとか、いろんなことを考えられるというわけなんです。私としてはそう思うんですけど、担当課、県に行って何回か協議をしたという、その経過、詳しくはわかりませんので、そういうふうに申ししている中です。

ですから、私は前回答弁をいただいた、先ほど市長がおっしゃった一遍堤防のあの道まで上がって、そして降りて4差路にする、用地買収は少しかかりますけど、それもやっていくという中での今現在なんです。その後の経過は説明ございません。

ということは、これはほったらかしかなと私も思っていました。そういう中での今回の質問なんですけれども、やはりほんまに今、大事故がないからいいものの、私もほぼ毎日あそこを通ります。確かにもう危ないです。前にも言っていましたけど。いつ大事故が起こるやわからん、そんな状況なんですよ。だからこれは何とか手を打たなければならんという、そんな思いで質問をさせていただきましたので、当然私の想定としては、もう何年か前に見せていただいた仮の設計図面、これが4差路でやろうという話を聞いた、その中の延長線上の今日の質問ということでございますので、私としては4差路で、あの1本は一部とめて、その交差点へ行ってもらう、この想定が一番安全対策としては早道かなと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 道路に関しましては、もう一度具体的に申しあげます。ただ、これにつきましては全協でもご説明したように、交通規制でいこうというのは、次の案だったんですが、非現実的なので今とまっております。

病院に関してですけれども、まだやはりお1人会派の中では賛成しておられないということをご確認をさせていただきました。

もう一点確認したいのですが、前の特別委員会では私としては、あるいは私どもとしては、その反対の根拠がもう少し明確ではなかった。今、河野議員が代表として把握しておられる範囲で、可能な限り、具体的にその議員さんが病院に反対しておられる理由、可能な限り具体的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 河野司議員。

○20番（河野 司君） 可能な限りということで、限りがございますけれども、私が今

把握している原因につきましては、やはり財政、将来財政を圧迫をするであろうという、その要因と、そして、先ほどの答弁にもおっしゃったように、別にそこになかっても近隣にいい病院がたくさんあるので、そこで財政負担を抱えて強行しなくてもよかろうと、こういうような今の彼の考えということでございますので、ひとつよろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（三和郁子君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時より本会議を再開いたします。

本日に引き続き、代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。（午後5時05分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成25年3月7日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 田 中 孝 嗣

署 名 議 員 鈴 木 市 朗